

日本の近世・近代翻訳論研究プロジェクト成果報告 アンソロジーと解題

序論

日本の近世・近代翻訳論研究プロジェクト代表

齊藤美野

(順天堂大学国際教養学部)

本アンソロジーは近世・近代の日本で展開された、翻訳に関する言説を「翻訳論」として取り上げ、日本に多様に存在してきた翻訳論の流れの一端を示そうというものである。私たちが「翻訳論」として扱うのは、翻訳に何らかの関わりをもつテキストであり、対象範囲は広い。翻訳にまつわる様々な言説を集め、俎上に載せようというわけである。また「翻訳」概念は、通訳を含めて広く捉えている。翻訳を歴史的に論じる際には、文書の翻訳も含まれる通訳者の活動にも目を配ることは有用に思われた。ここに収めるのは、翻訳者や学者らが翻訳方法などについて述べたテキストだけでなく、翻訳書そのものも取り上げるし、通訳者による記録や官僚(法学者)の報告書も取り上げる。訳出方法を直接的に論じる様子からだけでなく、実践や、各分野の翻訳(通訳)にまつわる文章からも、翻訳に対する各時代の人々の態度・考え方が見えてくる。

日本の近世・近代翻訳論研究プロジェクトの2014年学会年度からの3年間のプロジェクト期間を終える時に、これまでに輪読した翻訳論を、また議論した内容を日本の翻訳研究のための基本的文献と解題としてまとめ提示しようと、メンバー6名(本序論の末尾に記載)が執筆者として本稿を準備した。プロジェクト名に「近世・近代」とあるように、扱う文献の発表された時期は16世紀から20世紀であり、なるべく幅広く取り上げるようにした。さまざまな文献があるなか、社会文化的コンテキストにも目を配りながら、翻訳論の変遷と展開を探る上で有用と思われるものを選んでいく。基本的文献のアンソロジーと銘打つには扱う論の数が少なく、まだ雑駁ではあるが、プロジェクト活動の成果を学会員や一般の読者と共有したいという思いもあり、一旦まとめることとした。

本稿は、7点の原稿より成り、それぞれ翻訳論の原典を記載し、解題を付し、参考文献を挙げるという形式をとっている。日本の翻訳史を16世紀から明治期まで、順に追えるように各論を選んだ。1500年代後半のキリシタンらによる翻訳の頃から、西洋の書物がさかんに翻訳されるようになった明治時代までを扱い、間の江戸期の多様な翻訳論も発表順に並べている。16世紀のキリシタン関連文献には、目的に合わせた翻訳方法についての記述が読み取れる。また同時期にはキリシタンにより、日本における初の西洋文学の翻訳書という歴史的意義の大きい出版がなされている。江戸中期(17世紀末から18世紀初め)には荻生徂徠が中国語(学習)との関連から漢文訓読も含めて翻訳について論じ、日本語と比較的に近い関係に長くある言語を学ぶことと翻訳との関連に関心が示される。18世紀後半には、蘭学時代の始まりとなる杉田玄白らによるオランダ語からの本格的な翻訳書

が刊行される。専門書の翻訳にあたった玄白らもまた翻訳について論じている。19世紀の蝦夷地におけるアイヌ語通辞は、コミュニティ通訳者として活動した。19世紀後半の明治期には、国家の言語である「国語」との関連から表記法に気を配った翻訳が行われ、その必要が論じられる。開国後半世紀以上経った頃には近代国家の一員として認められるべく諸外国と著作権をめぐる交渉が行われ、その報告書からは「翻訳の自由」を堅持せんとする日本代表の切実な思いが伝わってくる。

以上の原典の長さは多様であり、ここに引用する分量も各論考間で一定ではない。紙幅の制約を考えながら、翻訳論として収載すべき箇所を必要最小限の分量となるよう選んでいる。原典の表記は、一部の文献(詳しくは当該原稿中にて説明)および作業環境上難しいものを除いて、そのままになるよう引用し、分かりにくい語や文字などには注を付した。本アンソロジーをきっかけとし、日本の歴史において展開されてきた翻訳論への関心が広まっていくことがあれば、私たちが研究を続けていく際に大きな励みとなる。

2018年1月2日に、柳父章先生が他界された。柳父先生は、日本において翻訳学の先駆者として多大な功績を残された。本稿を先生に感謝とともに捧げる。

【日本の近世・近代翻訳論研究プロジェクトメンバー】

齊藤美野(順天堂大学), 坪井睦子(順天堂大学), 佐藤美希(札幌大学), 長沼美香子(神戸市外国語大学), 北代美和子(翻訳家・東京外国語大学), 南條恵津子(神戸女学院大学)

【謝辞】

日本通訳翻訳学会に、2014年10月から2017年9月までの3年間にわたり、本プロジェクトをお認めいただき、ご支援いただいたことに対し、心より感謝申し上げます。

キリシタン文献 イエズス会の翻訳戦略

北代美和子

(翻訳家・東京外国語大学)

1. 原典

1.1. フランシスコ・ザビエル

1.1.1 『在欧イエズス会士宛書翰 I』[1552年1月29日]

N'este año, que estiuemos n'o lugar de Paulo, nos ocupamos em doutrinar os xpãos, em apremder a limgoa, e em tirar muitas cousas da ley de Deus em limgoa de Japão, a saber, açerqua da criação do mundo, com toda a breuidade, declaramdo ho que hera neçesario pera saberem eles, como ahy hum Criador de todas as cousas, do qual eles non tinham nenhum conhecimento, con outras cousas necessarias, até vir á encarnação de X.º, tratamdo a vida de X.º por todos os misterios até a Açemssão, e huma declaração do dia do juizo, o qual liuro com muito trabalho tiramos n'a limgoa de Japão e o escreuemos em letras nossas; e por ele liamos aos que se ffazião xpãos. pera que soubesem como avião de adorar a Deus e a Jhu. X.º pera se aberem de salvar. Ffolgavão muito os xpãos e os que não herão cristãos de ouvir estas cousas por Ihes parecer que esta hera a verdade; porque os japoens são homens de muito symgulares emgenhos e muito obediemtes á rezão; e se se deixauão de fazer xpãos. hera per temor do Senhor da terra, e não porque nam conheçião que a ley de Deus hera verdadeira e as suas leis falças.¹

1.1.2 『在欧イエズス会士宛書翰 II』[1552年1月29日]

Es cossa para mucho notar, que los chynas y los japones no se entyenden quando hablan, porque son muy dyuersas las lenguas: mas los japones, que saben la letra de la Chyna, entyéndensse por escrytura, y no quando hablan. Esta letra de la Chyna ensenña[n] en las vniuersydades de Japón, y los bonzos que las saben los tyene la gente por letrados; y es desta manera: que cada letra de la China synifyqua vna cossa; y assy quando la aprenden los japones, quando fazen una letra de la China, encyma desta letra pyntan lo que quyere dezir. Sy la letra quyere dezir hombre, pyntan encyma desta letra vna fygura de hombre, y assy en todas las otras letras. Es de manera que las letras que dan en bocablos; y quando el que es japon lee estas letras, lelas en su lengua de Japón, y el que es china, en sua lengua de China; de manera que quando hablan no se entyenden, y quando escreben, por sola la letra se entyenden, porque saben la synifycayón de las letras, y los lyng[ua]jes syempre quedan dyuersos.

Fyzymos en lengua de Japón vn lybro, que trataba de la creacyón del mundo y de todos los misterios de la vyda de Christo; y después este mesmo lybro escrybimos en letra de la China, para quando á la Chyna fuere, para darne á entender hasta saber hablar chyna.²

1.2 バルテザル・ガゴ

1.2.1 『在インド・ポルトガル、イエズス会士宛書翰 I』[1555年9月23日]

Tambem o Padre Cosme de Torres em Yamánguchi tem outro Iapão, que tambem prega, e por elle fala o Padre o que tem necessidade, e de huma palavra que lhe dizem, está no cabo, muito esparto, e corrente na lingoa, e nas cousas de Deos, e seitas de Iapão Fernandez escreve. E com tudo folgão os Iapões muito de ouvir o Irmão Fernandez, porque hé cousa nova, e espantão-se de como fala a lingoa: quando lhe correm as palavras, não há Iapão que melhor lingoa tenha que elle, nem que va mais atade no que fala.³

1.2.2 『在インド・ポルトガル、イエズス会士宛書翰 II』[1555年9月23日]

Tém estas Iapões algumas palavras por onde lhes pregavamos a verdade muito tempo, as quaes elles usão nas seitas: nas quaes depois que caí, logo as mudei, porque querer tartar a verdade com palavras de engano, e mentira, fazião elles entendimento falso. De maneira que em todas as palavras que vejo que lha são perjudiciaes, lhes ensino as nossas mesmas, porque alem das cousas que, são as suas muito differentes no coração do que nós pretendemos, assi como acabado de lhe declarar, que quer dizer Cruz, chamão-lhe elles em sua lingoa Iumogi, que hé letra sua em feição de cruz que quer dizer dez, e assi parece-lhes aos simples, que a Cruz, e a sua letra, hé o mesmo. De maneira que ou hé, que a cada passo, e sobre cada palavra se lhe avia de dar a decalaração della, ou que se lhe avia de mudar a tal palavra, e desta maneira mais de cincoenta palavras que poderão fazer dano, mas agora declarando-lhes o fim daquellas palavras suas, e peçonha que têm, e o coração das nossas, vêm a defferença que há, e que as suas palavras são falsas pera tartar as cousas de Deos, e desta maneira fazem muito mais clararo[sic] entendimento. Digo isto pera que os que estão entre gentios olhem como declarão as cousas de Deos, e pesem bem as palavras.⁴

1.3 ハビヤン抄キリシタン版『平家物語』

原典は本アンソロジー収録の南條恵津子「キリシタン文献(天草版)」(p. 21)に掲載した。

1.3.1 表紙

1.3.2 序文

1.4 ジョアン・ロドリゲス

1.4.1 『日本教会史』

すなわち、福者パードレ[フランシスコ・ザビエル]は、当時人々がどういう意味なのかその秘密がわからないままに多くの迷信を持ち、そして偶像崇拜をしているのを見て、至高至聖なるデウスをこの国の人々に教えるのに、日本人自身の用語に託すことを望まなかったからである。すなわち福者パードレはそれらの用語が、無限の善にして万物の創造主という概念を、日本人自身の諸神や偶像と同じ概念と混同してしまうものではないかと恐れ、人々が彼らのそのような言葉で創造主をお呼び申し上げるのを耳にすることを危ぶんで、決してデウスという語を変えなかったのである。そして福者パードレはデウスの無限性、およびデウスの完全性と属性を説明したのちに、日本人は今日までその

御方のことを知らなかったために、日本語で、その御方をお呼びする名前を持たなかったのである、と言った。しかしその御方を真に知り、信じる人はその御方をデウスとお呼びしているのであり、またこのようにお呼びしなければならないのだ、と言って、その言葉を耳にする人々の頭と胸に深く刻みつけるために、その言葉を口にするたびに、デウス、デウス、デウスと三度くり返すのであった。⁵

1.4.2 *Arte da lingoa de Iapam*

DO MODO DE INTRODVRZIR ALCVNS

Vocabulos nossos na lingoa Iapoa de que carecem & de como se deuem pronunciar

¶Porque na lingoa de Iapam faltam algũas parlauras pera explicar muytas cousas nossas que o sagrado Euangelho traz consigo, he necessario ou enuentar de nouo, o que em Iapam he difficil, ou tomalas da nossa lingoa corrompendo as conforme melhor cayr, na pronunciaçam de Iapoa, ficando como naturais. E porque a lingua Portuguesa, combina muyto com a Iapoa, em muytas syllabas & na pronunciaçam, comũmente della se podé tomar os taes nomes, posto quet tome bem alguns se tomaram da lat is. Esses nomes ou sam que pertencem a Deus ao santtos, ou às virtudes & algũas outras cousas de que carecem.

(略)

OS QVE PERTENCEM A DEVS.

¶Deus, Trindade, Padre, Filho, Espirito sancto, Iesus, Iesu Christo, Diunidade, Humanidade, Persona, I, Pessoa &c.

AaS CREATVRAS.

¶Natura, I, Natureza, Anjo, Arcanjo, Espirito, Espiritoal, Corporal, Lucifer, Anima, Vegetatiua, Sensiitua, Racional, Entendimento, Memoria Vontade, Consciencia, Imaginaçan, Escritura, Inferno, Paraiso, Paraiso terreal, Purgatorio, Limbo, Iuzio, Diluuiio, Empirio.

NOMES DAS VIRTUDES ACABADOS em, An, dade, &c

¶Tentaçan, Confissan, Contriçan, Satisfaçan, Iustificaçan, Purificaçan, Inspiraçan, Deuaçan, Perfeiçan, Obrigaçan.

¶Calidade, Castidade, Humildade, Humanidade, Diunidade, Virgindade.

¶Prudencia, Consciencia, Sapiencia, Potencia, Iustiça, Indulgencia, Eucharistia, Misericordia, Profecia.

¶Temperança, Esperança Persuerança, Benauenturança, Graça. Porque Gracia, corre por nome de molheres,

¶Sacramento, Mandamento, Testamento, Bautismo, Penitencia, &c.

¶Imagen, Contas, Contabenta, Iejum, Disciplina, Virgen, Orden, Cruz, Oratio, I, Oraçan, Virtus, I, Virtude, Beato, Iusto, Santo, Agnus Dei, Fides, Missa, Matrimonio, Martyr, Passion, Natal, Nascimento, Pascoa, Quaresma, Ecclesia, Somanasanta.

Mortal

Venial Toga.

Original⁶

1.5 Contemptvs mundi 『こんてむつすむん地』

1.5.1 *Contemptvs mundi jenbu*

[Qvan Daiichi] Dai ichi. Xecaino mimonaqicotouo iyaxime, Von aruji IESV Christouo manabi tatematçuru coto. (抄)

Fericudaru cocoro naqini yotte Trĩdadeno gonaixõuo somuqitatematçuru ni voiteua, sono Trindadenotacaqi voncotouariuo ronjitemo nanno yeqizo? Macoto ni cobitaru cotobaua fitouo jenninnimo, tadaxiqi fitonimo nasazu, tada jenco guiõgui coso fitouo Deusni xitaximaxe tatematçuru mono nare. Contrição toyũ cõquaino cotouariuo xiruyorimo, sono Contriçãoouo cocoroni voboyurucotoua navo conomaxiqi coto nari. Biblia toyũ tattoqi qiõmõno mõcuuocotogotocosoranj, moromoronogacuxõno gouo mina xiritemo, Deusno gotaixetto sono gocõriocunaqunba, coremina nãnoyeqica aran? Deus goittaiuo taixetni vomoi, tçucayetatematçuru yori focauamina mimonaqicoton (2字解説不能) no mimonaqi coto nari. Conoyouo itoite, tenno voncunini cocorozasu coto saijõnochiye nari. Cacunogotoquarutoquinba, suguisaru fucutocuuu tazzone motome, sorenĩ tanomiuo caquru cotoua mimonaqi cotonari. Curai, fomareuo nozominagueqi, miuo tacaburu cotomo mata mimonaqicotonari. Cotnicuno fossuru ni macaxe, jgo fanafada meivacu subeqi cotouo nozomuua, mimonaqicotonari. Guiõguino tadaxicaran cotouoba naguecazuxite, chõmeiuo nozomuua, mimonaqicotonari. Guenzaino cotouo nom imopparato xite, miraiuocacugoxezaru coto, mimonaqicotonari. Saximo fayaqusuguisaru cotoni aigiacuxite, nagaqi tanoximino aru tocoro yeisogazaru coto, mimonaqi coto nari. (略) Sonoyuyevaxiqixinno midarini nozomucotouo xitõ monoua, sonomino Cõscienciauo qegaxi, Deusno gocago naru Graçauovxinai tatematçurunari.⁷

1.5.2 卷第一 第一「世界のみもなき事をいとひ Jx⁸をまなひ奉る事」((抄))

へりくだりなきによて、ちりあんだあでの御ないせうをそむき奉らば、其御ないせうのたかき御事をろんじてもなにのゑきぞ○まことにこびたることばは、善人にもただしき人にもなさず。ただ善のおこなひこそ、人を D の御ないせうにあはせ奉る者也○こんちりさんといふこうくはいのことはりをしるよりも、それを心にたもつ事はなをこのましき事也○びいびりあといふたつとききやうものうへをことごとくそらんじ、もろもろのがくしやうのごをしりつくしても、D の御大切とがらさなくんば、みななにのゑきぞ○御御一たいを大切におもひ、つかへ奉る事よりほかは、みもなき事のみなみもなき事也○世をいとひと天のくににいたらんところざす事、さいじょうのちゑなり。しかるときんば、はつるたからをたづねもとめ、それにたのみをかくる事、みもなき事なり○くらみのほまれをのぞみなげき、身をたかぶる事も、みもなきことなり○こつにくののぞみをしたい、いごふかくめいわくすべき事をのぞむは、みもなき事也○ぎやうぎのただしからん事をなげかずして、ながいきをのぞむは、みもなき事也。げんざいの事をのみもつぱらとして、みらいのかくごをせぬ事は、みもなき事也○はやくはつることを大切におもひ、はつる事なきたのしみをいそぎもとめぬも、みもなき事也○((略))其ゆへはしきしんのみだりなるのぞみをしたふ者は、こんしゑんしやをけがし、D のがらさをうしなふ者也。⁹

2. 解題

2.1 「キリシタン版」における翻訳、その歴史と目的

「キリシタン文献」とは 16 世紀後半から 17 世紀半ばにかけて、日本でキリスト教の布教活動をおこなったカトリックの宣教師や日本人信徒らによって作成された一連のテキストを指す。なかでも 1591 年から 1614 年ごろのあいだに、日本国内で印刷された書籍を「キリシタン版」と称する。「キリシタン版」は、国文学、国語史学、書誌学、キリスト教神学、民俗学、文化交流史など多様な分野で研究・分析の対象とされてきた。しかし、西欧語からの日本語への翻訳が多数含まれているにもかかわらず、「キリシタン版」の研究に翻訳学の視点が導入されたのは比較的新しく、ようやく 1980 年代にはいつてからだと言われる(鈴木 2009, p. 401)。

「キリシタン版」の翻訳の特徴としてまずあげられるのは、翻訳出版の目的がキリスト教の布教というただ一点に収斂されることである。カトリック教会は 16 世紀半ばより、ルターらプロテスタント勢力による宗教改革に対抗する形で、ヨーロッパ外へのキリスト教布教を推し進めた。布教の先鋒を務めたのが、イグナティウス・デ・ロヨラ(Ignatius de Loyola) (1491-1556) 率いるイエズス会であり、その会員たちはインド、アフリカ、南米、フィリピン、中国など世界各地に福音の伝道に赴いた。最初に日本を訪れたのは、イエズス会の創設メンバーのひとりであり、ロヨラの右腕的存在だったフランシスコ・ザビエル(Francisco Xavier) (1506?-1552) である。ザビエルは 1549 年に鹿児島に上陸、布教活動を開始した。

ヨーロッパ外の土地にキリスト教の教えを広めようとするとき、イエズス会が採用したのは「適応主義」であった。たとえば中国では、

マテオ・リッチをその代表とするイエズス会の宣教師たちは、キリスト教の布教のためには、徹底した「適応主義」を採用した。

彼らは相手方の文化に身を置き、できるだけ相手方の風俗・習慣・思想を受け入れようとした。服装は中国の衣装を身にまとい、ことばも中国語を操った。そして、彼らにとっては最も崇高であるはずのキリストの図像さえ、「中国風」に変えてしまったのである。(内田 2012, p. 35)

日本布教にあたって、イエズス会士は日本の衣服を着用し、肉食を慎むなど、日本の習慣を尊重しようとした。しかし、キリスト教を伝えるためには、なによりもまずその教義を現地の言葉で説くことができなければならない。イエズス会の外国人宣教師は現地語の習得に努め、福音と教義を現地語に翻訳した。ザビエル自身、

日本へ赴いたとき、実に大胆な同化方針を持っていた。古い伝統を誇りとしていた日本の文化を破壊しないで、その優れた点をすべて尊重し、キリスト教の戒律・習慣などをそれになるべく順応させようとした。[中略]このような方針の下で、宗教用語としては、やはり日本の言葉を採用するつもりであった。(チースリク 1970, p. 555)

豊臣秀吉や徳川家康の通訳者も務め、通事バテレンとして名高いジョアン・ロドリゲス(João Rodrigues) (1561-2?es とし)は『日本教会史』で、ザビエルが日本布教にあたって、日本の風習に従おうと努力し、現地人の通訳者では満足せずに、みずからその言葉を習得しようとしたことを強調している。(ロドリーゲス 1970, pp. 361-366)。また『日本教会史』には、「パウロ・デ・サンタ・フェー[日本

人通訳者]の通訳を利用して、福者パードレ[ザビエル]はその教説を日本語に翻訳した」(ロドリゲス, loc. cit.)とあり、ザビエルが日本人通訳者の手を借りて、キリスト教の教理を翻訳していたことが明記されている。『在欧イエズス会士宛書翰 I』(資料 1.1.1)は、ザビエル自身が、来日早々、教義翻訳に着手したこと、その困難なことを在欧のイエズス会士に報告する書翰である。

イエズス会はまた宣教師の日本語教育のために、日本語の文法を研究し、学習用のテキストを編纂した。上記の通事ロドリゲスの編纂した日本語文典 *Arte da Lingoa de Iapam* は、イエズス会士による日本語研究の集大成と言える。

日本語学習用テキストの一冊として、ここでは『ハビヤン抄キリシタン版平家物語』(資料 1.3)をあげる。これは編者である日本人イルマン(修道士)不干ハビアン(Fucan Fabian) (1565-1621)が、原作を口語の対話形式に書きあらためたものである。「題辞」(資料 1.3.1)では、あえて異教徒の書物を印刷する目的は言語習得にあると明記し、それも神に仕えるひとつの道であると説く。「序」(資料 1.3.2)の記述によれば、編者に対して、「師」より布教における語学習得の重要性が示され、また編集の方針として、「兩人相対して雑談をなすがごとく、ことばのてに^マはを書写せよ」と指示があった。この記述からは、『キリシタン版平家物語』が会話の教本として編纂された可能性が示唆される。

1579 年に来日したイエズス会東アジア管区巡察師アレッサンドロ・ヴァリニャーノ(Alessandro Valignano) (1539-1606)は、福音を伝えるには日本人の力が必要不可欠であると考え、日本人聖職者を養成するための教育機関を整備した。上流階級の日本人少年を対象とした「セミナリオ」、外国人宣教師の日本語習得・日本文化理解をはかり、日本人聖職者を養成するための「コレージョ」、イエズス会入会志願者を教育するための修錬院「ノビシヤド」が各地に開設された(新村・終 1993, pp. 65-66)。

イエズス会は、このような教育機関での教育や布教に必要な書物を現地で調達するために、世界各地に活版印刷機を持ちこんだ。日本には天正遣欧少年使節団が 1590 年の帰国のさいに、グーテンベルク式活版印刷機を持ち帰っている。この印刷機はポルトガルで購入され、使節団に同行した日本人信徒コンスタンチヌス・ドラトゥスらが、現地で活版印刷の技術を習得した(米井 2009, p. 30, 中西 2015, p. 229)。使節団帰国翌年の 1591 年には加津佐のコレージョで最初のキリシタン版『サントスの御作業の内抜書』が印刷された。当初は欧州より持ち帰ったローマ字活字しかなかったためにローマ字本のみが印刷されたが、早くも 1591 年には片仮名、次いで平仮名の木活字が作られて国字本の印刷が可能になった。1598 年には金属活字で国字本『サルヴァトル・ムンヂ』が印刷されている(チースリク op. cit., pp. 558-559)。またイエズス会士で画家のジョヴァンニ・ニコラオが西洋絵画と銅版画の技術を日本人信者に伝授したので、キリシタン版の表紙に銅版画を掲載することができた(米井 op. cit., p. 364)。

2.2 「キリシタン版」の分類

日本国内で印刷された「キリシタン版」はその内容によって次のように分類できる。

1) 文典・辞書

① 辞書

- ・ *Dictionarivm Latino Lvsitanicvm ac Japonicvm* (羅葡日対訳辞書、ラテン語/ポルトガル語/日

本語、ローマ字、1595年)

- ・ 『落葉集』(漢字字書、日本語、国字、1598年)
- ・ *Vocabulario da Lingoa de Iapam* (日葡辞書、ポルトガル語/日本語、ローマ字、1603-4年)
- ・ その他

②日本語文典

- ・ *Arte da Lingoa de Iapam* (ロドリゲス編日本大文典、ポルトガル語/日本語、ローマ字、1604-8年)

③ラテン語文典

日本人のラテン語学習に使用されたと考えられる。

- ・ *De Institvione Grammatica* (アルヴァレス編ラテン文典、ラテン語/ポルトガル語/日本語、ローマ字、1594年)

2) 文芸書

外国人宣教師の日本語・日本文化学習用のテキスト、あるいは日本人への国語教育のために編纂された。

- ・ 『平家物語』(日本語、ローマ字、1592年)
- ・ 『伊曾保物語』(日本語、ローマ字、1593年)
- ・ 『金句集』(日本語、ローマ字、1593年)
- ・ 『倭漢朗詠集卷之上』(日本語、国字、1600年)
- ・ 『太平記抜書』(日本語、国字、1598-1614?)

3) ラテン語の宗教書

イエズス会士の精神修養のために出版された。また教育機関でのラテン語学習にも使用されたとと思われる。

- ・ Ignacio de Loyola, *Exercitia Spiritvalia* (1596年)
- ・ Bartolomeu dos Mártires, *Compendivm Spiritvalis Doctrinae* (1596年)
- ・ Manuel de Sà, *Aphorismi Confessariorm* (1603年)
- ・ Luis de Cerquiera, *Manvale ad Sacramenta* (1605年)
- ・ Manuel Barreto, *Floscvli* (1610年)

4) 日本語の宗教書・教義書

日本人に対して、カトリックの教義を日本語で説くために編纂された。

- ・ 『サントスの御作業の内抜書』(ローマ字、1591年)
- ・ 『ヒデスの導師』(ローマ字、1592年)
- ・ 『ドチリナ・キリシタン』(ローマ字、1592年、および1600年)
- ・ 『どちりいなきりしたん』(国字、1592年ごろ、および1600年)
- ・ 『ばうちずもの授けよう』(国字、1592年ごろ)
- ・ 『コンテムツス・ムンヂ全部』(ローマ字、1596年)

- ・ 『サルヴァトル・ムンヂ』(国字、1598年)
- ・ 『ぎやどべかどる』(国字、1599年)
- ・ 『おらしよの翻訳』(国字、1600年)
- ・ 『サカラメンタ提要付録』(ローマ字、1605年)
- ・ 『スピリツアル修行』(ローマ字、1607年)
- ・ 『こんてむつすむん地』(国字、1610年)
- ・ 『ひですの経』(国字、1611年)

2.3 「キリシタン版」と翻訳

「キリシタン版」のうちで、とくに翻訳が深くかかわってくるのは日本語の宗教書・教義書であり、これには布教の過程で宣教師と日本人信徒のやりとりを通じて、しだいに形を成していったもの(『ドチリナ・キリシタン』『ばうちずもの授けよう』『サルヴァトル・ムンヂ』)とラテン語、スペイン語など西欧語からの翻訳書がある。翻訳書の原題、および明示されている翻訳者・序文署名者名は以下のとおりである(新村・終 op. cit., pp. 393-397)。

- ・ 『サントスの御作業の内抜書』
原文(一部) Luis de Granada (1504-88)、*Introduction del Symbolo de la Fe*
翻訳者 養方軒パウロ、洞院ビセンテ
- ・ 『ヒデスの導師』(『ひですの経』)
原文 Luis de Granada、*Introduction del Symbolo de la Fe*
序文署名者 スペイン人宣教師ペドロ・ラモン Pedro Ramon (1550-1611)
- ・ 『コンテムツス・ムンヂ全部』(『こんてむつすむん地』)
原文 *De Imitatione Christi*
- ・ 『ぎやどべかどる』
原文 Luis de Granada、*Gula de peccadores*
- ・ 『おらしよの翻訳』
原文 *Doctrinae Christianae*
- ・ 『サカラメンタ提要付録』
原文 Luis de Cerquiera、*Manuale ad Sacramenta*
- ・ 『スピリツアル修行』
原文 Gaspar de Loarte (1498-1578)の著作、福音書の抜粋など
翻訳者(第2部)イエズス会神父

日本人の翻訳者としては、ほかに元琵琶法師で、日本人初のイエズス会士となったロレンソの名も知られている。『在インド・ポルトガル、イエズス会士宛書翰 I』(資料 1.2.1)は、ロレンソが言語能力に優れ、書物の校閲にあっていたこと、また修道士フアン・フェルナンデス(Juan Fernández) (1526?-67)の流暢な日本語が日本人を魅了していたようすを証言する。書翰執筆者のイエズス会士バルテザル・ガゴ(Bartesar Gago) (1520?-83)は1552年に日本に派遣され、ロレンソの助けを得て

教義書『二十五箇条』を編纂した(新村・柀 op. cit., p. 50)。

翻訳者については、巡察師ヴァリニャーノの報告書 *Sumario de las casas que pertenecen a la Provincia de Japón* (『日本要録』1583年)に次のような記述もある。

(……)彼等[日本人]は日本語を書いたり話すことをすべて知って居り、その土地の出身者として、これを深く学び練習することができる。これは外国人である我等の何びとにも到達できないことで、我等は如何に学んでも、言語に関しては、会話は彼等に比べると子供のようであるし、書くことを知り、著述はおろか書物をよく理解することにさえ到達できない。これは日本に於いては極めて重要なことである。すなわち他の方法では、我等は絶対に好評や信用を獲得できぬし、キリスト教徒の幸福や統括に必要な書籍を翻訳することも著述することもできない。今日まで我等はこれを経験し来たのであり、今までに著わされたものは、すべて日本人イエズス会修道士の手になるのである(ヴァリニャーノ 1965, pp. 244-245)。

ヴァリニャーノの証言はガゴの書翰とは多少矛盾するが、ヴァリニャーノには日本人修道士をイエズス会に受け入れることの重要性を主張する意図があった点も考慮すべきだろう。「キリシタン版」の翻訳はフェルナンデスのような日本語を解する外国人宣教師とロレンソ、ハビアン、養方軒らの日本人信徒の共同作業によって進められていったと考えるのが妥当と思われる。翻訳者については、翻訳テキストの精査から、なんらかの手がかりが得られるかもしれない。

2.4 「キリシタン版」の翻訳に見られる戦略

日本が西欧語、西欧の文化・思想に直接、触れたのはこれが初めてであり、西欧語から日本語への翻訳は、文字を共有しない言語からの翻訳という意味で、従来、日本でおこなわれてきた中国語文の翻訳とは決定的に異なっていた。中国語からの翻訳では、仏典の翻訳に見られるように、漢字を媒介として新しい概念をそのまま日本語に取り入れることができた。つまりシニフィアン(signifiant)とシニフィエ(signifié)をまとめて日本語の体系にとりこめたわけである。『在欧イエズス会士宛書翰 II』(資料 1.1.2)は、このような日本人と漢字の関係を証言するものとして興味深い。イエズス会士が日本語をかなり深く研究していたことを示す資料でもある。また、日本に次いで中国への布教を画策していたザビエルが、すでに教義を日本語から中国語に翻訳していたことが述べられており、マテオ・リッチ(Matteo Ricci) (1552-1610)による中国語訳に先駆けていたという点で注目に値する。

西欧語からの翻訳にあたっては、これまでの中国語からの翻訳のように、漢字を媒介とすることは不可能である。したがって、それまで日本には存在せず、新たにもたらされた概念を日本語にするためには、中国語からの翻訳とは異なる対応をする必要があった。上述したように、ザビエルは、日本人にとってはまったく新しい概念であるキリスト教の思想をできるかぎり日本語で表そうとした。日本における布教活動でザビエルに次ぐ重要な役割を果たしたヴァリニャーノも、日本にキリスト教を広めるためには、宣教師が日本語を学習し、日本文化に対する理解を深めなければならないと考えていた。このようなイエズス会の「適応主義」には、翻訳学の用語でいう「動的等価」(Nida 1964, p. 159)と通じるものが見られる。ヴァリニャーノは仏教を研究し、キリスト教の教義を日本語にするにさいして、仏教語を援用することもあった。狭間芳樹は、ローマ字本『コンテムスツムンヂ』第一章第二

十三「死するの観念の事」に仏教用語が多用されている点に触れ、次のように指摘している。

仮にこの語[Rinju xonen(臨終正念)]がすでに一般語へと変転していたとしても、仏教的色彩が完全に失われていたとまでは考え難い。したがって、むしろ未だ仏教的なイメージが損なわれていない点に着目し——換言するなら、人々の間に広く共有されていた死生観を援用するとの意図から、イエズス会が仏教語を用いたと考えてよいのではないか。(狭間 2015, p. 41)

一方で、ザビエルらは、このような仏教用語の援用がキリスト教の教義を歪める危険性も熟知していた。キリスト教の神 *Deus* に対する訳語として、当初、真言宗の大日如来の略語「大日」を採用したザビエルが、*Deus* と「大日」の違いを指摘され、ただちにその日の辻説法で「大日な拝みあつそ」と「大日」を否定したという有名な逸話が残っている(チースリク *op. cit.*, p. 555)。ジョアン・ロドリゲス『日本教会史』(資料 1.4.1)は、ザビエルが(「大日」を排して)「デウス」を採用するに至った経緯を述べる。最終的には、*Deus* など重要な用語 50 語あまりについては、ラテン語、あるいはポルトガル語を音訳して、そのまま使用することが決定された。あえて翻訳学の用語で言えば、「形式的等価」(Nida *ibid.*)の方針をとったことになる。ガゴの『在インド・ポルトガル、イエズス会士宛書翰 II』(資料 1.2.2)および『日本大文典』(*Arte dalingoa de Iapam*, 資料 1.4.2)は、この間の事情を説明する。キリスト教の概念を、どう翻訳すべきか、日本語でどう表現すべきか、ザビエルらが試行錯誤を重ねていたようすがうかがえる。

ところで江戸期の蘭学・洋学の翻訳、明治期の西欧語からの翻訳では、新しい概念を漢字を利用した造語によって表すことが盛んにおこなわれた。しかしキリシタン文献の翻訳では、ロドリゲスが「日本では造語は困難である」(資料 1.4.2)と言っているように、造語はおこなわれなかった。ローマ字本『*Contemptvs mundi*』の訳語を分析した松岡も「翻訳のために在来の和語、漢語で言い換えを行ったが、新語を造語することはなかったと言えよう」(松岡 1979, p.17)と結論している。これもまた、イエズス会士がキリスト教の概念を正確に伝えることにかたがたこだわっていたかを示す事例ではないだろうか。

2.5 *Contemptvs mundi* (ローマ字本)『こんてむつすむん地』(国字本):キリシタン翻訳の実例として

以上の諸資料から、イエズス会士はキリスト教の教義を歪めることなく、しかも日本人にわかりやすく伝えるために、音訳と仏教概念の援用をたくみに組み合わせていたと考えてもよいだろう。¹⁰ このような翻訳の方針を、*Contemptvs mundi* 『こんてむつすむん地』(資料 1.5)において検証してみたい。

2.5.1 *Contemptvs mundi* 『こんてむつすむん地』について

原書は 15 世紀にラテン語で書かれた *De Imitatione Christi*、著者は聖アウグスチノ会修士トマス・ア・ケンピス(Thomas a Kempis) (1380?-1471)と言われてきたが確定はされていない。『キリストを模倣して』というタイトルが示すとおり、1 巻から 3 巻までは修道生活を送るにあたって守るべき生活上の戒め、あるいは心の持ちようが説かれ、4 巻には聖体の秘蹟について、そして聖体を拝受するさの心得が書かれている。キリスト教の書としては、聖書に次いで世界中でもっともよく読まれたと言われ、世界各国の言語に翻訳された。¹¹

「キリシタン版」のタイトルは第 1 巻第 1 章の表題 *De imitatione Christi et contemptu mundi omniumque eius vanitatum*. (キリストを見習い、世界のすべての空しいものを軽蔑すること)の *contemptu mundi* の音訳である。ちなみにキリシタン版ではこの章題をローマ字本は *Dai ichi. Xecaino mimonaqicotouo iyaxime, Von aruji IESV Christouo manabi tatematçuru coto*、国字本は「せかいのみもなき事をいとひ Jx をまなび奉る事」と訳している。天草で印刷されたローマ字本(1596 年)と原田アントニヨが京都で出版した国字本(1610 年)が現存する。ローマ字本の緒言に *Latinno xõfon yori taxicani fonyacu xi* と明記されており、ラテン語より翻訳したものと思われる。ただしスペイン語からの翻訳、あるいはスペイン語訳を参照した可能性も排除されてはいない(三橋 1979, pp. 38-41, 尾原 2002, p. 299)。ローマ字本が原書にほぼ忠実なのに対し、国字本は「司祭や修道者に関係する部分は割愛され、一般信徒向きに適宜抜粋した抄訳本であるが、文章はローマ字本より平易でこなれているといえる」(尾原 *op.cit.*, p. 303)。

2.5.2 『こんてむつすむん地』の訳語選択

ローマ字本(資料 1.5.1)と国字本(資料 1.5.2)をラテン語原文と比較すると、*Trinitate* (*Trĩndade*/ちりあんだあて・三位一体)、*compunctionem* (*Contrição*/こんちりさん・痛悔)、*Bibliam* (*Biblia*/びいびりあ・聖書)、*conscientiam* (*Cõsciencia*/こんしゑんしや・良心)のように、キリスト教の根幹にかかわる重要な語については、ガゴの書翰にあるとおりポルトガル語の音訳を使用している。*Gratia* (恩寵)はローマ字本では *gocõriocu* (ご合力)と和訳、国字本では「がらさ」と音訳されている。一方、ローマ字本でも *Dei gratiam* (神の恩寵)を「*Deusno gocago naru Graça*」と訳し、ポルトガル語の *Graça* をそのまま使用している例もあり、ローマ字本出版と国字本出版のあいだで、訳語が次第に変化していった過程をうかがわせる。*Trinitate*、*compunctionem*、*Gratia*、*conscientiam* は『日本大文典』(資料 1.4.2)においてポルトガル語で音訳すべきものとして挙げられており、訳語についてガゴ『在インド・ポルトガル、イエズス会士宛書翰 II』(資料 1.2.2)にあるとおり、一定の規範が定められていたことがわかる。¹²

また *Trinitate* 「*Trĩdadeno gonaixõu* /ちりあんだあでの御ないせう(内証)」、*compunctionem* 「*Contrição toyũ cõquai* /こんちりさんといふこうはい(後悔)」、*Bibliam* 「*Bibliatoyũtattoqi qiõmõn* /びいびりあといふたつとききやうもん(経文)」など、音訳を採用した語については、説明を加えて読者の理解を助けている。加筆部分では「内証」「経文」のような仏教的な語彙も積極的に使用している点に注目したい。ローマ字本にある *Graça* の説明「*Deusno gocago*」が国字本にないのは、すでにこの語が日本人信徒のなかに定着したことを示唆するのだろうか？

「キリシタン版」として最初に印刷・出版された『サントスの御作業の内抜書』と比較すれば、国字本『こんてむつすむん地』の文体ははるかに洗練されており、原文の調子の再現を試みている。たとえば *Vanitas vanitatum* で *vanita* の音を訳者は「みもなき事のみなみもなき事」とし、*Vanitas*(もなき事)の語をたたみかけるように繰り返しながらだいに高揚していく原文の調子を、「みもなき事也」の反復によってみごとに訳文に反映させた。引用箇所にはないが、キリストから信者へは「いかに子」(*Fili*)「いかになんじ」、信者からキリストへは「いかに御あるじ D」(*Domine Deus*)と、呼びかけの言葉で始まるキリストと信者の対話は、厳しい言葉のなかにも、父なる神の信者への慈しみとキリストに対する信者の崇敬の念を伝えて、翻訳者のなみなみならぬ表現力を示している。5 年後の 1605 年に

印刷された『サカラメンタ提要付録』は、ラテン語本文の邦訳を巻末に付したもののだが、宗教文としての格式を備え、リズム感のある美文で、すでにマニエリスムの様相を呈してさえいる。『サントスの御作業の内抜書』以来、わずか 15 年のあいだに、おそらくは日本語によるキリスト教教義の理解が深まるのに歩調を合わせるようにして、翻訳の表現技術も大きな進歩を遂げていたのである。

3. 参考文献

- チースリク, H. (1970)「キリシタン書とその思想」海老沢有道、H・チースリク、土井忠生、大塚光信『キリシタン書 排耶書』日本思想体系 25 (pp. 551-592) 岩波書店
- 狭間芳樹 (2015)「A・ヴァリニャーノによる仏教語使用の企図--『日本史』(1601)を手がかりに--」
http://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/197477/1/asia13_03.pdf (2017年9月8日)
- 米井力也 (2009)『キリシタンと翻訳 異文化接触の十字路』平凡社
- 松岡洗司・三橋健編 (1979)『コンテムツス・ムンヂ』勉誠社
- 松岡洗司 (1979)「コンテムツス・ムンヂ第1巻翻訳語彙試論」松岡洗司・三橋健編『コンテムツス・ムンヂ』(pp. 8-28) 勉誠社
- 三橋健 (1979)「コンテムツス・ムンヂ 書誌解題」松岡洗司・三橋健編『コンテムツス・ムンヂ』(pp. 29-47) 勉誠社
- 中西保仁 (2015)「『書物がひらくルネサンス』へようこそ」『ヴァチカン教皇庁図書館Ⅱカタログ』(pp. 222-230) 印刷博物館
- 尾原悟 (2002)「キリシタン版『コンテムツス・ムンヂ』について」『コンテムツス・ムンヂ』(pp. 291-312) 教文館
- 折井善果・白井純・豊島正之 (2011)『ひですの経』八木書店
- 折井善果編 (2011)『ひですの経』教文館
- ロドリゲス, ジョアン (1970)『日本教会史 下』岩波書店
- 新村出、柗源一校註 (1993)『吉支丹文学集1』(東洋文庫 567) 平凡社
- 鈴木広光 (2009)「解説」米井力也『キリシタンと翻訳 異文化接触の十字路』(pp. 401-412) 平凡社
- 内田慶市 (2012)「イソップの東漸」内田慶市・鼓宗・柏木浩・角伸明・近藤昌夫『文化の翻訳あるいは周縁の詩学』(pp. 11-22) 水声社
- ヴァリニャーノ (1965)『日本巡察記』桃源社
- Nida, E.A. (1964) *Towards a science of translating*. Leiden: E.J.Brill
- SANCTI FRANCISCI XAVERII (1899-1900). *Monumenta Xaeriana, Ex Autographs Vel Ex Antiquioribus Exemplis, Tomus Primus, Matriri*

【著者紹介】

北代美和子(KITADAI Miwako) 翻訳家。東京外国語大学講師。

【注】

1. (出典)SANCTI FRANCISCI XAVERII (1899-1900). *Monumenta Xaeriana, Ex Autographs Vel*

Ex Antiquioribus Exemplis, Tomus Primus, Matriti, pp. 680-681. なおここに収録した文献はいずれも動作環境の制約から、一部の活字、アクセントなどが正確に表示されていない場合がある。

(要旨)パオロ(日本人信徒アンジロー)の故郷(鹿児島)に滞在した年には、私たちはキリスト教徒に教理を教え、言葉を習い、神の教えの多くのことを日本語に翻訳して、忙しく過ごした。日本人がまったく知らない世界の唯一の創造主のこと、キリストの受肉、昇天までのキリストの全生涯の玄義、最後の審判について説明した。この本をたいへんに苦労して日本語に翻訳し、私たちの文字(ローマ字)で書いた。救済のためには、キリストを礼拝しなければならないことを彼らが理解できるように、読んで聞かせた。

2. (出典)SANCTI FRANCISCI XAVERII (1899-1900). *Monumenta Xaeriana, Ex Autographs Vel Ex Antiquioribus Exemplis, Tomus Primus, Matriti*, p. 672 & p. 674.

(要旨)中国人と日本人は言葉がたいへん違うので、話すときにはおたがいを理解できない。中国の文字を知る日本人は書いたものは理解するが、話すときはわからない。中国の文字は(日本の)大学で教えられ、それを知る仏僧は他の人びとから学者とみなされている。中国の文字は一字一字がひとつのことを表している。日本人が中国の文字を習うときは、中国の文字を書き、その意味を描く。文字が「人」の意味なら、その上に人間の形を描く。いくつかの文字で言葉ができているときも、同様にして読む。日本人がこれらの文字を読むときは日本語で読み、中国人は中国語で読む。文字の意味を知っているから、書くときは文字によってたがいに理解しあう。

私たちは世界の創造とキリストの生涯の玄義すべてを扱った本を日本語で書いた。私たちが中国にいき、中国の言葉を知るまでのあいだ、私たちのことを理解させることができるように、そのあと同じことを中国の文字で書いた。

3. (出典)東京大学史料編纂所編纂(1996)『日本関係海外史料 イエズス会士日本書翰集 原文編之二』(pp. 236-237)東京大学

(要旨)山口のコスメ・デ・トルレス神父のところにも、説教をする日本人(Lourenço)がいる。神父は彼を通訳者にして、必要なことを話し、人々に答えている。彼(Lourenço)は理解力があり、たいへんに賢く、言葉が流暢で、神のことや日本の宗派に詳しく、フアン・フェルナンデス修道士が書いたことを校正している。日本人はフアン・フェルナンデス修道士が話すのを聞いてとても喜ぶ。それは新しいことであり、彼が日本語を話すことに驚くからだ。これ以上に優れた言葉を使う日本人はいない。

4. (出典)東京大学史料編纂所編纂(1996)『日本関係海外史料 イエズス会士日本書翰集 原文編之二』(pp. 251-252)東京大学

(要旨)これらの日本人はある言葉をもっており、私たちは長いあいだ、その言葉によって真理を説いてきた。彼らはその言葉を自分たちの宗派のなかで使っていることに気づいてすぐに、私たちは言葉を変えた。誤謬や虚偽の言葉で真理を語る時、彼らは誤解をしていたからだ。だから有害と思われるすべての言葉については、私たちの言葉を教えている。新しいことには新しい言葉が必要であり、彼らの言葉は真理において、私たちが述べようとすることとは大きく違っているからだ。彼らにクルス(十字架)の意味を説明すれば、彼らはクルスを自分たちの言

葉で Iumoji (十文字)と呼ぶ。これはクルスの形をした彼らの文字で「十」を意味する。単純な人たちは、クルスと自分たちの文字が同じものだと思う。そのために一語ごとに意味を説明するか、その言葉を変える必要がある。害となる 50 語あまりを、そのように変更した。彼らにそのような言葉の意味、そのような言葉が含む悪い意味、私たちの言葉の真の意味を説明したので、彼らは違いがあること、彼らの言葉では神を語るのに不正確であることを認めている。このようにして、彼らはいっそう明確に理解している。私がこのことを語るのは、異教徒のなかにあるとき、神のことをどう説くか注意し、よく考えるためである。

5. (出典)ジョアン・ロドリゲス(1970)『日本教会史 下』(p. 425)岩波書店
原典は João Rodrigues Tçuzzu S.J., *História da Igreja do Japão*, 第3巻第13章。原典はロドリゲスの最晩年に執筆されたと考えられるが、未刊行に終わった。第1巻、第2巻には活字印刷本 *História da Igreja do Japão, pelo P.^e João Rodrigues Tçuzzu S.J. Preparada por João do Amaral Abranches Pinto*. Vol. I, Notícias de Macau, 1954 (Coleção Notícias de Macau XIII) 、および Vol.II, Notícias de Macau, 1955 (Coleção Notícias de Macau XIV) がある。第3巻には活字印刷本が存在しないため、ポルトガル語原典を収録できなかった。
6. (出典)Rodrigues, J. (1976). *Arte da Lingoa de Iapam* (pp. 361-362) 勉誠社
本資料のファクシミリ版読み取りには坂本真実子氏(ポルト大学博士課程後期)のご協力を得た。坂本氏にお礼を申し上げる。なおこのファクシミリ版には印刷のにじみがあり、一部、正確に読み取れなかった部分がある。
(要旨)日本語に欠けている語彙とその発音法について。
福音とそれに関わるいくつかの語について、あてはまる日本語がない場合は、新しく造語するか、原語を日本語的に発音するかである。造語は困難である。ラテン語から取り入れたものもあるが、ポルトガル語と日本語は発音が似ているので、ポルトガル語から取り入れることができる。
(以下、音訳をした単語を「神に関するもの」「創造物に関するもの」「徳に関するもの」に分類して列挙している。)
7. (出典)松岡洸司・三橋健(1979)『コンテムス・ムンヂ』勉誠社(Bodleian Library 所蔵版)
8. ゼスキリント(イエス・キリスト)。原文ではモノグラムで表されている。
9. (出典)新村出・柊源一(1993)『吉支丹文学集 1』(pp. 187-188)平凡社
(ラテン語原文) *Quid prodest tibi alta de Trinitate disputare, si careas humilitate unde displiceas Trinitati? Vere alta verba non faciunt sanctum et justum, sed virtuosa vita efficit Deo carum. Opto magis sentire compunctionem quam scire definitionem. Si scires totam Bibliam, et omnium philosophorum dicta quid totum prodesset, sine charitate et gratia? Vanitas vanitatum et omnia vanitas præter amare Deum et illi soli fervire. Ista est summa sapientia per contemptum mundi tendere ad regna cælestia.*
Vanitas igitur est divitias perituras quærere, et in illis sperare. Vanitas quoque est honores ambire, et in altum se extollere. Vanitas est carnis desideria sequi, et illud desiderare unde postmodum graviter oportet puniri. Vanitas est longam vitam optare, et de bona vita modicum curare. Vanitas est præsentem vitam solum attendere, et quæ futura sunt non prævidere. Vanitas est diligere quod cum omni celeritate transit, et illuc non festinare ubi sempiternum manet gaudium.(略) Nam

sequentes suam sensualitatem maculant conscientiam, et perdunt Dei gratiam.

10. 長年、行方不明になっていた『ひですの経』が 2009 年にアメリカ・ハーバード大学で再発見され、このような考え方に疑問が呈されることになった。『ひですの経』はルイス・デ・グラナダの *Introduction del Symbolo de la Fe* の翻訳だが、他のキリシタン文献にはない特徴がある。そのひとつに 1611 年という最末期の出版にもかかわらず、表題の『経』にも見られるとおり、ふたたび仏教用語が多用されている点があげられる。これには翻訳が開始された時期、宣教環境の変化、弾圧に対する対処など、さまざまな要因が考えられる。今後の分析・研究が待たれるところである。詳しくは、折井・白井・豊島(2011)、折井(2011)を参照のこと。
11. ラテン語原文 <http://www.thelatinlibrary.com/kempis/kempis1.shtml> (2017 年 9 月 12 日) はもちろん、英訳、仏訳などもネット上に公開されている。日本でも、大沢章・呉一訳『キリストにならいて』(岩波文庫、1960 年)をなど、十指にあまる翻訳がある。
12. 松岡(1979)はローマ字本の訳語を詳細に分析し、和語・漢語・句(パラフレーズ)・外来語(音訳)に分類している。外来語 44 語のうち、24 語を例示しているが、そのほとんどが、ロドリゲス(資料 1.4.1)が、音訳をすべき語として列挙した語と重複する。

キリシタン文献(天草版) 翻訳に見るイエズス会の布教方針

南條恵津子
(神戸女学院大学)

1. 原典

1.1『インポのハブラス』表紙・序文および「鳥と、獣の事」

[表紙]

ESOPONO FABVLAS

Lationuo vaxite Nippon no cuchito nasu mono nari.

IEVS NO COMPANHIA NO

Collegio Amacufani voite Superiores no gomenqiotoxite coreuo fanni qizamu mono nari.

Goxuxxe yori M.D.L. XXXXIII.

[序文]

DOCVIVNO FITOYE TAIXI TE XOSV

Sôjite fitoua mimonaqi tauamuregotoniua mimiuo catamuqe, xinjitno qeðqeuba qiqui taicutfuruni yotte, mimigicaqi cotouo atçume, cono monogatariumo fanni qizamucoto, tatoyeba jumocuuu aifuruni cotonarazu; fonoyuyeu vyeqiniua yeqinaqi yedafa vouoxito iyedomo, fono nacani yoqi mi aruvomotte yedafauo muyôto vomouanuga gotoqu nari. Carugayuyeni Superioresno vôte vomotte cono monogatriuo Latinyori Nipponno cotobani yauarague, iroriono xenzacuno nochi, fanni firacaruru nari. Core macotoni Nipponno cotoba qeicono tameni tayorito naru nominarzu, yoqi michiuo fitoni voxie cataru tayoritomo narubeqi mono nari.

[鳥と、獣の事]

Torito, qedamonono coto.

Torito, qedamonono nacaga fuuani natte, qiÿxen ni voyobu cotoga atta. Sonotoqi chôru tabitabi ri uo vxinðte, qiuo nomi, coyueo nomu tocoroni cõmori teuo cayete qedamono cataye cõfanfuruni yotte, chôruino ginnia iyoiyo chicarauo votoxi, faigũmo touokaranu tei giato filomequ tocoroni, vaxitoyÿ aramuxaga fufumidete tacaracani yũua: vonovonoua nanigotouo vovabiaruzo? iculaua xõbuno coto nareba, catçumo, maqurumo tada toqino vunni yoru coto gia. Cojeivomotte vôtejini catçu cotoua fono tamexiga naidemo nai: tatoi fõvð cujacuno teuo caye rarurutomo, vareraga ychizocuno arð fodode, mugenifaigun furucotoua arumajiini iuanya cõmorizzureno vocubiðmono domoga goman jũman teqini tçuitarebatote, xengiðye ideteua fitofamo yevõmaizo : izararaba condoua vareraga ychimon laqiuo caqete iculauo fajimeðzuru. Vonovono atouo curomefaxerareito famo

tanomoxigueni nonoxitte yuqeba, xochômo koreni qio nauoite, qedamono no gunye vosiyofuruni, qedamono motocara machikaqeta cotonareba, toqimo utçufazu, utte dete, itçumono gotoqu xitaredomo, condoua vaxino chôguivomotte icufani fanauo chirafuruni yotte, qedamonomo vouoito iyedomo, canete fiðguiuo xenandani yotte, fanzanni qiritaterare, xeibið amata vtaxe, cajeni conofano chiruyðni, tôzaini faifocu xita. Cononochi torimo qedamonomo guifeiuo yamete, vayono totonoyeuo naite, firoi nobeni deyðte, fanquai xita. Sonotoqi chôruï no mðxitaau: condo tagaino icufani taretoemo bexxinuo cuuatateta monoua naini, cðmoriga yaxinua jendai mimon no jiũzai gianï yotte, connichiyori chôruino ychimouuo falluruzoto yũte, torino yxðuo faguitori, facuchũni faiqai furu cotomo yurufarezu, yðyð carai inochi bacariuo tafucatte taixut xita.

Xitagocoro.

Ychizocuno nacaou fanarete, tenca, coccauo atayôto yûtomo, teqifðni tçuquna. Tatoi yttan yeiguani focorucoto arito yûtomo, tçuiniua teqifðno cocoronimo fuginai monoto vomouðzu: fonovye xidaini michimo sebð nari, mino voqidocoromo aru maito yũ gui gia. 大英図書館所蔵本影印/福島(1976: 54-55)

[翻字 表紙]

インポのハブラス。

ラチンを和して日本の口と為すものなり。

ゼズスのコンパニヤのコレジョ天草においてスペリヨレスの御免許として、これを板に刻むものなり。

御出生より一五九三。新村・柊(1957/1993)『吉利支丹文学集 2』(225)

[翻字 序文]

読誦の人へ対して書す

惣じて、人は実もなき戯言には耳を傾け、真実の教化をば聞くに退屈するによって、耳近きことを集め、この物語を板に刻むこと、喩へば樹木を愛するに異ならず。その故は樹には益なき枝葉多しといへども、そのなかに良き実あるをもつて、枝葉を無用と思はぬが如くなり。故に、スペリヨレスの仰せをもつて、この物語をラチンより日本の言葉に和げ、いろ々の穿鑿の後、板に開かるるなり。これ真に日本の言葉稽古の為に便りとなるのみならず、善き道を人に教へ語る便りともなるべきものなり。(ibid.: 226)

[翻字 鳥と、獣の事]

鳥と、獣の中が不和になつて、弓箭に及ぶことがあつた。その時鳥類度々利を失うて、気を呑み、声を呑むところに、蝙蝠手を換へて獣の方へ降参するによつて鳥類の陣には愈々力を落とし、敗軍も遠からぬ体ぢやとひそめくところに、驚といふ荒武者が進み出で高らかに言ふは、「各々は何事をお侘びあるぞ？ 軍は勝負のことなれば、勝つも負くるもただ時の運に依ることぢや。小勢をもつて大勢に勝つことはその例が無いでもない、仮令鳳凰、孔雀の手を換へらるゝとも、我らが一族の有らう程で、無下に敗軍することは有るまじいに、況や蝙蝠づれの臆病者どもが五万十萬敵に附いたればとて、戰場へ出でゝは一羽もえ追ふまいぞ、いざさらば今度は我らが一門先を駆けて軍を始めうず

る。各々後を黒めさせられい」とさも頼もしげに^{ののし}匍つてゆけば、諸鳥もこれに気を直いて、獣の陣へ押し寄するに、獣元から待ち掛けたことなれば、時も移さず、打つて出て、いつもの如くしたれども、今度は鷺の調儀をもつて軍に花を散らすによつて、獣も多いといへども予て評議をせなんだによつて、散々に切りたてられ、^{せいびよう}精兵数多打たせ、風に木の葉の散るやうに、東西に^{はいほく}敗北した。この後鳥も獣も^{ぎへい}義兵を止めて、^{わよ}和与の調へを^な為いて、広い野辺に出逢うて参会した。その時鳥類申したは、「今度互ひの軍に誰とても別心を企てた者は無いに、蝙蝠が野心は前代未聞の重罪ぢやによつて、今日より鳥類の一門を^{はつ}破するぞ」と言う[原文ママ]て、鳥の衣裳を剥ぎ取り、白昼に徘徊することも許されず、漸々辛い命ばかりを助かつて退出した。

下 心。

一族の中を離れて、天下、国家を与へうといふとも、^{てきほう}敵方に付くな。仮令一旦榮花に誇る事有りといふとも、遂には敵方の心にも筋無い者と思はうず、その上次第に道も狭うなり、身の置き所も有るまいといふ儀ぢや。(ibid. 283-285)

(下線および現代仮名遣いによるルビは引用者による)

1.2.1 『天草版平家物語』表紙および編者不干斎ハビヤンによる序文

[表紙]

NIFONNO

COTOBATO

Hiftoria uo narai xiran to

FOSSVRV FITO NO TAMENI XEVANI YAVARAGVETARU FEIQENO MONOGATARI.

IESVS NO COMPANHIA NO

Collegio Amacufani voite Superiores no gomenqio to xite core uo fan ni qizamu mono nari.

Goxuxxe yori M.D.L.XXXXII. 大英図書館所蔵本影印/福島(1994: 表紙)

[序文]

Docujuno fitoni taixite xoufu.

Sore IESVS no Compamhiano Padre Irman coqúo fatte sōca banriuo touoxito xitamauazu, bōbōtaru cocaini funauatari xite fōcusá fengino Fusōni atouo todome, tenno minoriuo firome, mayoyeru xujō uo michibicanto xeijeiuo nuqinde tamō coto coconi xet nari. Yomo mata zōacu fujenno mini xite, isasacamotte curiqi naxito iyedomo, cono fitobitouo xi toxi, sono xiriyeni xitagai, negaiuo vonajū fu. Coreuo mononi fifuru toqimba faiqini tçuqu ni cotonarazu: xi cocoonvoite yoni ximexi tamōua, cōxōno cauocuuo tçucuranto foffuruniua, mazzu fono vtçuuamonouo tocuxi, guiojinno guiorin uo yen to vomō toqimba, xirizoite amiuo mufubuni xiqu coto naxi. Sareba varera cono cunini qitatte, tenno minoriuo tocanto furuniua, cono cunino fūzocu uo xiri, mata cotobauo taffubeqicoto moppara nari. Carugayuyeni cono riōgiō no tafuqeto narubeqi Jichiiqino xouo vaga cunino monjini vtçuxi xini chiribamétoufu: nági fono xouo yerande coreuo ameto: vare motoyori tacumi alōxite, fai mijicaxi, chikarano voyobu tocoroni arazaruni yotte, xenji bantai futo iyedomo Sancta Obedientiano muneni macaxe, jefiuo ronjezu, qimeini xitagō mono nari. Xicareba cotobauo manabigaterani Jichiiqino

võjiuo tommurõbeqi xo core vouoxito iyedomo, nacanzzucu Yeizáno jürío, monfaini na tacaqi Guenye fõinno xeifacu feiqemonogatarini xiquua arajito vomoi, coreuo yerande xoja xento fossuruni nozonde, mata vagaxinotamõua: ima cono feiqe uoba xomotno gotoquni xezu, riõnin aitaixite zõutanuo nafuga gotoqu, cotobano tenifauo xoja xeyoto nari: fono yuyeuo tazzunureba, cagacu xite xõtata furuua tçunenno fõ nari: nanzo motouo tçutomezu xite fuyeuo toranya? caxicoqi yoricaxicocaranto naraba, fono tedateuo caye, ichigũuo mamoru becarazu. Carugayuyeni cotobano tenifa nomini arazu, cono cunino fũzocu toxite ichininni amatano na, quanyno tonaye aru coto uomo faqubexito nari: yuyeicantonareba, core monono riuo midafuni yotte, tacocuno cotobauo manabanto furu xosinno fitono tameniuua võqinaru famatague nari. Ima cono cotobauo manabanto jita cuuatatçuru coto mattacumotte betno guini arazu: tattoqi vonxu Iefu Chirifõno Euangelhono minoriuo firomen tame nareba, cono xiguanno tayorito narazaru cotouoba minamotte nozocazõba arubecarazu tono gui nari. Yo xirizoite gvanu cuuõruni, cono coto macotoni fono iuare naqini arazu: ichiichimotte mina xica nari. Yotte miguino xiguanno atedocoroni võji, xino meini xitagatte, azaqeriuo banminno xitõni vqẽcotouo cayerimizu, cono monogatariuo chicarano voyobutocoroua fonjonocotobauo tagayezu xoja xi, nuqigaqi to naxitaru mono nari: Fuxite cõ, facuga no cunxi coreuo yonde, jõfucõ xite faino mijicaqi uo chõrõ furu coto nacare. Toqini goxuxxe 1592, Dezembro. 10.

Fucan Fabian tçuxxinde xofu. 大英図書館所蔵本影印/福島(1994: 頁数記載なし。ただし次の頁に3の番号あり)

[翻字 表紙]

日本の言葉と Hiftoria を習ひ知らんと欲する

人のために、世話にやはらげたる平家の物語。

IESVS の COMPANHIA の Collegio 天草において

Superiores のご免許としてこれを板に刻むものなり。

御出世より M.D.L. XXXXII

亀井高孝・坂田雪子(1965)『ハビヤン抄キリシタン版平家物語』第二版(1)

[翻字 序文]

読誦の人に対して書す。

それ IESVS の Companihia の Padre Irman 故郷を去って蒼海万里を遠しとし給はず、茫々たる巨海に船渡りして粟散辺地の扶桑にあとをとどめ、天の御法をひろめ、迷へる衆生を導かんと精誠をぬきんで給ふことここに切なり。予もまた造悪不善の身にして、いささかもって功力なしといへども、この人々を師とし、そのしりへに従ひ、願ひを同じうす。これをものに比するときんば蠅驥につく¹に異ならず: 師ここにおいて予に示し給ふは、工匠の家屋を造らんと欲するには、まづその器を利くし、漁人の魚鱗を得んと思ふときんば、退いて網を結ぶにしくことなし。さればわれらこの国にきたって、天の御法を説かんとするには、この国の風俗を知り、またことばを達すべきこと専らなり。かるがゆゑにこの両条の助けとなる日域の書をわが国の文字にうつし、梓に鏤めんとす: 汝その書を選んでこれを編めと: われもとより巧み浅うして、才短し: 力の及ぶところにあらざるによって、千辞万退すといへ

ども、Sancta Obedientia の旨にまかせ、是非を論ぜず、貴命に従ふものなり。しかればことばを学びがてらに日域の往事をとむらふべき書これ多しといへども、なかんずく叡山の住侶、文才に名高き玄惠法印の制作「平家物語」にしくはあらじと思ひ、これを選んで書写せんと欲するに臨んで、また我が師のたまふは：今この平家をば書物のごとくにせず、兩人相對して雑談をなすがごとく、ことばのてに／＼はを書写せよとなり：そのゆゑをたづぬれば、下学して上達するは常の法なり：なんぞ本をつとめずして末をとらんや？ 賢きより賢からんとならば、その手だてを変へ、一隅を守るべからず。かるがゆゑにことばのてにはのみにあらず、この国の風俗として、一人にあまたの名、官位の稱へあることをも避くべしとなり：ゆゑいかんとなれば、これものの理をみだすによって、他国のことばを学ばんとする初心の人のためには大きな妨げなり。今このことばを学ばんと自他企つること全くもつて別の儀にあらず：尊きおん主 Iesu Christo の Euangelho の御法をひろめんためなれば、この志願のたよりとならざることをばみなもつて除かんずんばあるべからずとの儀なり。予退いて愚案を加ふるに、このことまことにそのいはれなきにあらず：一々もつてみなしかなり。よつて右の志願のあてどころに応じ、師の命に従つて、嘲りを万民の指頭に受けんことをかへりみず、この物語を力の及ぶところは本書のことばをたがへず書写し、抜書となしたるものなり：伏してこふ、博雅の君子これを読んで、情深うして才の短きを嘲弄することなかれ。時に御出生 1592 Dezembro. 10
不干 Fabian 謹んで書す。(ibid.: 3-4) (下線および現代仮名遣いのルビは引用者による。また翻字引用文献中ではコンマ・ピリオドが用いられているが、本稿では句読点に改めてある。)

1.2.3 『平家物語』 卷第二 第一(部分)

Guiuđ namidauo vofayete areua fate Fotoqegojen to zonzuruga, yumeca, vtçtuçtu cato yũtareba, Fotoqe mōxita ua Guiuđ: cono yōna coto uo mōxeba, cotoataraxũ gozaredomo, mōfazu ua mata vomoi xiranu mi to nari maraxōzureba, fajime yori xite mōfu: motoyori vatacuxi ua fuifāno mono de dafare maraxōzuruvo, Guiuđ gojeno mōxijđ ni yotte cofo mexi yoxeraremo gozatta ni, vonna no cai nai coto ua, vagami uo cocoro ni macaxeide voxitomerare maraxita cotoua icafodo cocoroũ gozattaga, fonata no dafare faxerareta uo mita ni tçuqtemo, itçuca vagami no vye de arđ to vomōtareba, vrexũ ua nōte, vxōji ni izzureca aqi ni auade fatçubeqi to caqi vocaxerareta fude no ato uo guenimo to vomōte canaxũ zonjita. Itçuzoya mata mefare faxerarete imayđ uo vtauaxerareta nimo vomoixirarete cofo gozattre. Sononochi ua yuquye uo donata tomo xiri maraxenandani, cayđni fama uo cayete fitocoro nito vçetamauate nochi ua, amari vrayamaxũte, tçuneni itoma uo coi maraxitaredomo, Qiyo. farani gomochii nafarenanda: tçucuzzucu mono uo anzuruni, xaba no yeigua ua yume no yume nareba, tanoximi facayetemo nani xōzo? Ima cono xe ni goxđ uo negauaideua, nairii ni xizzndaraba, vkamu yo ua arumaji: toxi no vacai uo tanomōzuru coto de mo nai: rōxō fugiđ no xecai naraba, tare totemo ladame ga nai: izzuru iqi no iru uomo matçu maji, cagerđ inazzuma yorimo nauo facanai yttan no tanoximi ni focotte goxđ uo vafureōzuru coto no canaxifā ni, qefa maguire idete cđ natte cofo maittare to yũte, cazuita qinu uo vchinoqeta uo mireba, ama ni natte qita. Cono yōni fama uo kayete maittaraba, figoro no toga uoba yurufaxerarei: yurusđ to vomouaxerareba morotomoni nenbut uo mōxite, fitotçu fachifu no mito narōzu. Sore mo nauo qi ni auazu ua, coreyori donata ye nari tomo mayoi yuite, icanaru iuaqi no fazama nimo taure fuite, inocni no arđ caguiri ua nébut uo mōxite goxđ

uo tafucarǒzuru to yũte, fode uo cauo ni vosi atete, famezame to caqicudoitareba, Guiuǒ macotoni fonata no core fodoni vomoi aru toua yume nimo xiraide, vqiyo no naca no afamaxifa ua vagami uo cofo vxi to vomouǒ coto giani: tomofureba, fonata no coto ga vramexũte, vǒjǒ no foquai uo togueǒzuru cotomo canauǒ tomo voboyezu, conjǒ mo goxǒ mo namaxiini xifonjita cocochi de atta ni: cono yǒni fama uo cayete vojiattareba, figoro no vrami ua tçuyu, chiri fodonimo nocoranu. Ima ua vǒjǒ mo vtagaini: cono tabiua foquai uo togueǒzuru coto cofo, nani yorimo vrexii coto gia. Vareraga ama ni natta coto uo yoni arigatai cotono yǒni fito mo iy, vagami nimo vomǒta ga, core ua mi uo vrami, yo uo vramite no coto nareba, fama uo cayuru mo cotouarigia. Ima fonata no xucqe ni curabureba, coto no cazu demo nai. Sonata ua nagueqi mo naxi, vrami mo naxi, cotoxi ua mada jũxichi ni cofo naru fito ga, core fodo yedo uo itǒte, jǒdo uo negauǒ to fucǒ vomoi voiriatta cofo macotono dai dǒxin toua miyetare. Izafaraba morotomoni goxǒ uo negauǒ to yũte, yottariyxxo ni comottte, afayũ Fotoqe no maye ni fana, cǒ uo fonayete yonen mo nǒ goxǒ uo negǒte tçuini bujini vouatta to, mǒfu. 大英図書館所蔵本影印/福島(1994: 104-107)

[翻字]

妓王涙をおさへてあれはさて仏御前と存ずるが、夢か、現かと言うたれば、仏申したは：このやうなことを申せば、こと新しくござれども、申さずはまた思ひ知らぬ身となりませうずれば、はじめよりして申す：もとよりわたくしは推参の者で出されませうずるを、妓王御前の申し状によってこそめしよせられてもござつたに、女のかひないことは、わが身を心にまかせいでおしとめられませられたことは、いかほど心憂うござつたが、そなたの出されさせられたを見たにつけても、いつかわが身の上であらうと思つたれば、嬉しうはなうて、障子にいつれか秋にあはで果つべきと書きおかせられた筆の跡をげにも思つて悲しう存じた。いつぞやまた召されさせられて今様を歌はせられたにも思ひ知られてこそござつたれ。そののちはゆくへをどなたとも知りませなんだに、かやうに様をかへてひとところにと承つてのちは、あまり羨まうて、つねにいとまをこひませられたれども、清。さらに御用ひなされなんだ：つくづくものを案ずるに、娑婆の榮華は夢の夢なれば、楽しみ榮えても何せうぞ？今この瀬に後生を願はいでは泥犁^{ないり}²に沈んだらば、浮かむ世はあるまじい：年の若いを頼まうずることでもない：老少不定の世界ならば、たれとても定めがない：いづる息の入るをも待つまじい、かげろふ稲妻よりも、なほはかない一旦の楽しみにほこつて後生を忘れうずることの悲しさに、けさまぎれいでてかうなつてこそ参つたれと言うて、かづいたきぬをうちのけたを見れば、尼になつて来た。このやうに様をかへて参つたれば、日ごろの科をば、許させられい：許さうと思はせられば、もろともに念仏を申して、一つ蓮の身とならうず。それもなほ氣に合はずは、これよりどなたへなりとも迷ひゆいて、いかなる岩木のはざまにも倒れ伏いて、命のあらうかぎりは念仏を申して、後生を助からうずると言うて、袖を顔におしあてて、さめざめとかきくどいたれば、妓王まことにそなたのこれほどに思ひあるとは、夢にも知らいで、うき世のあさましさはわが身をこそ憂しと思はうことぢやに：ともすればそなたのことがうらめしうて、往生の素懐をとげうずることかなはうともおぼえず、今生も、後生もなましひにし損じた心地であつたに：このやうに様をかへておぢやつたれば、日ごろの恨みは露、ちりほども残らぬ。今は往生も疑ひない：このたびは素懐をとげうずることこそ、何よりもうれしいことぢや。われらが尼になつたことを世にありがたいことのやうに人も言ひ、わが身にも思うたが、これは身を恨み、世を恨みてのことなれば、様

をかゆるもことわりぢや。今そなたの出家にくらぶればことのかずでもない。そなたは歎きもなし、恨みもなし、ことしはまだ十七にこそなる人が、これほど穢土を厭うて、浄土を願はうと深く思ひおいりあつたことこそまことの大道心とは見えたれ。いざさらばもろともに後生を願はうと言うて、^{よったり}四人一所に籠つて、朝夕仏の前に花、香をそなへて、余念もなう後生を願うてつひに無事に終わった、と申す。

亀井高孝・坂田雪子翻字(1966)『ハビヤン抄キリシタン版平家物語』(88-91) (下線は引用者による。)

1.3 『天草版金句集』

[冒頭部]

XIXO, XIXXO

nadono vhiyori nuqi idaxi,

qincxũto nafu mono nari.

Vôcata foreforeni chũfuru mono nari. 大英図書館所蔵本影印/福島(1977: 1)

[77] Gunsõ imada iy caxicazaruni xõ vyetaruto iuazu.

Cocoro. Fiõrõ mo nõte mexiuomo caxicanu vchini vyetato yũna. (ibid.: 14)

[78] Guixiuo tũcõniua zaiovomotte xezu: carugayuyeni guixaua fujinxano tameni xixezu: chixaua anxuno tameni facarazu.

Cocoro. Guiuo vomõ xincauo tũcõniua, tacarauo torafuru bacarivomotteua narnu: guiuo vomõ monoua guiuo vomonjenu xijinni taixiteua inochio futenu. Chiye aru xincaua dõriiuomo qiqiirenu xujinno tameniua catũ facaricotouomo megurafanu. (ibid.: 14)

[80] Govõ qenqacuuo conomeba fiacuxeini fanõ vouoxi. Sovõ laiyouo conomeba, qiũchũ gaxi vouoxi.

Cocoro. Xitajitaua xujinno fuqi conomu cotouo manabu mono gia. (ibid.: 15)

[115] Nezumiuo miruni, caua atte rei naxi: fitotoxite rei naqiuo xixezuxite nanica xen?

Cocoro. Fitotoxite rei naiua nezumini cotonaranu mono gia: iqitemo cainai guizo. (ibid.: 20)

[130] Qenuo motomuruniua tocuvomotte xi, xeiuo itafuniua michi vomotte fu.

Cocoro. Qenjinuo atũmuruniua tocuvomotte xi jinguino michiuo tadaxũ xeideua naranu. (ibid.: 23)

[136] Qimi xinuo tũcõni, reivomotte xi, xin qimini tũcõmatũuruni chũvomotte fu.

Cocoro. Qimiua xincani reiguiuo tũcuxi, xincaua qimini tũxetuo tũcufuga michigia. (ibid.: 24)

[]の番号は翻字版に合わせ、便宜上引用者が付したものを。

[翻字]

(冒頭部)四書、七書

などのうちより抜き出し、金句集となすものなり。

大方それぞれに註するものなり。吉田澄夫(1938/1969)『天草版金句集の研究』(1)

[77]軍竈ぐんそういまだ飯炊かしかざるに、将饑めいゑたりと言はず。

心、兵糧もなうて飯をも炊かぬうちに饑ゑたと言ふな。(ibid.: 22)

[78]義士を使ふには財をもつてせず、かるが故に義者は不仁者のために死せず、智者は闇主のために謀らず。

心、義を思ふ臣下を使ふには寶を取らするばかりをもつてはならぬ。義を思ふ者は義を重んぜぬ主人に対しては命を捨てぬ、智恵ある臣下は道理をも聞き入れぬ主人のためには勝つ謀をも運らさぬ。(ibid.: 23)

[80]呉王劍客を好めば百姓ひやくせいに癩瘡多し。楚王細腰さいようを好めば、宮中餓死多し。

心、下々は主人の好きこのむことを学ぶものぢや。(ibid.: 80)

[115]鼠をみるに皮あつて禮無し。人として禮なきは死せずして何かせん

心、人として禮ないは鼠に事ならぬものぢや。生きて効ない³儀ぞ。

[130]賢を求むるには徳を以つてし、聖を致すには道を以つてす。(ibid.: 33)

心、賢人をあつむるには徳をもつてし、聖人をあつむるには仁義の道を正しうせいではならぬ。(ibid.: 37-38)

[136]君臣を使ふに禮を以つてし、臣君に仕うまつるに忠を以つてす。

心、君は臣下に禮儀を盡くし、臣下は君に忠節を盡くすが道ぢや。(ibid.: 39)

(下線および現代仮名遣いのルビは引用者による)

出典

[77] 三略、上略

軍竈未炊将不言饑。(ibid.: 214)

[78] 三略、中略

使義士不以財、故義者不為不仁者死、智者不為闇主謀。(ibid.: 214)

[80] 『平家物語』 卷十二 法性寺合戦事(後漢書馬援伝子廖)

呉王好劍客百姓多癩瘡、楚王好細腰宮中多餓死。(ibid.: 214)

[115] 詩經、鄘風相鼠

相鼠有皮無儀、人而無儀不死何為。(ibid.: 217)

[130] 三略、下略

求賢以徳、致聖以道。(ibid.: 219)

[136] 論語、八佾第三

君使臣以禮、臣事君以忠。(ibid.: 219)

2 解題

2.1 資料概説

イエズス会巡察師⁴アレッサンドロ・ヴァリニャーノ(Alessandro Valignano)の発案により、大友宗麟をはじめとするキリシタン大名の名代として 1582 年、使節団がヨーロッパに派遣された。この使節団は 1590 年、グーテンベルク印刷機を携えて帰朝した。イエズス会はこの印刷機を用い、1591 年からおよそ 20 年の間に辞書・キリスト教教義書・世俗的読み物を合計 30 点以上刊行した。これらが、キリシタン版と言われる日本初の活字印刷物である。キリシタン版のうち、1592 年から 1596 年の間に天草学林(天草コレジオ)で刊行されたものは天草版と称される。天草学林とは 1591 年から 1597 年にかけて、現在の天草市に存在した、宣教師養成のための神学校である。

キリシタン版が一般にも知られるようになったのは、英国の外交官アーネスト・サトウ(Earnest Satow)が『日本イエズス会刊行書目』*The Jesuit Mission Press in Japan, 1591-1610* を発表した 1888 年以降のことである。

キリシタン版はこれまで、思想史研究や宗教史研究で多く取り上げられてきた。日本語の音がすべてローマ字表記されていることから、室町期の日本語の発音を知り、また日本語の発音の変化を検証する資料として研究されることも多かった。本稿では、キリシタン翻訳・編集に、当時の社会およびイエズス会の布教方針がどのように反映されているかに焦点をあてる。

本稿で取り上げるのは天草版のうち、『イソポのハブラス』(以後『ハブラス』の略称を用いる)⁵(イソップ寓話)・『平家物語(抄)』・『金句集』(各種金言を集めたもの)という、ジャンルは異なるがどれも世俗的な 3 つのテキストである。この 3 つが合冊され、1593 年に出版された。この書のユニークさは、ラテン語・漢文・日本語を起点言語(Source Language, 以後 SL)とし、そして日本語を目標言語(Target Language, 以下 TL)としながら、想定読者が日本語を母語としないヨーロッパ人宣教師であり、このため表記にアルファベットが用いられているところにある。

それぞれのテキストについてごく簡単に説明しておこう。

『ハブラス』は、日本に伝えられたイソップ寓話でも最も初期のものである。イエズス会は中国での宣教に際しても、イソップ寓話を用いていた(永田:2006)ことから、日本でも出版が企画されたものと考えられる。『ハブラス』は「天草版」「天草本」等、「天草」という地名を冠され、17 世紀に国字で刊行された仮名草子の伊曾保物語とは区別されている。20 世紀にローマ字から国字に翻字され『伊曾保物語—天草本』⁶『キリシタン版エソポ物語』⁷等として出版された。本稿では、翻訳の方針が明示されていると考えられる、冒頭部および序文、そして翻訳の方針が具体的に現れている寓話として「鳥と、獣の事」を取り上げる。

『天草版平家物語』(『ハビヤン抄平家物語』と称される場合もある)は、イエズス会のイルマン⁸で日本語母語話者の不干斎ハビヤンが、『平家物語』の一部を翻案し、ローマ字に改めたものである。ヨーロッパ人宣教師が、日本の歴史・文化と日本口語を学ぶ資料の一つとして編まれた。仏教思想と深く関わっていると考えられがちな『平家物語』を、イエズス会が出版したことは興味深い。本稿では、ハビヤンがこの『平家物語』を編んだ動機が明示されていると思われる序文、そして仏教とキリスト教とのかかわりかたがあらわれていると考えられる妓王・仏御前のエピソードを取り上げる。

『金句集』とは、室町時代に盛行した格言集である。現存するものに『伊達家本金句集』山岸文庫本金句集』金榜集』天草版金句集』等がある。『天草版金句集』も、『天草版平家物語』と同じくヨ

一ロッパ人宣教師が日本語を習得し、日本文化を理解するための教材として編まれたものと考えられる。本稿では、戦国時代の日本での布教に際し、儒教語がどのように用いられたかに焦点を定め、『論語』『三略』『平家物語』等を出典とする項目を取り上げる。原典の翻字については、読みやすさに資するため、引用者が現代仮名遣いで適宜ルビを付した。

2.2 『イソポのハブラス』

2.2.1 起点テキストと翻訳/編集者

日本文化が初めて出会った西洋の文学作品であり、翻訳史上も重要な一冊であると言えるだろう。「ラチンを和して、日本の口と為す」と表紙にあるが、何を底本としたかは原典には明記されていない。新村・柀(1957/1993)は先に文語体の訳文があったと推定し(209)、小堀(1978)も「直接ラテン語から翻訳されたとは思われない。今は失われてしまったが、原書からの直接訳本である『祖本』の手書き稿本がまずあり、これに基づいて一方にローマ字口語体本が生まれ、他方に文語体の国字本が生じた」(159-160)と述べている。原典について小堀は、イエズス会が携えてきたラテン語テキストは、15世紀初めにドイツで出版されたシュタインヘーヴェル版(ドイツ語・ラテン語のバイリンガルテキスト)の異本のうちのどれかであるとし、これを底本として日本語の祖本が作られ、そこからキリシタン版が編まれたと考えている(163-169)。小堀の指摘通り、この『ハブラス』がラテン語からの直接翻訳ではないとすれば、序文にある「いろ々の穿鑿」とは祖本の文語体を、身近な口語体に書き改めることであったと考えられるだろう。翻訳者については明記されず、不明である。日本人イルマンである不干斎ハビヤンによるものとする研究もある(井手 1976: 29)。また翻訳部分をハビヤンが担当し、教訓の部分を高井コスメが担当したという説もあるが、これは高井が九州の出身で、註解部分に九州方言が見えることによる(吉田 1938/1969 107-108)。

2.2.2 翻訳の意図・方針・背景: イエズス会の適応主義

翻訳の意図と方針は、序文の「真に日本の言葉稽古のために便となるのみならず、よき道を人に教へ語る便ともなるべきものなり」の部分にまず明示されていると考えられる。これは、イエズス会が採っていた、目標とする布教地の言葉・文化を尊重し、それを宣教に採り入れるという適応主義(Accommodatio)の布教方針に沿うものであったといえよう。

1579年に初来日したヴァリニャーノは日本布教のために、日本の習俗を尊重し、日本人聖職者を養成することを急ぐという方針を定めた(狭間 2005: 56)。ヴァリニャーノは「日本の文化的背景を反映した儀礼をそのまま取り込むために、禅宗の僧侶の階級⁹をモデルとしてイエズス会士の地位・規範を定め」ることさえしている(ibid.)。

ヴァリニャーノは1590年、有馬領加津佐(長崎県・島原南部)において第2回総協議会を開催し、そこで布教対策大綱14項目を検討した。このうち諮問12では日本語を抜きにして日本での布教は成功し得ないという見地から、来日した宣教師に対しては一年間の日本語学習を義務づけ、同時に日本人イルマンにはラテン語の学習を義務づけた(狭間 2005: 59)。『ハブラス』序文に「日本の言葉稽古のために便となるのみならず、よき道を人に教へ語る便ともなるべきものなり」とあるように、この寓話集も宣教師の日本語習得に役立つことと、宣教に際し人々に道徳を教えるために用いることを意図して編まれたものと考えられる。『ハブラス』の編纂に当たったという説もある日本人イルマン

不干斎ハビヤンは、『天草版平家物語』を編むに際し「書物の如くにせず(…)てにはを書写せよ」という方針を師から拝命したと序文に記していることから、誰が編んだにせよこの『ハブラス』も口語を採用したのであろう。狂言の言葉遣いがこの時代の口語をよく伝えていることが実感できる¹⁰。

ただし、適応主義の方針を採用して翻訳・編集した世俗書であっても、教義書と同じく、起点テキスト(Source Text, 以後 ST) 中でキリスト教徒にとって非常に大切な意味を持つ語¹¹を訳すにあたって、借用語を用いている例がある。『ハブラス』の場合、pastor の語がそれである。大英図書館所蔵書 464 頁(福島 1976:58) Pastor to vôcameno coto (パストルと狼のこと) 及び大英図書館所蔵書 497 頁(福島 1976: 91) Pastorno coto (パストルの事) では「羊飼い」「牧童」等ではなく「パストル」の語が用いられている。キリスト者にとってのイエス即ち大牧者という重要なメタファーは、日本語の音で記された書物に原音のままに残されているのである。「ヨーロッパ人宣教師の『羊飼い』にたいするイメージはキリシタンの翻訳においても維持された、といってよい。あれほど柔軟に日本語の文脈を考慮しながら、儒教の言葉を取り入れ[た](…)キリシタンも、『パストル』ということばが単純であればあるほど、長い年月をかけて培われてきたそのイメージを日本語に置き換えることができなかつた」(米井 2008:295-6) のである。

2.2.3 国字本との相違とキリシタン・モラルの付加

国字本の『仮名草子伊曾保物語』は 1610 年ごろから刊行され、1659 年には、挿絵入り『万治整本版伊曾保物語』(一枚板整版によるもの) が出版された。これらの国字本と『ハブラス』の内容はずいぶん異なっており、小堀(1978)は「異本という概念を超えるほどの著しい相違[があり](…)むしろ別の書物と見たほうがよい」(158)と考えている。米井(2009)はこちらの仮名草子伊曾保物語の方こそが「ヨーロッパの寓話集からの翻訳」と述べる(305)。

具体的な相違点をいくつか挙げてみよう。『ハブラス』では、寓話本文のあとに「下心」つまり註解が平易な口語で付されているが、これは仮名草子伊曾保物語には見られない工夫である。また平家などの軍記物に特有の表現(例:「精兵あまた打たせ」のように、「打たれ」という受け身の表現を避けて使役の「せ」を用いる。「鳥と、獣の事」の下線部参照)もよく見られ、合戦の描写が詳しい。米井は、これを武士の思考法への接近を目指す意図によるものであった(米井 2009:308)と考えている。

さらに米井は「鳥と、獣の事」の天草版の寓話は、国字本にくらべ大幅に加筆されていることを指摘し、そこにキリシタン・モラルが現れていると推測している。大幅に加筆されているのが驚の発話である。米井は、「小勢をもつて大勢に勝つことはその例が無いでもない、仮令鳳凰、孔雀の手を換へらるるとも、我らが一族の有らう程で、無下に敗軍することは有るまじいに(…)」という部分を大幅に増補することにより、この話の主題は蝙蝠の裏切りよりもむしろ、無勢である鳥一族の決意を称賛することに重点が置かれたとし、そこから鳥を禁教令下のキリシタンに、獣を異教徒になぞらえ、無勢であってもくじけず健闘すべきことを暗示しているという解釈を紹介している(309)。

2.3 『天草版平家物語』

2.3.1 起点テキスト・翻訳/編集者

このテキストは『ハブラス』とは異なり、西洋言語から日本語への翻訳ではない。『平家物語』には多数の伝本(諸異本)があり¹²、どの本が天草版の ST であるかはよくわかっていないが、遠藤(1987)

は、巻2の1以前は覚一本系を底本とし、百二十句本も参照¹³されたとする。いずれにせよ、数多い伝本のどれかをもとに、聞き手と語り手が創作され、錯綜したストーリーがわかりやすく整理されたものであり、Jakobson 1959の言う、言語内翻訳¹⁴と考えることもできる。

序文には翻訳・編集者として不干齋ハビヤン(1564?-1621)の名が明記されている。ハビヤン¹⁵はもともと臨済宗大徳寺の僧侶であった。井手(1976)の年表によれば、1583年高槻のセミナリオに入学し、1586年にイエズス会に入会した。1592年には天草学林の日本語教師となり、『天草版平家物語』を編集・執筆した。井手は、『ハブラス』と『天草版金句集』もハビヤンによる編纂と考えている。また1605年に『妙貞問答』(妙秀尼とキリシタン女性幽貞の二人の問答形式によって、日本の仏教・儒教・神道などを論破し、キリスト教の教理を説いたもの)を執筆し、1606年には入洛した朱子学者の林春道(羅山)と宗教論争を行った。そこでは偶像、地球図(林が天動説を主張するのに対し、ハビヤンは「吾邦舟を以て大洋に運漕す。東極これ西、西極これ東。ここを以て地の円なるを知る」と述べた¹⁶)、造物主の概念等について意見が戦わされた¹⁷。林による『排耶蘇』はこの論争について記したもので¹⁸、この書で林はハビヤンの述べる理論に対し「無一可観者(一として観る者なし)」「豈介於懐乎(あに懐に介せん¹⁹)」「若争勝則忿怒之色、嫉妬之気見干面。是害心術一端也。慎之哉(もし勝つことを争ふときんば、忿怒の色、嫉妬の気面に見ゆ。これ心術を害するの一端なり。これを慎めや)」(海老沢 1970: 490-491, 416)と、自身の勝利を誇っている。ただしこの論争についてハビヤン自身が記したものは残っていない。

ハビヤンは日本人修道士のエリートであったといえるが、1608年修道女ベアータと出奔・棄教し、1620年にはキリスト教を批判する『破提宇子』^{はだいうす}を執筆した。棄教の動機について、確証はない。林との論争に敗れたことが転機となったとも考えられるが、釈(2009)は『破提宇子』には林との論争で提出された内容が全く援用されていないことを以て、林がハビヤンを論破したつもりの理路は、ハビヤンの心を揺さぶるものではなかった傍証ではないかと指摘している(158)。米井(2009)は『破提宇子』の記述から、ハビヤンが「殉教という行為に象徴されるキリスト教の攻撃性におびえを感じていた」のだろうと推測している(251)。

2.3.2 翻訳・編集の意図・方針

翻訳の意図は、表紙の「日本の言葉とHiftoriaを習ひ知らんと欲する人のために、世話にやはらげたる平家の物語」の部分、序文の「さればわれらこの国にきたって、天の御法を説かんとするには、この国の風俗を知り、またことばを達すべきこと専らなり」の部分に明示されていると考えられる。すなわちヨーロッパ人宣教師が、日本の歴史と日本語を学ぶのを助けるための教材とするという意図で編まれたものである。

翻訳・編集方針としては、以下の三点が挙げられるだろう。第一に言文一致を目指し、問答形式を用い「てにをは」を書写すること(兩人相對して雑談をなすがごとく、ことばのてにはを書写)、第二に同一人物を参照する換喩の使用を抑え、人名を統一すること(一人にあまたの名、官位の称へあることをも避くべし)、第三にキリスト教福音の妨げとなることは記さないこと(志願のたよりとならざることをばみなもって除かずんばあるべからず)である。

語学読本として口語を多く使用している点は、『ハブラス』とも共通している。翻訳・編集方針に沿って、会話体を多用することを目的として右馬允(聞き手)と喜一検校(語り手)が創作され、この二人に

より話題が整理され、話が進められてゆく。学習者の理解・復習のしやすさに配慮した構成と言えるだろう。

『天草版平家物語』には日本語習得の書を制作することに加え、ヨーロッパ人宣教師が日本の歴史を理解するための書物を編むという目的があった。表紙に「日本の言葉と Hiftoria を習ひ知らんと欲する人のために、世話に和らげたる平家の物語」とある通りである。ヨーロッパ言語を母語とする学習者が、容易に日本の歴史を理解する工夫として、筋立てが単純化され、本筋との関わりが薄いエピソードが削られ、ストーリーが整理されている²⁰。玉懸(2012)は「原拠平家物語の錯綜して起こる事件・事象(…)日本や中国の故事を手際よく省略し、簡潔平明に整理された事件と人間関係を設定[し](…)具体的な場に於いて緊張関係にある人物の言葉と行動に集中[し](…)一つ一つの場面を積み重ねた人物中心の歴史を語ろうとした」と考察している(95)。

2.3.3 仏教語の積極的な利用

適応主義を採ったイエズス会は、教義書の翻訳でも種々の仏教語を用いた。海老沢(1970)は「本質的教理に関するものはポルトガル語またはラテン語で示し、他はできる限り仏教語を媒介とし、しかもそれと対決しつつ、キリシタン独自の教理の移植を図った」(524)と述べる。イエズス会は仏教語を2つのカテゴリに分けていた。仏教色が強く、キリスト教の宣教には使用しない語と、本来仏教語であったが、広く一般に理解されており、宣教にも使用できる語である。仏教語のこの区別は『日葡辞書』に示されている。すなわち玉懸(2009)が指摘しているとおり、*Vocabulário da Língua do Japão* (『日葡辞書』(1603)の翻字『邦訳日葡辞書』)収録語で、'Bup' (Buppo 仏法) マークのあるものと、ないものである。'Bup'のマークがつけられた語²¹は「宣教師として理解すべき語ではあっても、使用すべきものではなかった」(101)。一方「後生」「往生」「大道心」「菩提」などの語には'Bup'のマークがなく、玉懸は、これらの語はすでに仏教の色合いが薄らいで、一般に通用していたことにより、本来は仏教の用語であっても異教の排除すべき用語ではなく一般通用の語としてキリスト教宣教の具として積極的に用いたと述べる(ibid.)。

玉懸はまた、天草版『平家物語』では「後生」の語が17回用いられ、そのうち10回が巻二「妓王・仏の物語」で使用されており(翻字で下線を付した部分)、うち5例が古典「平家物語」には見られない「後生を願ふ」という表現で用いられていることを指摘する(ibid.)。

「来世」は魂の救済に関わる重要な語の一つである。ハビヤンは「後生」の語はそのまま使用し、その内容の真偽を問うことによって、真の救済にはキリスト教信仰が必要であることを納得させようとした(狭間 2005: 60)のであろう。厭離穢土・欣求浄土の思想はキリスト教にも通じることから、女性二人による問答形式の『妙貞問答』を著すにあたって、やはり天草学林で作成されたカトリックの教義書『どちりいな・きりしたん』²²を参考にした(ibid.)とされるハビヤンが、イエズス会修道士たちに最も理解しやすい救済譚として、古典『平家物語』のこの部分を取り上げたものではないかと考えられる。

2.4 『天草版金句集』

2.4.1 「金句集」とは

「金句集」とは成語・諺を集め、その典拠を示した一種の熟語辞書を指す。吉田(1938/1971)は「漢籍上の金言名句の結集は、漢学盛行の時代における教化の史料として最も適当なものであった」

(89)と記し、福島(1997)は、古典文学に見える漢籍の引用句も、直接原典よりも「金句集」類のものが多いとする(193)。よく知られたものに『世俗諺文』(源為憲編、1007年成立)『玉函秘抄』(藤原良経編、鎌倉時代中期成立)『唇言抄』(林羅山編、江戸時代前期成立)などがある。室町時代には金句集が盛行した。ただし「本邦の故辞書類²³には金句ということばは載せられていない」という(ibid.)。室町期の金句集には『伊達家本』『山岸文庫本』『大東急記念文庫本金榜集』『久原文庫本』などのコレクションがある。

2.4.2 起点テキストと翻訳/編集者

『天草版金句集』が何を底本としたか、詳細は不明である。「『伊達家本』中の増補分の句と一致するものが多いが、本邦のいかなる金句集をもとにし、ほかのどのような書によって作ったものか、よくわからない」(福島 1977: 195)とされるが、天草版が伊達家本・山岸文庫本・金榜集のいずれかを「直接の典拠としたとは言えない」と考えられている(福島 1977: 195)。

冒頭部に「四書・七書などのうちより抜き出し、金句集となすものなり」(吉田 1938/1968: 1)とあるように、明示されている出典は四書(『論語』『孟子』『大學』『中庸])や武経七書(『孫子』『呉子』『尉繚子』『六韜』『三略』『司馬法』『李衛公問對』の兵法書)、そしてこれらに加え、禅宗の句双紙²⁴も引用されている。

『論語』『三略』『古文眞寶』は漢籍より直接採用されているが、その他は当時の「金句集」や句双紙からの抜粋(吉田 1938/1969)で、聖徳太子の十七条憲法や幸若舞からの引用さえ見られる。禅句は『蓬左文庫版』『山鹿家版』などに収録のものとの重複が多く見られる(ibid.)。太平記からの引用も多いが、平家物語との直接の関連性は見られない(ibid.)。

編者・翻訳者について、福島(1997)は不明とするが、井手は不干斎ハビヤンが編纂したと考える(井手 1976: 29)。禅宗の句双紙が用いられていることから、大徳寺僧侶であった彼が何らかの形で編纂にかかわっていたと考えることには合理性があろう。吉田(1938/1969)は、本文にあたるころをハビヤンが、註解(心)を日本人イルマン高井コスメが担当したものと推測している。

『天草版金句集』は主として漢文をSLとするが、訓読にとどまらず『ハブラス』と同様、「心」が付される構成であることから、STの「情報を本文や序・脚注・語注積で明示化したり追加したりする」(ベーカー/藤濤 2013: 6)方法を用いた翻案であると考えられることも可能であろう。

2.4.3 構成および同時期の『金句集』との差異

全282則を収め、このうち1/3が、他の「金句集」と共通の金言である。出典別にすれば、およそ20パーセントが儒教テキスト(四書五経、孔子家語、孟子)、およそ18パーセントが禅に関連するテキスト(句双紙)およそ15パーセントが武芸・軍事に関するテキスト²⁵(太平記・三略等)である。

『天草版金句集』がアルファベット順に格言が並べられているのに対し、同時期の『金句集』は、「帝王事」「臣下事」「黎元事」「政道事」「学業事」「文武事」「父子事」「慎身事」(伊達家本のみ末尾に「雑説部」という部立てがある)の8部門に分類され、それぞれの部門に該当する金句と、本文上部に金句出典が明示されている(福島 1977)。また伊達家本をはじめとする当時の『金句集』が訓点つきの漢文で記されているのに対し、天草版は金句にあたる部分は訓読(文語体)であるが、「心」として口語で要点が記されている。

2.4.4 翻訳・編集の意図と儒教用語

『天草版金句集』もまた、ヨーロッパ人宣教師が日本語を習得するための教材として、また宣教の材料として編まれた。訓読した格言を単にローマ字表記しただけではなく、文語体の本文に加え、易しい口語で要点が記されているのは、ヨーロッパ人学習者の理解を助けるための配慮であると考えられる。

『金句集』は、適応主義を掲げたイエズス会が、現地の文化・習俗を理解するため、識字階級に浸透していた中国由来の格言を教材とし、その上でこれらの格言を布教に利用する意図で編まれたのだろう。本稿で取り上げた例にも、「仁」「仁者」「仁義」「義者」「智」「禮儀」「忠」などの儒教の徳目が見える(翻字部分下線部参照)。

吉田(1938/1969: 85)は「短章断句よく人の心を打つ格言を結集したものである故、これを熟読暗誦した上で機に応じて利用するならば、一層説教の聴衆や問答の相手を感じせしめることができたであろう」と述べる。さらに原典資料[77][78][130]のような武経七書から採られた格言や、太平記・平家物語といった軍記物からの引用が見られるなど、武芸に関するテキストが用いられていることから、『ハブラス』の合戦描写が詳細であることと同様、武士階級の思考法への接近を目指したものとも考えられる。

イエズス会は中国で宣教する際、伝統文化を尊重しつつキリスト教への理解を広めるため、三教一致(儒・仏・道)という方策を採った(狭間2005)。その結果「イエズス会士の説くキリスト教が、「天学」という融通性のある呼称を与えられたことにより、その受容が促進されることになった」(ibid.: 64)。中国におけるこの成功体験から、イエズス会が日本においても三教一致の方策を採ったと考えることには合理性がある。日本の場合、三教とは「仏教思想・儒学思想(宋学)と神道思想が混淆したもの」(ibid.)であった。

フランシスコ・サビエルは「主君に対して家臣の絶対的服従と献身が要求された16世紀日本の社会機構にいち早く着目して、いわゆる、上からの布教方法 *método vertical* を採用」(井手1968: 661)していた。ザビエル離日後、日本での布教の責任を託されたイエズス会士コスメ・デ・トルレスも「貧民だけではなく日本社会の支配層に宣教して全国的影響力を持つという方針」(黒川2002: 59)で臨んだ。『天草版金句集』では全格言のおよそ20パーセントの金句が儒教テキストから、およそ15パーセントが武芸・軍事に関するテキストから採られていることから、武士階級に布教するため、彼らに馴染み深い漢籍や軍記物を活用することが有効だと考えられたものと推測できる。

ただしイエズス会が仏教語について「使用してよいもの」「使用すべきではないもの」を区別していたのと同様に、仁義礼智といった典型的な儒学の用語も世俗の倫理を説く時に限り使用すべきであり、信仰の倫理を説く際には用いるべきではないという認識があったことも指摘しておかなければならない。米井(2009)はイエスを思い浮かべながら観相する際の祈りや留意点を記した『スピリツアル修行』の記述をもとに、「神がキリシタンに与えた『戒め』の主要なものは、『デウスに当り奉ること』を『世界と、色身に与へざれ』すなわち世俗に援用するな、ということであり、『世界の仁義礼智を戒め給ふにはあらず』(...) 世俗の倫理と信仰の倫理とのあいだに一線を画すべきだという認識がここにはあるとってよかろう」(284-285)と述べている。イエズス会の翻訳は「一方で仏教・儒教・神道という日本における「三教」のこぼとの確執を通じて訳語の選定をしなければならなかったのだが、もう一方ではかたくななまでにヨーロッパにおける意義を保持しようとする試行錯誤であった。日本人キ

リシタンはこのような翻訳を媒介として旧来の宗教を相対化しつつ百年におよぶキリシタンの時代を生きた」(296)のだった。

キリシタン翻訳では、「パストル」「デウス」のような借用語は用いられたが、杉田玄白らによる *Tafel Anatomie* の翻訳や明治期の翻訳のような、新たな語はつくられなかった。これについて柳父章は「造語するには中国語とは異なる日本の漢字と、日本語についての高度な知識が要求されるため、ヨーロッパ人宣教師主体の翻訳ではほぼ不可能だったのではないか」(個人的会話: 2017年9月9日)と述べている。

2.5 むすび

日本におけるイエズス会の布教は、全面的な禁教令が出されるまでは成功だったといえるだろう。1549年、サビエルが来日して以来わずか30年ほどのうちに、総計で100万とも言われる信者が出現している(柳父 2002: 155)。同時代の中国では、1582年にマテオ・リッチのもとでイエズス会が中国で宣教をはじめ、「半世紀ばかりの間に(…)一説では15万人の信徒を獲得」(狭間 2005: 55)したという状況であったことから、日本での信徒数の増加が著しかったことがわかる。日本でこれほどの成果をあげていることから、イエズス会の「適応主義」「上からの布教」という方針は成功したといえよう。

神の言葉を宣べ伝えるヨーロッパ人宣教師たちにとって、日本語(特に口語)の習得は重要だったはずである。宣教師たちが布教地の文化や歴史的背景を理解し、また現地語を用いて説得力あるスピーチをする能力を身につけるにあたり、『ハブラス』『平家物語』『金句集』などは有効な教材であっただろう。つまりキリシタン版とは、日本から見て異文化の側の、しかも非漢字圏出身者を主な読者とした翻訳あるいは翻案であった。これは日本の長い翻訳史上極めて珍しく、近代以前では他に例を見ないものと思われる。

短期間に多くの信徒を獲得したイエズス会であったが、その後日本のキリスト教は激しく弾圧され、島原の乱(1637-8)では、原城に籠もった非戦闘員を含む37,000人が幕府軍により殺害された。島原の乱後もキリシタンに対する徹底的な弾圧は続く。幕府により、1640年に宗門改役が設置され、さらに1671年には全国で宗門人別帳が作成された。この結果日本の民衆(隠れキリシタンを含む)はすべてどこかの仏教寺院に属することとなり、キリスト教は日本文化から姿を消した。

柳父(2002)は、日本史上4度、外来文化が大挙して到来したと述べる。古代における中国・朝鮮文化、戦国末期から近世初頭のキリシタン文化、幕末の西洋文化、敗戦後のアメリカ文化の4つである。そして、このうちキリシタン文化のみが異文化の跡が残らないほどに厳しく抹殺された(159-60)と考える。異文化の跡が残らないほどに厳しく抹殺されてしまったため、本稿でとりあげたテキストがその後の日本語や翻訳、宗教や思想に大きな影響を与えたようには見えないだろう。しかし柳父は、キリシタン文化に対するこの厳しい拒絶じたいが、拒絶した側の文化の大きな変容——構造化されたキリシタン抹殺体制の中で、「全日本文化が異文化に対して極端に閉じた体制に変容し、そこに生きる人たちの生活を変え、精神を作り替えた」という影響を指摘し、後世の歴史家はキリシタン文化を過小評価していると述べる(ibid.)。

最後に、島原の乱から3世紀以上を経て、『ハブラス』や『天草版平家物語』が日本の文学・芸術のなかに出現したとも考えられる例を紹介したい。1918年、芥川龍之介が「奉教人の死」「きりしとほ

ろ上人伝」を公表した²⁶。この2作品はそれぞれ、『天草版平家物語』と『ハブラス』の文体を模倣した、芥川による創作であった。これは「[Popovič 1976 による]『著者が読者の期待を利用して広い支持を得るといふ明確な目的をもって、自身の『オリジナル作品』を『偽りの翻訳として』出版する」(ベイカー/藤濤(2013: 167))と定義した疑似翻訳(pseudo translation)にあたるだろう。また『ハブラス』は今世紀になって、狂言師と室内楽の共演という企画や、ルネサンス音楽と『ハブラス』朗読劇を組み合わせるといふ企画に翻案されている(注10参照)。これらは、「抹殺」されていたものが3世紀以上を経て、新たな形で文学・芸術に取り入れられた例とも考えられる。

3. 参考文献

- 芥川龍之介(1918/1981)「奉教人の死」『現代日本文学大系 38 芥川龍之介集』角川書店
- 芥川龍之介(1925/1971)「風変わりな作品に就いて」『芥川龍之介全集第四卷』筑摩書房
- ベイカー, モナ & サルダーニャ, ガブリエラ編 藤濤文子編訳(2013)『翻訳研究のキーワード』研究社
- 海老沢有道(訳)(1964)『南蛮寺興廢記・妙貞問答』平凡社東洋文庫
- 海老沢有道(解説)(1970)海老沢有道、H・チースリク、土井忠生、大塚光信『キリシタン書 排耶書』日本思想体系 25 (pp.593-606)岩波書店
- 遠藤潤一(1987)「天草本平家物語小考・その二—近藤政美氏の論に対して—」奈良大学紀要第16号 12
- 福島邦道解説(1976)『天草版伊曾保物語』勉誠社文庫 3. 勉誠社
- 福島邦道解説(1977)『金句集四種集成』勉誠社文庫 18. 勉誠社
- 福島邦道解説(1994)『天草版平家物語 大英図書館所蔵本影印』勉誠社
- 狭間芳樹(2005)「日本及び中国におけるイエズス会の布教方策—ヴァリニャーノの「適応主義」をめぐって—」現代キリスト教思想研究会 第3号 pp. 55-70 <http://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/57688/1/asia3hazama.pdf> 2017年8月10日アクセス
- 井手勝美(1968)「日本準管区長 P.ゴメスの強制改宗権論批判—「神学綱要」第1部・第26章—」『史学』第40巻第4号 pp. 101-110.慶応大学出版会 March 1976
- 井手勝美(1976)「背教者・不干斎ファビアン」の生涯(補説)』『史学』第48巻第1号 pp. 23-31. 慶応大学出版会. April 1976.
- 樺島昭夫他編(2012)『新訂国語図説二訂版』京都書房
- 亀井高孝・阪田雪子翻字(1965)『ハビヤン抄キリシタン版平家物語』第二版 吉川弘文館
- 小林千草(2015)『天草版平家物語を読む: 不干ハビヤンの文学手腕と能』東海大学出版部
- 小堀桂一郎(1978)『イソップ寓話』中央公論社
- 米井力也(2009)『キリシタンと翻訳 異文化接触の十字路』平凡社
- 黒川知文(2002)「日本におけるキリスト教宣教の歴史的考察 I」愛知教育大学研究報告 51(人文・社会科学編) pp.55-63, March, 2002
- 永田小絵 (2006) 中国清朝における翻訳者および翻訳対象の変遷 『翻訳研究への招待』 第6号 http://jaits.jp.org/home/kaishi2006/pdf/13-14%20Nagata_Edited.pdf 2017年8月10日アクセス
- 大塚光信(1971)校注『キリシタン版エソポ物語』角川文庫

- 積徹宗(2009)『不干斎ハビアン 神も仏も棄てた宗教者』新潮選書
 新村出・柗源一校註(1960/1993)『吉利支丹文学集 2』平凡社東洋文庫 570
 玉懸洋子(2009)「天草版平家物語論(一)―後生を願う人々―」佛教大学大学院紀要 文学研究科
 篇 第37号 pp.95-109. March 2009.
 富倉徳治郎(1968)『平家物語全注釈 下巻(二)』角川書店
 柳父章(2002)『秘の思想: 日本文化のオモテとウラ』法政大学出版局
 吉田澄夫(1938/1969)『天草版金句集の研究』東洋文庫
 Jakobson, R (1959) “On linguistic aspects of translation” in Reuben A Brower ed., *On translation*.
 Harvard University Press. pp.232-239.

【著者紹介】

南條恵津子(NANJO Etsuko) 神戸女学院大学講師。

【註】

1. 蒼蠅驥尾に付して千里を致す: 青蠅も駿馬の尾についておれば、千里の遠方へも行くことができるように、つまらぬ者でも優れた人について事を行えば功名をなしとげることができる(大辞林第三版)。
2. 奈落、地獄。
3. 亀井・坂田(1965)では「生きて効ない」と翻字されているが、大英図書館所蔵本印影では *iqitemo* の表記となっており、「生きても効ない」と読める。
4. Padre Vistador: 布教状況を査察するため、イエズス会が各地に派遣した宣教師の称号。
5. fables: 「当時の国語のハ行音が f 音で、h 音でなかった(...) 吉利支丹版において外国語の f 音は、国字に翻する時にはハ行音で表記せられている」新村・柗(1960/1993: 191)。
6. 新村出翻字(1939)岩波文庫
7. 大塚光信校注(1971)角川文庫
8. Irmao: カトリック教会の修道士、ポルトガル語で「兄弟」の意。位が上がればパードレ(神父)になる。
9. 「長老」「首座」「蔵主」「侍者」等(狭間 2005: 58)。
10. 「いそぼのハブラス」: 天草版イソップを狂言師茂山童司が語り、アルボラダ木管五重奏団が寓話にちなむ9曲(平野一郎作曲)を演奏する企画があった。2011年11月20日、フェニックスホール(大阪市)で初演。また古楽アンサンブル Anthonello が「宣教師が語るエソポのハブラスと桃山ルネサンスの南蛮音楽」を企画・上演した。2016年11月3日、東京文化会館で初演。
11. 「デウス(Deus)」「こんひさん(confissao)」「ぱらいそ(Parraiso)」「おらしよ(oration)」など。
12. 「この作品が一個人の創作に成るものではなく、芽生え、精聴、流動という過程を持つ語り物文藝」(富倉 1968: 257)であることによる。
13. 覚一本は14世紀後半、琵琶法師の明石覚一によりまとめられた語り本。12巻に加え灌頂巻(建礼門院徳子の晩年が描かれる部分)を持つ。百二十句本も語り本であるが、灌頂巻を持たない。
14. ‘Intralingual translation of rewording is an interpretation of verbal signs by means of other signs of

the same language.」 Jakobson (1959: 233)

15. 「ハビアン」「ファビアン」と表記される場合もあるが、引用部分を除き本稿では「ハビヤン」に統一している。
16. 釈徹宗 (2009: 146)。
17. イエズス会は科学的・合理的・実証的精神を尊重していた。グレゴリオ暦を制定したのはイエズス会士であったし、またガリレオ事件でもイエズス会はガリレオに対し同情的な態度を示した (海老沢 1970: 522)。
18. 排耶蘇』は現在中下巻のみ、唯一の写本が神宮文庫に残る (海老沢 1964: 116)。
19. 心にかかるまでもないの意。
20. 市井外喜子 (2004) 「天草版『平家物語』考察 5」大東文化大学紀要 43 号 pp.85-110 に詳しい。
21. たとえば「須弥」「遍昭」「本覚」などの語 (玉懸 2009: 101)。
22. 『どちりいな・きりしたん』も問答体 (師と弟子) を用いている。「ハビヤンがイルマンとしての修練期はまさに本書 [どちりいな・きりしたん] によって講義がなされていた時期であり、『妙貞問答』の発想のみならず、叙述方式も本書に負うところの多いことが認められる」 (海老沢 1970: 527)。
23. 「古辞書」と同義
24. 室町期の禅僧 (臨濟宗 東陽英朝^{とうようえいちょう}の編纂とされ、禅林の修行僧は多くこれによって禅句を習得した (吉田 1938/1969)。
25. 分類は吉田 (1938/1969) による。ただし本稿では、他の金句集から採られたものであっても、原典が表示されているものについては、それぞれ儒教・軍事テキストとしてカウントした。
26. 芥川龍之介は「れげんだ・おうれあ」という切支丹文献の一種の翻訳として「奉教人の死」「きりしとほろ上人伝」を著した、と作中で述べているが、この切支丹文献は実は芥川の創作であった。「奉教人の死」は 1918 年 9 月『三田文学』に発表された。

「予が所蔵に関する、長崎耶蘇会出版の一書、題して「れげんだ・おうれあ」と云ふ。蓋し、LEGENDA AUREA の意なり(…)以上採録したる「奉教人の死」は、該「れげんだ・おうれあ」下巻第二章に依るものにして、恐らくは当時長崎の一西教寺院に起りし、事実の忠実なる記録ならんか。但、記事中の大火なるものは、「長崎港草」以下諸書に徴するも、その有無をすら明にせざるを以て、事実の正確なる年代に至つては、全くこれを決定するを得ず。

予は「奉教人の死」に於て、発表の必要上、多少の文飾を敢てしたり。もし原文の平易雅馴なる筆致にして、甚しく毀損せらるる事なからんか、予の幸甚とする所なりと云爾^{しきいろう} 吉田精一注 釈 (1970) 『日本文学大系 38 芥川龍之介集』179-180 (下線及びルビは引用者による。また旧字体の漢字は現代のものに改めた。)

「奉教人の死」「きりしとほろ上人伝」については、芥川自身によるパラテキストも存在する(「風変わりな作品に就いて」1925/大正 14 年 4 月 12 日)。

「[二作品は]両方とも、文禄慶長の頃天草や長崎で出た日本耶蘇会出版の諸書の文体に倣って創作したものである。

「奉教人の死」の方は、其宗徒の手になった当時の口語訳平家物語にならったものであり、「きりしとほろ上人伝」の方は伊曾保物語に倣ったものである(…)「奉教人の死」の方は、日本の聖教徒の逸事を仕組んだものであるが、全然自分の想像の作品である(…)あれを発

表したところ、随分いろいろな批評を書いた手紙が舞い込んできた。中には、その種本にした、切支丹宗徒の手になったほんものの原文を蔵していると勘違いをし、五百円の手附金を送って、買入れ方を申込んだ人があった」(1925年12月発表)芥川龍之介(1976)『芥川龍之介全集4』(245)(下線は引用者による。また旧字体の漢字は現代のものに改めた。)

参考:1921/大正10年の物価の目安は次の通り:米10kgが3円4銭、小学校教員初任給が40～55円(樺島昭夫他編『新訂国語図説二訂版』:177)

荻生徂徠『譯文荃蹄』「題言十則」 江戸期漢学における徂徠の翻訳観

佐藤美希
(札幌大学)

1. 原典

荻生徂徠『譯文荃蹄』初編卷首「題言十則」より

(二則)

此方學者。以方言讀書。號曰和訓。取諸訓詁之義。其實譯也。而人不知其爲譯矣。〔中略〕若此方讀法。順逆廻環。必移中華文字。以就方言者。一讀便解。不解不可讀。信乎。和訓之名爲當。而學者宜或易於爲力也。但此方自有此方言語。中華自有中華言語。體質本殊。由何脗合。是以和訓廻環之讀。雖若可通。實爲牽強。而世人不省。讀書作文一唯和訓是靠。卽其識稱淹通。學極宏博。倘訪其所以解古人之語者。皆似隔靴搔痒。〔中略〕故學者先務。唯要其就華人言語識其本來面目。而其本來面目華人所不識也。豈非身在廬山中故乎。我今以和語求之。〔後略〕

(三則)

譯之一字。爲讀書眞訣。蓋書皆文字。文字卽華人語言。如其荷蘭等諸國。性稟異常。當有雖解語。如鳥鳴獸叫不近人情者。而中華之與此方。情態全同。人多言古今人不相及。予讀三代以前書。人情世態。如合符契。以此人情世態作此語言。更何難解之有也。〔中略〕祇以中華此方。語言不同。故人作奇特想。能譯其語。如此方平常語言。可謂能讀書者矣。此是編開卷第一義也。

(四則)

曰和訓曰譯。無甚差別。但和訓出於古昔搢紳之口。侍讀諷誦金馬玉堂之署。故務揀雅言。簡去鄙俚。風流都美。誠宜人耳。且時屬淳厯。語言之道未闡。以此而求於中華之言。其在當時。尚已寥寥之矣。況以世降時移。語言之道。益俚益俗。故以今言而求於和訓已覺古樸。不近於人情。如和歌者流勢語言語諸署。此皆閨閣脂粉猥褻之語。一似金瓶梅類。今讀之。高雅幽妙。大費注解。似中華有典謨。又以今言而求於中華語。其比古。愈繁愈細者。稍可與華言相近。且俚俗者。平易而近於人情。以此而譯中華文字。能使人不生奇特想。不生卑劣心。而謂聖經賢傳。皆吾分內事。左騷莊遷。都不佞屈。遂與歷代古人。交臂晤言。尚論千載者。亦由是可至也。是譯之一字。利益不尠。孰謂吾好奇也哉。

(五則)

〔前略〕先爲崎陽之學。教以俗語。誦以華音。譯以此方俚語。絕不作和訓廻環之讀。〔後略〕

(六則)

中華人多言。讀書讀書。予便謂讀書不如看書。此緣中華此方語言不同。故此方耳口二者。皆不得力。唯一雙眼。合三千世界人。總莫有殊。一涉讀誦。便有和訓。廻環顛倒。若或從頭直下。如浮屠念經。亦非此方生來語言。必煩思惟。思惟纔生。緣何自然感發於中心乎。如詩話文評類。說其文高華。其篇偉麗。或清雅。或間曠。或雄深。或雅健。又如杜詩有聲有色。有味有力之類。如非目熟文字之久。義趣之外。別覺有一種氣象。來接吾心者。則由何識別也。又如作文章。固有和訓同而義別者。又有義同而意味別者。又有意味同而氣象別者。此非耳根口業所能辨。唯心目雙照。始得窺其境界。故譯語之力。終有所不及者存矣。譯以爲荃。爲是故也。然譯之真正者。必須眼光透昏背者。始得。

(十則)

[前略]古云。通古今謂之儒。又云。通天地人謂之儒。故合華和而一之。是吾譯學。合古今而一之。是吾古文辭學。大似與是編沒交涉。其實亦有大關係存焉。[後略]

2. 解題

荻生徂徠の『譯文荃蹄』については、思想史や中国語学、訓読研究などにおいてすでに多くの先行研究が存在している。本解題では、あくまでトランスレーション・スタディーズ(Translation Studies — 以下TS)の立場から、同書の序文である「題言十則」を江戸中期の翻訳言説の一つと捉え、その翻訳観や中国語・文学受容への影響について言及することと定める。上記1では漢文原典を引用したが、本解題中で引用する場合はその書き下し文を用いる。

なお、原典資料は、みすず書房版『荻生徂徠全集第二巻』(1974)所収「譯文荃蹄初編」(復刻)と河出書房新社版『荻生徂徠全集第五巻』(1977)所収「譯文荃蹄」(活字組)を参照した。みすず版の復刻には返り点と送り仮名が記されており、河出書房の活字組版では句点と返り点はあるが送り仮名はない。本稿上記1の原典資料では、河出版全集による活字組版の書き下し文を引用し、付されている句点以外の訓点・送り仮名は除いた。これ以降本文中では「題言十則」書き下し文の引用および頁はすべて河出版全集第五巻のものである。

2.1 原典について

荻生徂徠(1666-1728)は、江戸中期に柳沢吉保のもとで幕府に仕えた儒学者である。既存の朱子学の在り方を批判し、経書を古代中国語の原文をもとに理解しようとする古文辞学を唱えた。家塾である護園けんえんを開き、太宰春台をはじめとする弟子たちがその親炙に浴した。1711(正徳元)年に長崎の唐通事であった岡島冠山を師に招いて「訳社」を結成し、彼に唐話と中国語の訳読を学んだ。著作として『政談』『弁道』『学則』などが知られる。

『譯文荃蹄』は中国語の書を読解するために必要な同訓異義語の解説書である。「譯文」とは、ここでは中国語の文章を漢文訓読で読むのではなく日本語に訳して理解するための実践を意味している(戸川・神田 1974: 736)。「荃蹄」とは元来は魚や兎を捕らえるための仕掛け(梁や罟など)のことであり、獲物を捕らえれば不用となるところから、目的を達するまでの手段・方便・てびきなどの意を表す。つまり、「譯文荃蹄」とは、中国語の書を訓読に頼らずに日本語に翻訳して読むことを目的

とした字義や語義の解説書という意味となる。

同書は徂徠の講義を門人が口述筆記したものをもとになっている。その講義の時期に関しては、先行する研究書や全集の解説などの記載や説明が一致しておらず、各研究者によって 1690(元禄3)年から1692(元禄5)年まで幅がある(戸川・神田 1974: 735、尾藤1974: 536、今中・奈良本 1977: 983、平石 1984: 40、Wakabayashi 2005: 143n)。出版年についても同様に、1711(宝永8/正徳元)年という説(尾藤 op. cit.、Wakabayashi op. cit.)や、1715(正徳5)年説(今中・奈良本 op. cit.、平石 op. cit.: 96)、1714(正徳4)年の三巻本初版と1715(正徳5)年の六巻本初版への言及(戸川・神田 op. cit.: 731)などがある。同書の成立経緯を詳述している黒住(2003: 549)は、巻首および巻1・2・3が刊行された1714(正徳4)年と巻4・5・6が刊行された1715(正徳5)年の両方を以て成立と見ている。

「題言十則」は『譯文荃蹄初編』巻首の序文で、出版に際して新たに付されたとされるが、黒住(ibid.: 554)によれば、1711(宝永8/正徳元)年にはすでに草定されていたようである。この序文は、徂徠の漢文訓読への態度と彼の古文辞学の思想が現れている点で重要な文献と見なされてきた(田尻 2008: 227; 258-259n1)。しかし、それにとどまらず、この「題言十則」が近世日本の翻訳言説としても重要と考えられるのは、まず、それまで中国古典を読む通常の方法であった「漢文訓読」を「翻訳」の一つの方法であると明言したこと、さらに、原典理解のためには〈訓読という翻訳方法〉ではなく、〈普段使っている日本語への翻訳〉が有用だと主張している点である。以下、田尻(ibid.: 235-246)や武内(2015)による「題言十則」への詳細な考察および前野直彬による現代語訳(『日本の名著 16』240-256)などを参照しながら、翻訳論として見た「題言十則」の要点を簡潔に示す。

2.2 各則概略

まず冒頭の一則目では、文字の意味を正確に把握することの重要性が説かれる。『譯文荃蹄』は字義の手引き書であるため、読者には正しい字義を理解してほしいということだろう。ここでは「和訓を撥脱し字詰を精覈する」(24)と述べられ、漢文訓読は原典の精確な字義理解には不十分な方略であると示唆されている。その意味で「題言十則」は原典の精確な理解を重視した翻訳言説と考えられ、その精確な翻訳の実現について具体的にどのように言明されているかが着目されるべきである。

そこで、翻訳論として重要となるのは二則目以降である。

此の方の學者、方言を以て書を読み、號して和訓と曰ひ、諸を訓話の義に取れり。其の實譯なり。しかも人は其の譯たることを知らず。(24)

徂徠は、日本の学者はそれまで通常行われてきた漢文訓読を以て中国語を読んでいる気になっているが、それは実際には中国語を読んでいることにはならず、漢文訓読は日本語への「翻訳」の一つだと主張する。これに続けて、日本語と中国語は異なる言語である以上、漢文訓読で語順を逆転させて読んでしまうと、正確に中国語の意味を理解したことにはならないと述べ、そのため、本来ならば中国の学問をする者はまず中国語そのものを学び、その「本来の面目」(語の構造・語彙・意味・発想などを含む言語の特性という意味であろう)を知る必要があるとする。ここまでは一見、起点

文化におけるのと同様な起点言語の理解を最優先にした原典主義・起点文化志向に見えるが、徂徠の思考はそこにはとどまらない。丸山真男も指摘しているように(丸山・加藤 1998: 27)、中国語の「本来の面目」は、中国人にとっては当然すぎるために認識できないが、日本人が日本語を用いてその「面目」を客観的に探求することで「和語と華人言語それぞれの特色を相対的に認識すること」(田尻 op. cit.: 239)が可能になるとされる。外国語として探求する方がその言語をより深く認識できるだけでなく、母語である和語についても外国語と比較しながら認識が深まるという主張である。また、それを可能にするのは、言語が発達し複雑な意味も表現できる(当時の)現代の言語を用いることだとも述べられている。母語への翻訳という行為を通じて相対的に自己と他者を深く理解できるという思考は、他言語とのコミュニケーションとしての、あるいは自己／他者認識の方法としての、翻訳のあり方に触れているという点で示唆に富んでいる。

三・四則目ではさらに翻訳の可能性やそのあり方について深く切り込んで言及される。

譯の一字、讀書の眞訣たり。蓋し書は皆文字にして、文字は即ち華人の語言なり。其の荷蘭等の諸國、性稟常に異なるが如きは、當に解し難き語、鳥鳴獸叫の如く人情に近からざる者あるべし。而して中華と此の方と、情態全く同じく、人多く古今の人相及ばずと言ふ。予三代以前の書を讀むに、人情世態、符契を合せたるが如し。此の人情世態を以て此の語言を作す、更に何の解し難きことのあらんや。[中略] 祇中華と此の方、語言同じからざるを以て、故に人は奇特の想を作す。能く其の語を譯すること、此の方の平常の語言の如くんば、謂ふべし能く書を讀む者なりと。此れ是の編の開卷第一義なり。(25-26)

徂徠は本来的には中国語そのものを学ぶ必要があると説いたものの、日本人が外国語として読むからこそ中国語の本来の面目を認識できると考えているのだから、翻訳を中国語そのものの読解より劣った代替方法とは決して見ていない。翻訳は中国の書を理解するための有用な「讀書の眞訣」だと言明している。さらに、日本語とは文化や性質が異なるオランダ語のような西洋の言語を理解するのは困難だが、人情世態が同じ中国語ならば理解は容易で、平常の日本語を用いて訳することが、書をよく理解することになると述べているのも興味深い。文化に共通点があれば翻訳は可能で、全くの異文化の翻訳は困難だとも解釈できるこの表明は、単純すぎるくらいはあるものの、翻訳可能性に関わる思考として、当時徂徠が異文化・異言語接触をどのように考えていたかが窺える言説として着目に値するだろう。

さて、徂徠が「譯」という語を用いるとき、それは訓読と区別して、平常使われる日本語の俗語への翻訳を指している。「曰く和訓、曰く譯、甚しき差別なし」(26)と述べているのは、武内(op. cit.: 51)も指摘するとおり、中国語の書を解釈するための方便としては両方とも大差ないという意味だろう。しかし、徂徠によれば、訓読は古くから伝わるやり方であるため、過去の風雅な言葉を用いており、語彙も乏しいために理解するのは難しい。徂徠の時代には語彙も豊かになっているため、古代の言葉よりも的確に本来の意味に合う訳語を付けることができるのだから、通俗な日本語で中国語を解釈し、人情的に近い平易な言葉で訳せば理解は容易になる。だからこそ訓読ではなく俗語での翻訳には利益が多いのである。明治以降、現代にいたる翻訳言説においても、古典の作品を現代の平易な言葉で訳すべきか否かを論じる翻訳言説は頻繁に目にされる。訳文のわかりやすさをめぐる議論も

めずらしくはない。徂徠が俗語での翻訳を評価する上記の言明は、そうした意味で、現代の翻訳観とも共通する価値観を示している。

五則目に、徂徠は、訓読を用いて中国古典を講釈する害を列挙した上で(実際に朱子学が行われるやり方を批判し、これが彼の古文辞学に連なると考えられる)、次のように学ぶことを提案する。

先づ崎陽の學をなし、教ふるに俗語を以てし、誦するに華音を以てし、譯するに此の方の俚語を以てし、絶して和訓廻環の讀を作さず。(28)

「崎陽の學」とは長崎の学問、すなわち中国語の学習(唐話学)を意味する。はじめから中国の俗語で教え、中国語の発音で読ませ、日本の俗語に翻訳させ、訓読はさせないことが肝要だと述べられている。実際に徂徠は、『譯文荃蹄』出版に先立つ1711(正徳元)年に、長崎の唐通事である岡島冠山から中国語を学ぶ「訳社」という一種の中国語学習グループを結成している(平石 op. cit.: 82)。その訳社の約束事を述べた文章「譯社約」には、「翻訳の学」という言葉が使われているが、それは岡島から『水滸伝』などの白話文学を教材に中国語の俗語を学び、それを日本語に翻訳するという学習のことを指す(石崎 1967: 8-9; 96)。徂徠はそのような唐話学の実践を通じて、中国の俗語を学び、それを日本語に訳し、原典を理解する重要性をますます認識していったと考えられる。

徂徠はさらに、日本語の俗語での理解を通じて四書五経などの解釈を深め、学習者が自ら字義を調べて習熟を目指すことで、訓点などなくても、また後世の注釈などの講釈に頼らずとも、原典を読めるようになるのだと続ける。これこそが、徂徠が希求する、中国古典の理解に到達するための古文辞学につながる言語観なのであろう。

このように、俗語での翻訳が原典を精確に理解することに繋がるという徂徠の主張について、田尻(op. cit.: 243)は以下のように解説する。

「崎陽之学」と「訳」とはけっして対立的なものとして捉えられているのではなく、連続的なもの、不可分一体のものとされている。「訳」の前提として、ある水準の「崎陽之学」が求められている。「崎陽之学」に才能があって「中華人」と同じ水準にまで達しえたならば、それはそれで立派なこと(最上乘)であるが、そこまでいけば「訳」もいらぬというのは徂徠の思考ではない。

翻訳は原文の言語を理解できない読者のための二次的かつ原文より劣った代替物であるとみなす思考が、特に欧米を中心に支配的であったことは否めず、TSはそうした原文と翻訳の固定されていた関係性を問い直しながら翻訳を主題化していった(e.g. Bassnett 1991: 37-38; 1993: 138-141)。日本においても同様に、翻訳を原典よりも下に見る傾向があることは否定できない(e.g. 渡辺 2001: 86-100)。それと比較すると、徂徠が原典理解のためには翻訳は必要不可欠であると表明したことは、TSに300年以上も先んじて、原典と翻訳を優劣つけられることなく共存できる存在として認識した翻訳観の先例と見なすことができる。また、目標文化における翻訳の存在の意義という観点から見れば、日本人の方が中国人よりもその「本来の面目」を深く認識できるという二則目の主張と相俟って、原典が翻訳を通じて目標文化でその理解が深められうるといふ、「翻訳では失われるもの」ではなく

「翻訳で得られるもの」に着目して積極的に翻訳の意義を認める翻訳観として見ることができる。

六則目で徂徠が指摘するのは、日本人が中国語の書を読む場合、発音が日本語とは違うのだから、「読書」ではなく目だけで書を見る「看書」となるという点である。徂徠によれば、訓読は廻環の読み方であるため、中国語そのものの音の感受には及ばない。中国語の音によって感じ得られる味わいや意味の差違などは、その音を弁別できない日本人読者には把握できない。その意味では、日本語の語彙による訳語が適切ではない場合もあり、翻訳が「荃」(目的を達するまでの方便)であるというのはそのためである。心と雙眼を駆使し、その味わいや微妙な差違を理解しようとする他はない。「譯の眞正なるは、必ず眼光昏背に透る者を須て、始めて得」(30)と徂徠はまとめている。五則までに述べられたような、中国語を学び、中国の書を日本語の生きた言葉に翻訳して読み、訓読という翻訳方略を採らないという方法によって、こうした「譯の眞正」に到達できると徂徠は言うのである。おそらく徂徠は、河出版全集の解題にあるように(今中 1977: 983-990)、自らが唐話学を知らない青年期に中国の書を理解するためにこのように専心した結果、相当なまでの理解に至ったという自負もあったのだろう。「看書」であっても、「荃」にすぎないとしても、それらを通じて「譯の眞正」に到達して正確に原典を読み取ることは可能だという認識は、彼自身の経験則から生まれたのだと言える。

七・八・九則は字義のてびきである『譯文荃蹄』が具体的に扱う文字などについて述べており、翻訳に関わる言及は特段ないが、最後の十則目は、徂徠の翻訳観の締めくくりとして重要である。徂徠にとって中国の古典を読むのは、古典に込められている儒学の道を理解することに通じる。徂徠は末尾で次のように述べている。

古に云ふ、古今に通ずるこれを儒と謂ふと。又た云ふ、天地人に通ずるこれを儒と謂ふと。故に華和を合せて之を一にするは、是れ吾が譯學なり。古今を合せて之を一にするは、是れ吾が古文辭の學なり。此等の議論、大いに是の編と交渉を没するに似て、其の實は亦大關係の存する有り。(32)

ここで徂徠が言う「華和」を合わせる「譯學」は、従来なされてきた漢文訓読という翻訳方略を通じて行うものではない。「華」は中国語をそのものとして理解すること(崎陽の学)、「和」は平常の日本語で理解することであろう。つまり、中国語と日本語を同列に置いて理解することが彼の「譯學」であり、通俗の日本語への翻訳を通じて真の中国古典の道に接近することが、徂徠の思想なのである。彼にとっての翻訳とは、中国の古典を理解しそれを広汎な思想につなげていくためのものであり、彼の思想と翻訳は不可分なものだったのである。

こうした徂徠の古文辞学は、しかしながら、以降多くの批判にさらされた。そうした批判が、日本において江戸後期から明治以降昭和まで脈々と維持された漢文訓読による知的教養の獲得やその重要性を寧ろ強化していく思考を生み出したことは、中村(2008: 29-37)に詳述されているのでここでは触れない。また、漢文訓読が明治初期における欧文翻訳の方法に応用されたこと(齊藤 2012: 100-109)なども考えれば、伝統的な漢文訓読が日本の読書文化の中にかいに深く根を下ろしていたかも知れる。その意味では、徂徠が述べたような漢文訓読を是としない革新的な中国語翻訳言説は特異で一時的なもので、明治以降の翻訳言説とは一見したところ関連性を持たないように見える。しかし、上述の中村が述べるように、この徂徠の革新的な言説が契機となり、それへの批判や疑義

がより「正しい読み」(中村 op. cit.: 36)としての漢文訓読を日本語の中に形成していったとすれば、齊藤(op. cit.)が述べるような明治以降の翻訳文体および翻訳観の変遷にとって、徂徠の翻訳言説は一つの出発点と考えられる。こうした点で、近世の翻訳言説史の一部として「題言十則」は重要な言説と言えらるだろう。

2.3 翻訳文学受容における意義

最後に、徂徠の翻訳をめぐる思考が、江戸中期以降における中国白話文学の翻訳受容においても影響を及ぼしたことについても言及しておきたい。

18世紀中頃には白話小説の受容が急速に広まり、この時期までには既に柳沢吉保や荻生徂徠らが唐話学に親しんでいたことはよく知られており、上述したように徂徠が岡島冠山を師とする訳社を結成した時も、その教材には『水滸伝』や『西遊記』などの白話小説が使われていたこともわかっている(石崎 op. cit.: 96、磯部 1988: 100)。

その時期の日本における白話小説の翻訳について考察した川島(2010)によると、当時の白話小説の翻訳には二種類ある。一つは「通俗」と呼ばれるもので、漢字・カタカナ交じりの書き下し文のような日本語にした翻訳であり、一般の人にもわかるという意味で「通俗」と呼ばれた。「通俗」は必ずしも原典に忠実な訳ではなく、省略も多かった(川島 ibid.: 337n)。一方、翻訳としてより一般的だったのは、漢文訓読体の「訓訳」であった。白話は日本人が親しんできた文語体の中国古典とは大きく異なり、当時の口語体の文体であったため、訓読には適さなかった(ibid.: 311-312、石崎 op. cit.: 8)。それでも当時の読者は、様々に工夫を凝らして白話文を訓読したとされる。川島の説明によると、訓訳の実際として、通常の返り点や送り仮名だけではなく、原文の右側には中国語の音がカタカナで振られたり、左側の所々には語句の和訳が付けられたりし、さらに、文章の日本語口語訳が加えられる場合も少ないがあったとされる。

日本語への翻訳に中国語の音も表記されるのは一見不自然に感じられるが、川島は崎陽の学から中国語学習を始めるべきだとする徂徠の主張をその背景と見ている(川島 op. cit.: 316)。徂徠をはじめとする文人たちが崎陽の学に目を向け、中国語そのものの理解を深めようとしたことが、わざわざ日本語の翻訳に中国語の音をつけて読者を原典に近づけようとする翻訳方法の採用につながったということである。

さらに川島は、白話文学の訳文に単語や語句の和訳が付されることに関しても、訳者が先行研究や訳解などを参考にして様々な試行錯誤を行いながら、その文脈に合致する訳語を採用するという極めて学究的な翻訳姿勢を指摘している(ibid.: 320-329)。こうした知的な作業も、徂徠が「題言十則」で説いたような、語義の正確な理解を目指し、そのために中国俗語から日本の俗語へと翻訳する姿勢に連なるものだろう。こうした点だけを見れば、崎陽の学と日本語の俗語への翻訳を通じて正確な原典理解につなげることを目指した徂徠の翻訳をめぐる主張は、白話文学の翻訳方法に一つの道筋をつけたと考えることもできる。しかしその一方、川島も指摘するように、白話文学がどれほど訓読に適さないとしても、そして徂徠が訓読をどれほど否定していたとしても、どうにかして白話を訓読しようとする翻訳方法が強く定着していたのも事実である。その点から見れば、徂徠の翻訳観は、一定程度の翻訳方法の革新をもたらした一方で、中国語の文献は漢文訓読で読むという当時確立されていた方法を覆すまでには至らなかった。

また一方で、上述したように徂徠は現在にも連なるような翻訳観を持ち、またTSの観点からも無視できない思考を述べているにもかかわらず、彼の翻訳観は明治以降の翻訳状況やあるいはTSの観点とは全く接続されてきていない。

しかし、徂徠が中国語の習得のために白話文学を用いたことが白話文学の積極的な受容の一つの契機となり、それが日本の戯作文学の発展をもたらした。さらに明治初期には、人気戯作者であった仮名垣魯文が *Hamlet* の翻訳『葉武列土』(明 8)や『葉武列土倭錦絵』(明 19)を手がけたり、*The Merchant of Venice* を『何桜彼桜銭世中』(明 19)として訳した戯作者宇田川文海が、やはり当時の人気戯作者であった柳亭種彦の文章に倣ったと述べるなど、戯作文学が西洋文学翻訳受容に連なった。このような〈中国語原典理解－白話文学受容－西洋文学受容〉という一連の流れを考えると、徂徠の翻訳観には、単なる江戸期の特殊な言説としてではなく、近世から近代への一連の翻訳受容と関わるものとして検討する余地が残されている。これは、今後の日本の翻訳史研究の考察課題となるだろう。

3. 参考文献

- 雨の家狸遊(編)／宇田川文海(関)(1886)『何桜彼桜銭世中』和田文宝堂
 [国会図書館デジタルライブラリー <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/896892> 2018年2月26日確認]
- 尾藤正英(1974)「国家主義の祖型としての徂徠」『日本の名著 16』中央公論社 7-61.
 平石直昭(1984)『荻生徂徠年譜考』平凡社
 今中寛司・奈良本辰也(編)(1977)『荻生徂徠全集 第5巻』河出書房新社
 今中寛司(1977)「解題」『荻生徂徠全集 第5巻』河出書房新社 981-1003.
 石崎又造(1940/1967)『近世日本に於ける支那俗語文學史』清水弘文堂
 磯部彰(1998)「『西遊記』と『通俗西遊記』」和漢比較文学会(編)『近世文学と漢文学』汲古書院 87-148.
 加藤周一(1975/1999)『日本文学史序説 上』(ちくま学芸文庫)筑摩書房
 川島優子(2010)「白話小説はどう読まれたか—江戸時代の音読、和訳、訓読をめぐって—」中村・市來・田尻・前田(編)『続「訓読」論—東アジア漢文世界の形成—』勉誠出版 311-338.
 子安宣邦(2000)『「事件」としての徂徠学』(ちくま学芸文庫)筑摩書房
 黒住真(2003)『近世日本社会と儒教』ペリかん社
 魯迅／丸尾常喜(訳)(1987)『中国小説の歴史的変遷—魯迅による中国小説史入門』凱風社
 前野直彬(1974)「徂徠と中国語および中国文学」『日本の名著 16』中央公論社 62-84.
 丸山真男・加藤周一(1998)『翻訳と日本の近代』岩波書店
 中村春作(2008)「「訓読」の思想史—文化の翻訳の課題として—」中村・市來・田尻・前田(編)『「訓読」論—東アジア漢文世界と日本語—』勉誠出版 17-48.
 中村幸彦(校注)(1967)『近世文学論集』(日本古典文學大系 94)岩波書店
 野口武彦(1993)『荻生徂徠 江戸のドン・キホーテ』(中公新書)中央公論社
 齋藤文俊(2011)『漢文訓読と近代日本語の形成』勉誠出版
 齋藤美野(2012)『近代日本の翻訳文化と日本語:翻訳王・森田思軒の功績』ミネルヴァ書房

- 田尻祐一郎(2008)「〈訓読〉問題と古文辞学—荻生徂徠をめぐる—」中村・市來・田尻・前田(編)『「訓読」論—東アジア漢文世界と日本語—』勉誠出版 221-260.
- 武内真弓(2011)「荻生徂徠『訳文荃蹄』題言十則」注釈(一)『中国古典文學研究』第9号 31-37.
—— (2011)『訳文荃蹄』題言十則 訳注(二)『中国学研究論集』第27号 1-8.
—— (2012)『訳文荃蹄』題言十則 訳注(三)『中国学研究論集』第28号 62-74.
—— (2012)『訳文荃蹄』題言十則 訳注(四)『中国古典文學研究』第10号 96-112.
—— (2013)「荻生徂徠『訳文荃蹄』題言十則」訳注(五)『中国学研究論集』第30号 87-103.
—— (2014)「荻生徂徠の言語観：『訳文荃蹄』初編と「国会本」の比較から」『中国言語文化研究』14, 1-18.
—— (2015)「中国人のように漢文が読めるか：『訳文荃蹄』題言十則」の〈読書〉〈和訓〉〈訳〉」『中國中世文學研究』66, 45-61.
- 戸川芳郎・神田信夫(編輯)(1974)『荻生徂徠全集 2 言語篇』みすず書房
- 戸川芳郎・神田信夫(1974)「解題・凡例」『荻生徂徠全集 2 言語篇』みすず書房 727-798.
- 徳田武(1987)『日本近世小説と中国小説』(日本書誌学大系 51)青褒堂書店
- 柳田泉(2009)『柳田泉の文学遺産 第一巻』右文書院
- 彌吉光長(1989)『未刊資料による日本出版文化 第四巻 江戸出版史—文芸社会学的結論』ゆまに書房
- 吉川幸次郎(1976)『中国文学入門』講談社
- 渡辺利雄(2001)『英語を学ぶ大学生と教える教師に』研究社
- Bassnett, S. (1991). *Translation Studies* (revised edition). London and New York: Routledge.
- Bassnett, S. (1993). *Comparative Literature: A Critical Introduction*. Oxford, UK and Cambridge, US: Blackwell.
- Clements, R. (2015). *A Cultural History of Translation in Early Modern Japan*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Wakabayashi, J. (1998). 'Marginal Forms of Translation in Japan.' In Bowker, et.al. (eds.) *Unity in Diversity?* Manchester: St. Jerome. 57-63.
- Wakabayashi, J. (2005). 'The reconceptualization of translation from Chinese in 18th-century Japan.' In Eva Hung (ed.) *Translation and Cultural Change*. Amsterdam and Philadelphia: John Benjamins. 119-146.

【謝辞】

江戸期の白話文学受容については、当プロジェクトの会合で講師を務めて下さった神田外語大学の及川茜氏から多大なご教示をいただきました。ここにあらためて心よりお礼を申し上げます。

【著者紹介】

佐藤美希(SATO Miki)札幌大学教授。博士(国際広報メディア)。外国文学受容と翻訳観の関係についての翻訳研究に取り組む。連絡先:mikisato@sapporo-u.ac.jp

杉田玄白『解体新書』凡例

蘭学時代の翻訳論

長沼美香子

(神戸市外国語大学)

1. 原典

杉田玄白『解体新書』凡例より

訳有三等。一曰翻訳。二曰義訳。三曰直訳。如和蘭呼曰^{ベンデレン}価題験者即骨也。則訳曰骨。翻訳是也。又如呼曰^{カラカベン}加蠟仮価者。謂骨而軟者也。加蠟仮者。謂如鼠嚙器音然也蓋取義於脆軟。価者^{ベン}価題験之略語也。則訳曰軟骨。義訳是也。又如呼曰^{キリイル}機里爾者。無語可当。無義可解。則訳曰^{キリイル}機里爾直訳是也。余之訳例皆如是也。読者思諸。

【書き下し文】

訳に三等あり。一に曰く翻訳、二に曰く義訳、三に曰く直訳。和蘭呼びて^{ベンデレン}価題験と曰ふ者は、即ち骨なり、則ち訳して骨と曰ふが如きは、翻訳これなり。また、呼びて^{カラカベン}加蠟仮価と曰ふ者、骨にして軟かなる者を謂ふなり、^{カラカ}加蠟仮なる者は鼠の器を嚙む音の如く然るを謂ふなり、蓋し義を脆軟に取る、^{ベン}価なる者は^{ベンデレン}価題験の略語なり、則ち訳して軟骨と曰ふが如きは、義訳これなり。また、呼びて^{キリイル}機里爾と曰ふ者、語の当つべきなく、義の解すべきなきは、則ち訳して^{キリイル}機里爾と曰ふが如きは、直訳これなり。余の訳例は皆かくの如きなり。読む者これを思へ。

【現代語訳】

訳し方には三通りある。第一は翻訳という。第二は義訳という。第三は直訳という。オランダ語で「ベンデレン」という言葉は骨である。これを骨と訳すことが翻訳である。また、「カラカベン」という言葉は、骨であるが軟らかいものを指す。「カラカ」というのは鼠が器物を齧るときに立てる音をいうのである。そこで軟らかいという意味をとり、「ベン」というのが「ベンデレン」の略であるからこれを訳して軟骨とした。これが義訳である。また、「キリイル」と発音する言葉は、それに相当する言葉が東洋の医学にはなく、意味をとろうにもその解釈ができない。そのような場合には、それをそのまま^{キリイル}「機里爾」と訳した。これが直訳である。私の訳はみなこの例に示した通りである。読者はこれを了解してほしい。

2. 解題

2.1 『解体新書』の翻訳論

ここで取り上げたのは、オランダ語医学書を玄白らが漢訳した『解体新書』(本文4冊、付図1冊)の凡例の一部である。この凡例の前には、オランダ通詞の吉雄耕牛による序文なども付されている。『解体新書』は凡例を含めてすべて漢文である(原典引用では、新字体を用いて返り点を省略する

など表記を部分的に変更)。原典は国立国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/>)でも閲覧できるため、長い凡例から翻訳論に最も関係する部分のみを引用した。原典の引用に加えて、該当箇所の書き下し文(広瀬・中山・小川校注, 1972, pp. 217-219; 川澄編, 1988, pp. 256-257)と現代語訳(酒井, 1998, pp. 30-31)も内容理解の助けとするために併記した。

杉田玄白(1733-1817)は江戸期の蘭学医である。若狭小浜藩医を経て、日本橋に開業して町医者となった。平賀源内(1728-1780)や前野良沢(1723-1803)らと一緒にオランダ人から話を聞く機会を共有していた。玄白の代表的な著訳書『解体新書』『蘭学事始』などは、いずれも現代語訳を文庫本で手軽に読むことができるし、多数の研究書も出されているが、改めて「翻訳論」の観点から眺めると興味深い言説である。

『解体新書』は蘭学時代の幕開けとなった記念碑的翻訳書として名高く、1774(安永3)年8月の出版である。江戸で刊行された初めてのオランダ語からの本格的な翻訳書であった。1771(明和8)年3月4日、千住骨ヶ原での解剖(腑分け)を見学した帰路に玄白、良沢、そして中川淳庵(1739-1786)が、いわゆる『ターヘル・アナトミア』の有用性を鑑みて翻訳を決意し、その僅か数年後に刊行させたものである(原稿そのものは2年半ほどで完成)。

起点テキストは、クルムス(Johan Adams Kulmus)によるドイツ語原著(1732年)のオランダ語訳(1734年)である。起点テキストの膨大な脚注は翻訳されておらず、厳密には全訳ではない。この現実的な翻訳方針により、翻訳プロセスの困難を乗り越えて本書の出版が短期間で可能となった(出版の前年には、まず予告編とも言える『解体約図』という簡略版も出されている)。

翻訳作業には玄白、良沢、淳庵の他に石川玄常や桂川甫周も加わり、図版は秋田蘭画で有名な小田野直武が担当した。起点テキストをグループで議論しながら「会読」し、玄白が訳文をまとめるという共同作業であった。

翻訳論として重要なのは、玄白が「翻訳・義訳・直訳」の3分類を述べている点である。具体的には、次のような事例となる。

- ◇翻訳(現代の直訳)主として漢語を当てる:例) *beenderen* → 骨
- ◇義訳(現代の意識)意味を取って語を作る:例) *kraakbeen* → 軟骨
- ◇直訳(現代の音訳)漢字を音に当てる:例) *klier* → ^{キリイル}機里爾(後に宇田川玄真が「腺」とする)

また、同じく凡例には、「直訳」に関して次のように説明している箇所もある。「直訳」とは現代の「音訳」に類似したものであることが分かる。

【原典】

斯書所直訳文字。皆取漢人所訳西洋諸国地名。而合諸和蘭万国地図相参勘。集以訳之。傍書倭訓以便読者也。一不用臆見也。

【書き下し文】(広瀬・中山・小川校注, 1972, p. 219)

この書の直訳する所の文字は、皆漢人の訳す所の西洋諸国の地名を取りて、これを和蘭万国

地図に合して相参勘し、集めて以てこれを訳す。傍ら倭訓を書して以て読者に便するなり。一つも臆見を用ひざるなり。

【現代語訳】(酒井, 1998, p. 31)

この本で直訳したときにあてた文字は、すべて中国人が訳した西洋諸国の地名をオランダ万国地図と照合し、それを集め、当てたものである。これらはその横に倭訓を記し、読者の便宜をはかった。その訳語には憶測で作ったものはひとつもない。

江戸期に翻訳者自らが訳し方を工夫していることを述べている玄白による凡例は、貴重な日本の翻訳論テキストのひとつである。現代の用語とはずれているが、3つの訳出方法を区分している点は注目に値する。「翻訳」「義訳」「直訳」の使い分けからは、何としてでも西洋の医学書を訳出しようとする玄白らの意気込みが感じられる。そこには翻訳不可能論というような言説が生まれる余地はまったくない。

2.2 『蘭学事始』の翻訳論

杉田玄白の『蘭学事始』(1815年成稿)は、上下巻から成る著作である(書名としては『蘭東事始』『和蘭事始』も現存するが、この辺りの事情はここでは問わない)。玄白が没する3年前の最晩年83歳のときに、弟子の大槻玄沢に草稿を手渡した回想録である。

『蘭学事始』にも『解体新書』の凡例で述べていた翻訳方略が再び記されていることはよく知られている。該当部分を見ておこう。

【原典】(片桐, 2000, pp. 120-121)

彼是考へ合すれば、逆も我より古をなす事なれば、いつれにしても人々の曉し易きを目当として定る方と決定して、或は翻訳し、或は対訳し、或は直訳、義訳と、様々に工夫し、彼に換へ、此に改め、昼夜自ら打かゝり、右二もいへることく草稿は拾壹度、年は四年に満して、漸く其業を遂たり。

【現代語訳】(片桐, 2000, pp. 58-59)

いろいろ考え合わせてみると、なんといっても、自分たちがこの仕事のはじめになることなのであるから、いずれにしてもまず、人びとにわかりやすいということを目指して決めてゆく方針をたてて、あるときは「翻訳」し、あるときは「対訳」し、あるときは「直訳」、「義訳」というように、さまざまに工夫して、あそこを直し、ここをあらため、昼となく夜となく、自分でこれに打ち込んで、前にもいったように、草稿は11度、年は4年いっぱいかかって、ようやくその仕事を完成したのである。

一見すると、「…或いは翻訳し、或いは対訳し、或いは直訳、義訳と様々に工夫し」として、新たに「対訳」が加わり4通りとなったかのようにも見える。ただし、文脈から「翻訳・対訳」とひとまとめにできるので、先の3分類から大きな変更はないと考えて差し支えない。

2.3 二項対立ではない翻訳論

玄白の翻訳論は、いわゆる「直訳 vs. 意訳」の二元論ではなかったが、一般的に翻訳論では二項対立が顕著である。典型的には「直訳」(literal translation)と「自由訳」(free translation)に分類されるような図式である。ただしこの分類にも多様なバリエーションがあり、「逐語訳」(word for word)と「意訳」(sense for sense)なども考慮すると、用語の定義に気をつけないといけない。

翻訳の3分類は洋の東西を問わず、有名な言説が玄白の翻訳論以外にもある。たとえば、英国の翻訳論では詩人かつ翻訳者のジョン・ドライデン(John Dryden 1631-1700)の「メタフレーズ・パラフレーズ・イミテーション」(1680/1992)、清末民初の啓蒙思想家・嚴復(1854-1921)の「信・達・雅」(1898年の訳書『天演論』の序文)などである。

ドライデンは詩人・翻訳者であり、オウィディウス『書簡集』(1680)を訳した序文で、すべての翻訳を次の3つにまとめた(大久保, 2015)。

- ◇ metaphrase: 逐語訳(ある言語から別の言語へ翻すこと)
- ◇ paraphrase: 釈意訳(ゆとりのある翻訳)
- ◇ imitation: 模倣訳(言葉や想念からの逸脱)

嚴復訳『天演論』はハクスリー(Thomas Henry Huxley 1825-1895)の *Evolution and Ethics* の中国語訳である。彼はこの序文「訳例言」において、「信・達・雅」という翻訳に関する3つの概念を提示している(永田, 1997/2004; 平塚, 2010)。

- ◇ 信: 偽らぬこと
- ◇ 達: 意を尽くすこと
- ◇ 雅: 文章表現の美しさ

さらに日本の明治期も例がある。たとえば、英学の素養を有し幅広く活躍した高橋五郎(1856-1935)は、英語学習書である『英文訳解法』(1908)のなかで、「逐字訳・直訳・義訳」という3つの分類を行った(長沼, 2010)。

- ◇ 逐字訳: word for word
- ◇ 直訳: literal translation
- ◇ 義訳: free translation

高橋は「直訳」を推奨し、「翻訳の最大要件は先づ原文の精神(spirit)を深く究め、且其一般の口調及び特殊の観念を写し出し、且(此方の文法を傷つけざる限りは)及ぶだけ原本の文体を紙上に再現するに在るが如し、若し果して然りとせば、翻訳は此等三種中の第二、即ち直訳 literal translation を以て最上乘なる者と為さざる可らず」と述べる。つまり高橋の三分法は、明らかに玄白の翻訳論を継承していないことが分かる。江戸から明治へと時代が移るなかで、蘭学から英学への継承と断絶を考えるうえでも興味深い。

本稿では、二項対立でない翻訳論として玄白の言説を再読した。玄白らが取り組んだのは西洋医学書の翻訳であり、表現形式を重んじる文学テキストなどの翻訳とは訳出方略が異なるのは当然であり、同じ3分類と言ってもテキスト・タイプによって内実はかなり違っている。ただし、3つに分けるという視点には不毛な二元論を回避しようとする共通した目論見もあるように思われる。さらに実例を比較するなどして論考を深める必要がある。

3. 参考文献

- 平塚ゆかり(2010)「現代日中通訳者の「信達雅」—インタビュー分析を通して」『異文化コミュニケーション論集』第8号, pp. 45-55.
- 広瀬秀雄・中山茂・小川鼎三(校注)(1972)『日本思想大系 65 洋学 下』岩波書店.
- 片桐一男(全訳注)(2000)『杉田玄白 蘭学事始』講談社学術文庫.
- 片桐一男(2015)『知の開拓者杉田玄白—『蘭学事始』とその時代』勉誠出版.
- 川澄哲夫(編)(1988)『資料日本英学史①上一英学ことはじめ』大修館書店.
- 長沼美香子(2010)「解題 14 高橋五郎『英文訳解法』」柳父章・水野的・長沼美香子 編著『日本の翻訳論—アンソロジーと解題』法政大学出版局.
- 永田小絵(1997/2004)「「信・達・雅」をめぐる中国近代の翻訳論」『通訳理論研究』論集』日本通訳学会『通訳理論研究』論集編集委員会, pp. 313-326.
- 日本歴史学会(編)・沼田次郎(1996)『洋学』吉川弘文館.
- 大久保友博(2015)「近代英国翻訳論—解題と訳文 ジョン・ドライデン 前三篇」『翻訳研究への招待』第13号, pp. 107-124.
- 酒井シヅ(1998)『新装版解体新書(全現代語訳)』講談社学術文庫.
- 杉本つとむ(1997)『解体新書の時代』早稲田大学出版部.
- 吉田忠(2000)「『解体新書』から『西洋事情』へ—言葉をつくり、国をつくった蘭学・英学期の翻訳」芳賀徹 編『翻訳と日本文化』山川出版社.

【著者紹介】

長沼美香子(NAGANUMA Mikako)神戸市外国語大学教授。東京大学大学院総合文化研究科博士課程修了、博士(学術)。『訳された近代—文部省『百科全書』の翻訳学』(法政大学出版局、2017年)など。連絡先:mikakonaganuma@inst.kobe-cufs.ac.jp

加賀家文書 蝦夷通辞の記録

北代美和子
(翻訳家・東京外国語大学)

1. 原典

1.1 申渡¹

1.1.1 伝蔵へ大通辞申付

七月七日

申渡

シヘツ通辞役 伝蔵

其方儀夷語ニ通達致候者之由ニ付御領分大通辞役申付候事

1.1.2 伝蔵へ年手当二両ヅツ

申渡

八月廿四日申渡覚

大通辞 伝蔵

其方儀雇帳書之形を以御代官所御用をも相勤候様、右ニ付為費補年々金貳両ヅツ為相渡候

1.1.3 伝蔵へ赤子訓導役申渡

子モロ通辞 伝蔵

一 赤子訓導役申渡候事

此度赤子訓導役ニ相定候趣意は、土人不足不毛之地ニ付ても人数相倍し、漁業年増盛ニ被相行場所請負人は勿論、土人に至る迄渲助にも相成候様成置候処、土人倍候基は赤子出生多養育行届候義専一に有之、其根元は鰥夫寡夫之無之様厚御世話被成下候得は、自ら土人相倍し場所引立と相成候条、此趣深く相弁ひ精勤可申事

1.2 御場所支配人通辞番人心得書²

一 御法度之趣大切に相心得可申事

一 異国船又は怪敷船を見懸候得ば早速訴出可申事

一 蝦夷人介抱方人念大切にいたし、聊も非分之儀無之様可致事

一 異変之儀有之候はゞ早速可申出事

一 常々産業無怠悟可出精心懸事

一 蝦夷人共銘々貯ひ候食料換物之外、番家々々におみても是迄之通蝦夷人食料換物油等非常
平日共無差支様潤沢に困置可甲事

- 一 鰥鰥寡孤獨病人身体不具之者には、一際入念介抱可致事
 - 一 出生死亡之蝦夷人其都度々々会所え相届可申事
 - 但 出生には米八升麴式升
 - 死亡には米四升麴壹升遣可申事
 - 一 蝦夷人え諸品売払之儀 御料引続定直段之通相払可申事 一 夷
 - 人より御軽物其外産物遺用品等買人之儀は、御料引続定直段之通買入可申事
 - 一 蝦夷人え相払候挽引飯焚山仕事、其外諸賃之儀は、御料仕来之通相払可申事
 - 一 蝦夷人え番家より差遣候酒其外之儀、御料仕来之通遣し可申事
 - 一 蝦夷人壮年之者獨身無之候様、兼て乙名ども申聞夫々縁組為致可申事
 - 一 懐妊之女夷人手荒く働并人夫とに差出し、重荷を為脊負候様之儀決して不可致候。尤小児養育之儀入念可申付事
 - 一 孝行奇特之もの有之候はゞ可申出事
 - 一 病人蝦夷薬用願出候はゞ可申出事。勿論薬用中白米飯為給、番人度々為見廻、相たまわり候御薬等匱末無之様可致候事
 - 一 番人并蝦夷人変死頓病届可申事
 - 一 御用状継立之儀は無遅滞相心得、別て刻付御用状は番人相添ひ、急ぎ御用状は役夷人其外慥成もの添遣可申事
 - 一 役蝦夷人之内病死退役いたし、跡役申付候節、乙名小使共より人物為選、聊依怙最眞無之よふ正路に取扱可申事
 - 一 御制札之儀常々大切にいたし、風雨之節見廻、万一破損之節は早速届可申事
 - 一 新現漁場相開、新規家蔵相建候節は届け可申、都て新々初之儀は届出可申事
 - 一 船々水主之者共蝦夷人と交易ケ間敷儀為致申問敷は勿論、蝦夷小家え猥りに入申間敷様可心付事
 - 但、船手銘々勝手に山入いたし候事不相成、其番屋へ届之上林木為伐可申事
 - 一 蝦夷人別五月中に取調子、六月に入候はゞ差出し可申候
 - 一 旅蝦夷人別之儀、当已歳より御城下え書上に相成候間、歳々蝦夷人別生死共其時々届け可申事
 - 一 御詰合様場所御見廻之節、小頭役之者役夷人つれ先番家え送届可申。尤止宿いたし候所に夜廻等まで心付べき事
 - 一 年始御伺としてメナシ其外番家々々より小頭之者役夷人同道罷出可申事
 - 一 寒中為御伺、メナシより惣代として和人壹人役夷人壹人ベツカイ、ホロモシリ、ハナサキは是迄之通役夷人召連罷出可申事
 - 一 年々会所え差出し候セカチ共給料之儀は、会所より相払候間、其番家より遣し候に不及候事
 - 一 御詰合様御見廻は勿論、御通行御役人様往返引船等迄差出し、町寧御取扱可申事。
 - 但、国泰寺様右同様之事
 - 一 御目見得蝦夷順番に当り候番家は、前年相心得居御差図を受可申事
 - 但し来る末のとはは順年に御座候
- 右ヶ条之通兼て心得居可申候事 以上

弘化二巳のとし

同 徳右衛門

加賀屋常蔵殿

1.3 シャリ・クスリ出稼役蝦夷人共到着被下酒取次通弁の事³

クスタ ニシバ(二人成ばウタレ)子ワ○ハンケコ シンキカ子 エチコロ ウタレ ケシ トラノ○チコロ コタンタ エウコラリ シレハルエ子ァ クシユ○クコロ 親方 ヲロワノ タバン トノむト○エツコサンケ ルエ タバンナ○ホントノ子 クシユ○カムエ エノミワ アツト キタバ ヲカエ○カムエ エバケセ エコ エバ エヌグンベ 子イ タシタ○タン トノクヲタツコテワ○チコロ ヲヤカタニシハコツチャケワ○クサンケ ルエタバシナ○子ハツコノ エラム アヌワエンコレヤ○

右通弁の趣意は

クスリの役夷人共、遠方大儀之事に候。すかし其方手廻り之者、并一同当着致候に付、私共の親方より此酒を被下候。惇少之酒に候はゞ唯壺盃の内に祈願を籠め、御恵の神酒下夕のみいたゞき、可被下との心にて進じ候酒に候間、其段承知可被下候。

如此和言にて

然ば右夷言大切の奥儀に候間、能々内心にて口付、其場に及びて無滞様通弁の心得第一也。扱、十二声・カン 十ノ大小、速近の上下を考ひ通詞べし。

尤、夷言は六ヶ敷ものと思へば甚気おくれの事有なり。人中にて二、三度も通詞れば、夫より 段々心得易成事。譬ば、玉子を破り出たる子鳥のごとし。又習といふ文字のよみかへしはマナブドブニヨシと有よふす。然るを平日習わずして飛んとするゆへ、義経と教経の違有とかや。其時至て下帯は直し、内に何程の才智可出哉。彼是する内に其席に出るは、はたして不覚をとることなり。然共初度通弁は、勿論都て云へ間違有もの成れば、和夷どもにわらわるゝことも格別耻と思ふべからず。此則玉子破り出初りの今日と思ふべし。就夫も日夜稽古あらまほしく候。爰に人鳥共に立身と申は、玉子を破り出鳥となりて、雨あられの寒暑を凌ぎ越ひ、月に翅をならべ四面に白雲をまとひ、錦の角雲に立帯を舞さげ、花水山の毛足は所々に雨雲をたなびき、神無月とそりなづきは村雲を争ひ、黒龍目ぶたの上に横引て時刻を窺んとうごかし、又家々の器物をば前垣に備へ、金紋の光りは傾く日にてらし、庭前の桜木松樹の枝々葉計多くも目八分に打詠め

威儀ドウウドッピンとふけ出し音声こそ日頃の心懸身の出精鳥ならばほとゞぎす共敬ふべし。うらやましき事ならずや。

爰に又、人鳥共に我等ごとき一生客家の玉子で世を渡り、内より外へ目鼻口もたされず。硯盆の三水に乗詠め。たばこ盆に火トラノと計りふけたるもの、鳥ならばとんびの声ならんか。聞もの再び枕の耳はあからばこそ。此れ生れ付と心付のたらざるゆへなれば扱はなけれども、番人の家に生るゝ若もの共は夷通弁不覚なれば己れ計りの耻辱にあらずと心得べし。

1.4 安政六末年土人御目見附添并喜多野様井上様竹内様御取扱日記⁴

安政六末年正月十一日於御用所に、箱館表土人御礼附添被仰付候。

出立之儀は二月下旬之御定に御座候処、春雪差支に付三月朔日より風待に相成候。

トレフ餅 十之内 弍袋

ハルシヤ 三升之内弍袋

テツヒラ 式十枚

右三品御献上之品として御会所より請取

外手拭懸 三ツ

馬柄杓 四ツ

山刀鞘 七本

シャジ 五十本

右は去秋御支配人之差図に付持参いたし候。

一 御用状 壱封

モロラン 石井専蔵様江

金井清三郎様出

一 御用状 壱封

アッケシ 大西栄之助様江

奥井貞助様江

金井清三郎様出

一 御添觸 壱通

子モロ場所役土人 惣年寄 陣平

仁助

名主 重助

外差添土人 長助

作蔵

通辞勤方 伝蔵

馬式疋無賃 旅籠壱泊老人に付七拾五文

右之通御添觸御下げ被下候に付持参致候処、アッケシ御用所より折返しに相成申候。

御会所より杯書左之通

覚

当処役土人 三人

平上人 式人

差添通辞 伝蔵

右は此度函館表為

御礼差立申候。御場処々々着之上伝蔵より馬三疋可願出候間、御賃継送被成下度、偏に奉願上候。以上

三月朔日

子モロ会所

御場処々々御会所御止宿所中様

(略)

同(四月)八日 当処御用所より三場処土人并通詞名前書上可致候様被仰聞候に付、左之通。

覚

クスリ場処 年寄 小兵衛
同 三四郎
同 清吉
外附添土人 式人
アッケシ場処 庄屋 酒六
惣年寄 三五郎
名主 熊吉
外附添上人 式人
子モロ場処 庄屋 仁助
惣年寄 陣平
名主 重助
外附添土人 式人

右は今般箱館表え為御礼罷出候土人名前書面之通に御座候。已上

四月八日

クスリ場処通辞 長助
アッケシ場処通辞 利助
子モロ場処通辞 伝蔵

ヤムクシナイ御用所

右之通相認め差上候処、クスリ、アッケシ、子モロと三段に通辞附添罷出可申旨被仰聞、其意に仕候処、御玄関前に葦敷其上に薄縁しき庄屋・年寄・名主・付添人・通辞如此すわらせ、吉岡様并外御兩人御出席、和言にて新太郎様申聞候は、扱其方共箱館表御目見として遠方大儀之事に候。最是より和地之道中に候間、万事無礼なきよふ心懸可申候。当所は和土関所同様に付此段申聞候。通辞役も左様可相心得旨、難有承知奉畏候。

畢て引取直様出立、驚ノ木旅籠屋止宿いたし候。

(略)

同廿二日 御通辞様より御呼出しに付罷出候処、来る廿五日御目見定日之由被仰付、御献上之品御添心に預り決談安心の事。

(略)

1.5 宮内喜太右衛門書簡⁵

蝦夷言の義、全定無之ものなり。大地草木魚虫、其名東西海浜山中、所々皆別々也。勿論男女の言におゐてをや。皆異也。故に書記に不及、藻塩草と云先生の秘書にも、誤り間々見得候。必々自慢の心を発べからず。

時宜に応じ手真似足真似之拙者、笑事なかれ。乍併、任望不能詞退に平言にて申伸候。第一申

渡は大切之儀故、制札表之通諸人之見得安如くいろは書にて、蝦夷言も其如く端々のもの迄も聞
得るよふに通弁肝要と御心得可被成候。

是は先年広瀬何其より伝援。

追啓申上候。先日は通行之砌、種々預御馳走千万添無奉存候。段々寒風強相成候間、折角御
厭御勤仕可被成候。何れ明春は帰郷之砌拝顔るゝ可申上候。御用取込みに付文略真平御用捨可
被成下候。

猶、是よりクナシリ島え相渡可申候。此故左様承知可被成下候。恐惶謹言。

九月廿七日

宮内喜太右衛門

米屋伝蔵様

1.6 ニシベツ川一件に付申上⁶

安政四巳年ニシベツ川一件に付子モロ御会処より御呼出に相成候処御尋に付申上候

伝 蔵

私義は、文政元寅年クスリ御場処へ罷下り候いなや飯炊方被申付相勤居候処、単節並小使メンカク
シ、ムンケ、兩人共凡廿六七才之年頃に候。

併メンカクシ義は増年に可有之候。又並小使イラトカ、平夷人コリタ此兩人をも私馴合之者に候。中
にもメンカクシ、ムンケ、儀は、御会所定詰之小使に候ゆへ、始兩三年が間したしき事、和夷之差別
なく日々相交候に付、先ヅ蝦夷言稽古のため、彼等向之振合を聞習ひ、別てもチャランケ掛合言等、
一義に心を寄、数ヶ言聞伝申候得共、ニシベツ并源上山伝ひ之事に付、クスリ、子モロ蝦夷人衆混
雑致候儀、一切承り不申候。

勿論蝦夷宝等子モロ夷人え差出し、川買取候杯之義、実に承り不申候。

猶又飯焚きより、蔵廻り、帳場手伝兼、或はセンハウシ番家守、又はシャクヘツ止宿守までに彼是九
ヶ年に及、夫より吉蔵支配人中御会処え引上られ、仮帳役相勤申候。都て

支配人 平兵衛 同常吉事吉蔵 同藤三郎

通詞 福松 同福松 同竹蔵

右重達衆之手先に相成勤居候内、四方隣場之訳に付度々内談等えも立加り候得共、前文申上候
通、ニシベツ川売買杯之儀一言も承り不申候。

尚又クスリ勤中古来御用留并年中行事迄も時々繰出し披見致し候事俣有之候得共、此等之書面
廉々にも決て記し無之候。依て御尋に付有躰御答申候。以上

巳正月

2. 解題

2.1 江戸時代の通訳者・翻訳者

1639年にポルトガル船の入港が禁止されて以降、1811年に幕府によって蕃書和解御用が設置さ
れるまで、日本において翻訳を担ったのは、例外的に海外との交流があった地域で活動した通訳者
たちだった⁷。したがって江戸時代の翻訳を考えると、通訳者の活動を研究の対象に含めないわけ

にはいかない。江戸時代の通訳者には、唐通事(長崎および薩摩藩)、阿蘭陀通詞、朝鮮通詞、蝦夷通辞、山旦通辞、シャムロ通詞、・タカサゴ通詞などがいたと言われる⁸。

このうち、長崎の唐通事、阿蘭陀通詞についてはすでに歴史学の分野で研究が進み、その役割や養成機関、社会的地位、文化的貢献などが明らかにされている。薩摩藩は琉球を通じて中国と接触があり、また座礁した中国船に対処するために、独自に唐通事を養成していた。未見の資料ではあるが、『澤司冥加録』には鮫島正次郎が「通事の頭目になるまでの一代が記されている」(山根 2004, p. 79)。

対馬藩は朝鮮通信使の応対にあたり、また藩の財政基盤を朝鮮との交易に頼っていたために、朝鮮語の通訳者を必要としていた。通訳業務はもともとは商人が担っていたが、1689 年に対馬藩の藩儒となった雨森芳洲(1668-1755)は、朝鮮との交流において通訳者が果たす役割の重要性を指摘し、通詞養成所を設立した。雨森芳洲の著作で通訳の営みに触れているものには以下がある。

- ・ 『交隣提醒』(1734 年)
- ・ 『韓学生員任用帳』(1720 年)
- ・ 『詞稽古之者仕立記録・通詞仕立帳』(1732 年)

とくに『交隣提醒』は、朝鮮側の訳官(日本語通訳)についての言及もあり、当時の日朝の通訳者の地位、役割の違いを明らかにしている。朝鮮通詞のなかには大通詞、小田幾五郎(1755-1832)のような一流の朝鮮研究者もいた(田代 2014, p. 400)。朝鮮通詞についても、雨森芳洲研究、日朝文化交流史などの分野に先行研究がある。

山旦通辞(アムール川流域)、シャムロ通詞(タイ)、タカサゴ通詞(台湾)は、上記のような公的の通訳者ではなかったために、実態はほとんどわかっていない。

蝦夷通辞は、交易・交流の場で通訳にあたった唐通事・阿蘭陀通詞・朝鮮通詞とは性格を異にする。松前藩/和人による蝦夷地植民地支配の先鋒を担っていた側面があり、そのために否定的に語られることが多い。しかし、通辞のアイヌ語能力(アイヌの日本語能力⁹)も含めて、「『蝦夷通辞』に関する研究は非常に少なく、未だその全貌は明らかとなっていない」(深澤 2014, p. 27)。本アンソロジーの一部を収録した加賀家文書には、江戸末期のその活動が具体的、かつ詳細に記され、蝦夷通辞関連としては他に類のない資料として極めて高い価値を有している。

2.2 加賀家文書とは

加賀家文書は、幕末の天保から明治初めにかけて、釧路・根室地方の場所請負人の用人として働いた加賀家の人びとが残した記録の集成である。そのほとんどは三代目の伝蔵の手によるもので、長く加賀家に保管されてきた。1998 年に加賀家7代目加賀實留男氏より伝蔵が活躍した北海道野付郡別海町に寄贈され、現在は同町の加賀家文書館に保管・展示されている。1981 年に翻刻活字版『加賀家文書』、2001 年から 2005 年にかけて『現代語版 加賀家文書』が発行され、また加賀家文書館にて分類・調査・研究が進められている。

同館の分類によれば、加賀家文書には以下の資料が含まれる(別海町郷土資料館、2012, pp. 4-5)。

- ① 文書(綴物)
- ② 文書(単票文書)
- ③ アイヌ語
- ④ 日記・紀行・物語
- ⑤ 地図・絵図・写真
- ⑥ 図書・書籍
- ⑦ 生活資料
- ⑧ アイヌ民族資料(出典)

加賀家文書からは、当時の蝦夷地の経営、地理、漁業、交易、物流、和人によるアイヌ支配の実態、アイヌの人びとの生活などを克明に知ることができ、歴史学、民俗学にとって貴重な資料となっている。本文書の特徴はそのほとんどを書き残した加賀伝蔵が蝦夷通辞だったことにある。本文書中のアイヌ語関係資料には、アイヌ語辞書、アイヌ語文和訳、和文アイヌ語訳、和語アイヌ語対訳が含まれ、当時のアイヌ語を知る資料として今後の研究が期待される。言語学・言語史的な視点のみならず、通訳史研究の面から見ても、加賀家文書全体を詳細に分析することで、長崎の蘭通詞、唐通事、あるいは対馬の朝鮮通詞とは異なる、蝦夷地(植民地)のコミュニティ通訳者としての蝦夷通辞独特の身分、役割、立場などを明らかにできると思われる。ここでは、膨大な資料のなかから、蝦夷通辞の役割の一端を浮かび上がらせるものを数点紹介することとどめ、各資料の詳細な分析・検討については稿を改めたい。

2.3 加賀伝蔵

加賀(屋)伝蔵は初代徳兵衛の息子として、文化元年(1804)に、秋田県八森に生まれた。秋田出身のため、秋田屋伝蔵と称されることもある。父の徳兵衛(?-1835)はもともと加賀の人で、蝦夷地を目指すも、途中で時化のため八森に漂着。その地で結婚後、蝦夷地に渡ったとされる。

加賀家二代目は伝蔵の兄、鉄蔵(1792-1880)で、場所請負人の藤野喜兵衛の用人として、通辞、支配人を務めた。伝蔵は1818年に蝦夷地に渡り、クスリ(釧路)場所で会所の飯炊き、蔵回り、帳場手伝いなどをするかたわら、同世代のアイヌと親しくなり、アイヌ語を身につけた。1827年には釧路場所会所仮帳役となる。1830年シベツ(標津)場所に移り、通辞役に就き、1860年には標津場所の大通辞に、62年には支配人になった。明治初めまで標津で働き、1874年八森にて71年の生涯を閉じている¹⁰。

2.4 時代背景

北海道は稲作が不可能だったために、松前藩は家臣にアイヌとの交易権をあたえる商場知行制をとっていた。18世紀前半、商場知行制から場所請負制に移行し、運上金と引き換えに交易権を商人にあたえて、場所(交易地)の経営を商人に任せるようになる。各場所には会所(アイヌとの交易場所)が設けられ、請負人の用人として、支配人(責任者)・帳役(会計)・通辞(通訳)の三役がおかれ、番屋の番人(漁業の指揮にあたる)なども雇用された(佐々木 1939, p. 53)。場所請負制への移行により、和人によるアイヌの労働力の酷使・虐待・搾取が深刻化、アイヌによる蜂起「クナシリ・

メナシの戦い」(1789年)が勃発したことはよく知られている。

伝蔵の活動期(1818年-明治初期)はロシア、アメリカからの開国圧力の強まった時期にあたり、とくにロシアからの脅威に備えるために、幕府は蝦夷地政策をしばしば変更した。ロシアの南下に備えて、1799年には東蝦夷地を松前藩から幕府直轄に変更し、アイヌ撫育政策をとる。1807年、西蝦夷地も直轄領とし、全蝦夷地が幕府の直轄となった。しかし、伝蔵が北海道にわたってまもなくの1821年、蝦夷地は松前藩に復領する。藩は根室・国後・択捉に勤番所を設置。場所請負人に特権的な地位をあたえ、「その経済力に依存する体制を強め」た結果、「場所請負制のもとに略奪的な経営が行われ、アイヌ民族社会は酷使や虐待、流行病によって、壊滅的な打撃」(別海町郷土資料館2014, p. 11)を受けた。根室場所のアイヌ人口は、1822年の891人から1868年の480人と50年足らずでおおよそ半減している(別海町郷土資料館、loc. cit.)。

1855年、幕府はふたたび蝦夷地を直轄とし、仙台・秋田・南部・津軽の東北四藩に蝦夷地警備と開拓を命じた。1859年には会津・庄内の二藩を追加。伝蔵が働いたシベツ場所は、最初は仙台藩、次いで会津藩の管轄となった。

2.5 加賀家文書から読み取れる通辞の立場

資料 1.1 は、藩から伝蔵への申渡書である。資料 1.1.1「申渡」は会津藩からの大通辞申渡書。資料 1.1.2 によれば、大通辞の俸給は年2両であった。資料 1.1.3 は伝蔵にアイヌの幼児保護を命じる申渡書である。この申渡はアイヌ人口の激減と関連すると思われるが、通辞の役割が単なる言語の仲介者ではなく、アイヌの管理にまで及んでいたことを示している。資料 1.2 は加賀屋徳右衛門から加賀屋常蔵に宛てて場所の支配人・通辞の心得を30項目にわたって述べたものである。会所の責任者は支配人であるが、資料 1.2 からは、場所の通辞にも支配人と同様に、アイヌの監督・撫育・監視にあたることが求められていたと推測される。通辞が「届出書」「借用書」などの書類に支配人と連署している例も見られ、通辞もかなりの責任と権限をもっていたと思われる。

資料 1.3 はシャクリ・クスリから出稼ぎのために到着したアイヌに親方から酒がふるまわれた際の通訳記録である。まずアイヌ語をカタカナで表記、次いで邦訳を付したあとに、アイヌ語を通訳するときの心得が、鳥の成長にたとえて説かれている。

通辞の重要な役割のひとつに「御目見」の付添と通訳がある。「御目見」とは、アイヌの首長が献上品を持参して、松前または函館におもむくことで、通辞は道中および御目見の世話と通訳にあたった。資料 1.4 は、安政6年(1859年)3月初めに根室を出発、4月10日に函館に到着するまでの道中の日誌と御目見の報告である。献上品の品目、アイヌへの土産品、饗応、見物、奉行への御目見の際の装束、席順などが絵入りで記されている。ここでは通辞名が記載されている部分と、通訳の業務、および通辞に関わる部分など、その一部を抜粋した。アイヌの名前と通辞の名の記載順から、両者の上下関係が推定される。またアイヌが和名で記載されていることも指摘しておきたい。

資料 1.4 から明らかなおと、伝蔵のような場所請負人の用人としての通辞のほか、藩所属の通辞もいた。資料 1.5 は松前藩の通辞、宮内喜太右衛門から釧路・白糠(しらぬか)の場所請負人、米屋伝蔵に宛てた書簡である。短いものだが、アイヌ語通訳の心得を述べ、また蝦夷通辞である上原熊次郎編纂のアイヌ語辞書『藻汐草』への言及も見られる。

伝蔵はアイヌから役所へのアイヌ間の係争の訴えや嘆願についても、その仲介・通訳をおこなっ

ていたと思われる。資料 1.6 はニシベツ川の売買をめぐる釧路アイヌと根室アイヌの係争に関する文書であり、冒頭に伝蔵本人の手でその略歴が記されている。

このほか蝦夷通辞の仕事には、藩からアイヌへの申渡の通訳、将軍家への献上鮭製造の監督などもあった。伝蔵独自の活動としては、田畑の開墾、アイヌの生活・文化の記録などがある。本文書に記録された通辞の活動のどこまでが蝦夷通辞全体に共通するのか、あるいは伝蔵独自のものだったのかは、他の資料とも突き合せて詳細に検討する必要があるだろう。

本稿では多岐にわたる蝦夷通辞の活動の一部を紹介したが、そこから浮びあがってくるのは、単なる言語的仲介者ではなく、植民者>被植民者という力関係のなかで、両者の意思を疎通させるというその微妙な役割・立ち位置である。そこには現代のコミュニティ通訳と通底するものがあり、その意味でも、通訳・翻訳学の視点に基づく加賀家文書のさらなる分析・研究が望まれる。

3. 参考文献

- 秋葉実編(1989)『北方資料集成第二巻 加賀家文書』北海道出版企画センター
 雨森芳洲(1728/2014)『交隣提醒』田代和生(校注)、平凡社
 別海町郷土資料館(2001)『加賀家文書現代語訳版第一巻』別海町郷土資料館
 別海町郷土資料館(2002)『加賀家文書現代語訳版第二巻』別海町郷土資料館
 別海町郷土資料館(2003)『加賀家文書現代語訳版第三巻』別海町郷土資料館
 別海町郷土資料館(2004)『加賀家文書現代語訳版第四巻』別海町郷土資料館
 別海町郷土資料館(2005)『加賀家文書現代語訳版第五巻』別海町郷土資料館
 別海町郷土資料館(2012)『加賀家文書等資料目録 I』別海町郷土資料館
 別海町郷土資料館(2014)『加賀家文書館展示解説』別海町郷土資料館
 別海町郷土資料館(2015)『加賀家文書等資料目録 II』別海町郷土資料館
 深澤美香(2014)「加賀家文書のアイヌ語資料と加賀伝蔵」『千葉大学大学院人文社会科学部 研究プロジェクト報告書 274 集 アイヌ語の文献学的研究(1)』pp. 21-48
 井波和正(1996)「琉球王国の通訳者」沖縄国際大学公開講座委員会編『琉球王国の時代』pp. 185-239、ボーダーインク
 佐々木利和(1989)「蝦夷通詞について」北方言語・文化研究会(編)『民族接触 北の視点から』pp. 48-60、六興出版。
 佐々木利和(2004)『アイヌ史の時代へ—余瀝抄』北海道大学出版会
 山根真太郎(2004)「薩摩藩と唐通事—南山俗語琉球詞和解を手がかりとして」鹿児島純心女子大学国際文化研究センター『新薩摩学 薩摩・奄美・琉球』pp. 75-115、南方新社

【著者紹介】

北代美和子(KITADAI Miwako) 翻訳家。東京外国語大学講師。

【注】

1. (出典) 翻刻活字版、pp. 108-109。

加賀家文書の出典は、翻刻活字版(秋葉実編『北方資料集成第二巻 加賀家文書』)による。

原典は縦書き。原典の誤字・脱字、文字の配置はそのままとし、翻刻活字版にある句読点のみ採用。挿絵、返り点、ルビ、および翻刻者による注記は省略した。なお作業環境の制約から一部、正確に再現できない部分がある。

2. (出典) 翻刻活字版、pp. 123-125。
3. (出典) 翻刻活字版、pp. 133-134。
4. (出典) 翻刻活字版、pp. 141-151。
5. (出典) 翻刻活字版、pp. 229-30。
6. (出典) 翻刻活字版、pp. 435-436。
7. もちろん文人・漢学者による中国語からの翻案・翻訳はおこなわれていた。有名な例では、儒学者・医師の都賀庭鐘(1718-1794)の『繁野話』(しげしげやわ)がある。これは中国白話文学の翻案で、上田秋成に影響をあたえたと言われる。儒者による翻訳については、本アンソロジー収録の佐藤美希「荻生徂徠『訳文荃蹄』「題言十則」」(pp. X-X)を参照のこと。なお都賀庭鐘の翻訳業績に関しては、及川茜氏(神田外語大学)より本プロジェクトメンバーに対して、多大のご教示をいただいた。
8. 「琉球では那覇久米村を中心に中国から渡来した一団が通訳を専業としていた」(山根 2004、op.cit., p.83)ほか、日本語通事、また 18 世紀末からは欧米諸語に対処する通事もいた(井波 1996)。これらの「通事」が通訳業務だけに携わっていたのか、あるいは外交や貿易、文化活動にも携わっていたのかは、興味深い論点である。
9. 松前藩はアイヌが日本語を学ぶことを禁じた(佐々木 2013、p. 248)。
10. 加賀家の系譜、および伝蔵の来歴について、詳細は深澤(2014)を参照のこと。

清水卯三郎訳『ものわりのはしごまたのなせいみのてびき』 自序：明治初期におけるひらがなによる化学書の翻訳¹

齊藤美野

(順天堂大学国際教養学部)

1. 原典

清水卯三郎(1874/明治7年)『ものわりのはしごまたのなせいみのてびき』自序. 瑞穂屋.
(原典にある異体文字は標準的な字体に置き換え、旧仮名遣いは原典のままとする。)

むかしのひとははなしぶりといふむきにかきつづりて、よのひとををしへみちひいたれど、からぶみ²をうつすときはやはりそのふみのおもむきになづみて、おのづからそのあやをのこす、ゆえにちかごろはすべてそのさまにかきうつりて、つひにはそのふみならねばいみをつくさぬなどいふて、からぶみをつづり、からうたをよむをまなひとして、ただそのひとたちのもてあそびものとなり、いつかよのひとををしへみちびくことをおこたりてある、およそこのひとに、このことばのあるはそのころをいひつたへ、そのさまをときうつすあひづである、このあひづをしるすはもじ、すなはちいろはである、さればひとのくちでかたらふことはいかなることもいろはでかきうつされぬといふことはなきはずなり、なれどもこのことはよろばにもはやりてらてんのふみでなければわからぬやうにいひとなへたこともありといふ、かかることはみなひらけぬよのさまにておのれのくにことばをかきつづることをしらぬさきに、まつほかくにのふみをよみならうたことがくせとなりたわけで、すこしもふしぎなことはない、[中略]いまのよろばのくにぐには、わがくにのものとしうのごとく、そのくにことばにかきつづりて、よのひとををしへみちびくをむねとしたれば、つひにつたへならひていまのよのそろうたあやふみとなりたものとおもはれる、さればわがくにびともそのごとくそのつたないも、いやしいもかへりみず、ただそのわかるをむねとして、みくにことばにかきつづり、おほくよにいださば、いつとなくならふよりなれて、たれにもよみやすくかきやすくなる、ましてほかぐにのことばよりいひなれたみくにことばなれば、おのづからそのそろうたあやふみもいできて、またそのふみのりもあきらかにさだまるであらうと、おのれもこれにころざしたれどすぎはひのひまなくふでとるいとまなくて、はやはたとせあまりをへたるが、こそこのなつ、ものわりのあらましをのべたこのふみをえたれば、これぞわがこのむわざなりとて、まづてはじめにそのおもむきをよなよなうつしのべて、みまきとなしたれど、おもふままに

もかきとられず、やはりそのもとのあやになづみて、まことのはなしぶりとはならず、またあやまりあるもはかりがたけれどそはひらけぬよのふみとさだめ、そのことわかるをむねとし、そのつたなきをもかへりみず、いたにえりて、よのひとにとひはかる、そもそもこのものわりのまなびの、わがくににひらけはじめたおほもとは、わがまなびのおやのうだがはうしのちからで、そのあらはしたせいみかいそうといふふみがこのみちをひらいたさかほこである、[中略]さればわがくにもそのまなびをしるひとおほくいでは、またそのくにづともおほくいであることとおしはかりて、ここにこれをそのまなびのてほどきにそなふ、なれどもこのものわりのまなびはたやすいものにあらねばいかにかなもじでかくとも、つねのはなしや、ものがたりなどとはことかはりて、よみやすくも、わかりがたいものであるこのゆえにくりかへしてはかむがへ、よみかへしてはおしはかりて、よくそのわざと、すぢとをまなびおぼえることがかなめである、

二千五百三十四ねん³ いぬのむづき
しみづうさぶらうしるす

2. 解題

2.1 ひらがなのみによる翻訳

清水卯三郎(1829-1910)訳『ものわりのはしごまたのなせいみのてびき』(1874/明治7年)は、トマス・テイト(Thomas Tate)原著の英語で書かれた実験化学書 *Outlines of experimental chemistry: Being a familiar introduction to the science of agriculture* (1850) を、日本語に翻訳したものである。清水は翻訳作品の表記法に、現在一般に(日本語による文章を表記する方法と同様に)とられる漢字かな交じり文ではなく、ひらがな書きを選んだ。明治時代の初め、日本語の国字をどのようにするか(漢字は必要か、漢字を廃止するならば代わりはひらがなか、ローマ字かなど)論争される中、一部を除き全編ひらがなを用いて刊行された翻訳書であった。

清水の翻訳書に付された自序が本稿冒頭に引用した原典であり、この中には表記法への言及もある。本解題において、清水による用語解説である付録と、翻訳テキストである本文の1章(起点テキストの Chapter 1 と、目標テキストの対応する箇所である「ひとつめのおほきり」)の一部も併せて、ひらがなのみの表記という訳出方法がなぜ選ばれ、どのように成り立っているのか説明する。序文と用語解説からは、ひらがなで書かれていること、また表記方法や翻訳方法について何を主張しているかがわかり、翻訳テキストからは、翻訳語の表記にも、ひらがなのみ実際に用いられた点があはつきりする。

2.2 『ものわりのはしごまたのなせいみのてびき』概要

『ものわりのはしごまたのなせいみのてびき』(本稿中、これよりあとは『ものわりのはしご』と表記する)は、全編変体仮名、旧仮名遣いで、文節(あるいは助詞のみ)で区切った分かち書きにより書かれている。ただし、項番号等を示すために漢数字が用いられている。表紙見返しに「はなし

ぶり かなよみ」と記されているように、話し言葉(「はなしぶり」)が、漢語をなるべく避けて、「である」で終わる文として、ひらがなで綴られる。「はなしぶり」で訳文を書くということは、言文一致体を用いることになる。漢字を避けるとともに、漢文訓読体も避ける書であったということである。表記において漢字を避けることと、語彙として漢語を避けるのは連動するが、本稿においては表記を中心に論じる。

起点テキストは、1850年出版のトマス・テイト著、*Outlines of experimental chemistry: Being a familiar introduction to the science of agriculture* である。清水が底本とした版は確認できていないが、1850年発行の版を起点テキストとして扱う。目標テキストは、大空社発行の『資料集成近代日本語〈形成と翻訳〉第11巻(史料編)近代日本語形成資料(刊本の部)明治期②』(末尾の文献リストに掲載した)と、国立国会図書館デジタルコレクション(<http://dl.ndl.go.jp>)に公開されているものを参照した。なお、『ものわりのはしご』からの引用は、原典の丁を記載する。

本翻訳書の構成は次のようになっている。

1. 横山由清(1826-1879, 国学者, 翻訳書に『魯敏遜漂行紀略』)による序文
2. 清水卯三郎による序文
3. ふろく「ことばのさだめ」: 清水による用語解説
4. 翻訳(3分冊) : 一巻(一〜二十三丁半)、二巻(二ノ一〜二ノ四十二丁)、三巻(三ノ一〜三ノ二十七丁)⁴

目標テキストの題名にある「ものわり」は、用語解説「ことばのさだめ」に、見出し語「ものわり」と対応する漢語による訳語として「化学」「舎密」「分析」が記載されていることから、起点テキスト題名にある“chemistry”にあたる語だと考えられ、「はしご」は「階」すなわち、題名中の言い換えにある通り「手引き」を指すと思われる。『明六雑誌』に掲載された清水の論考「平假[仮]名ノ説」(1874/明治7年)(本論考の内容については後述する)の中で、ひらがなで訳出したことを述べながら、「余ガ舎密ノ階ヲ譯述シ」(清水 1874/1969, p. 29)と書いていることから、『ものわりのはしご』に漢字を宛てるならば「舎密の階」となるとわかる。

後世における本翻訳書への評価は、化学書としてではなく、ひらがな表記や、である体の使用の点に集まっている。山本(1965, p. 189)は、「意識下の市民的言文一致文章のほとんど最初の実行として史的価値が高い」と評価している。また清水による序文について、「なお不熟な過渡的言文一致体で十分とはいえないが、ともかくもまとまった単行本の自序にかな書き言文一致の主張を実際に試みたものとして最も早く、また直訳語出自の「である」の辞法を直訳物以外の通常の文章に採り用いた点も一番早い試みとして注目される」と評している(山本 1965, p. 186)。飯田(2002, pp. 14-15)、今野(2015, p. 55)も、明治時代の表記の問題、漢字廃止・制限について論じる際には、清水の『ものわりのはしご』および「平仮名ノ説」に言及している。

他方、化学の分野においては『ものわりのはしご』の翻訳実践は、影響力をもたなかったようである。日本における化学形成について論じる中でモンゴメリ(2016, p. 345)が「とりわけ化学用語の面で、近代日本科学の基礎文献のひとつとして広く認められている」と評するのは、『ものわりのはしご』よりも早く刊行されていた、宇田川榕菴(蘭学者, 1798-1846)による日本最初の化学書『舎密開宗』^{せいみかいそう}

(1837-47)である。ウィリアム・ヘンリー著英語原本『エドミュー・オヴ・ケミストリー化学概要』(1803)のドイツ語訳『ヒェミエー・フューア・ディレクタンテン好事家のための化学』をオランダ語に訳した『シエミエー・ヴオール・ベヒネンデ・リーフヘッペルス新米好事家のための化学』という三重訳の成果が、宇田川の底本⁵である(モンゴメリ 2016, pp. 347-348)。『ものわりのはしご』題名後半にも含まれる、「舎密(せいみ)」は、オランダ語“chemie”の音訳である。「ものわり」も「舎密」も、今は通常用いられることはない。1860年に刊行された翻訳書『化学新書』においては、「舎密」の語は用いられず、書名にあるように「化学」が使用され、その後「化学」が広まり、定着していく(長沼 2007, pp. 262-263)。

『舎密開宗』においては、漢語が使用され、漢字かな交じりの文章に訳されている。この漢字・漢語を用いた著訳書が生み出した化学用語の日本語訳は、現在の読者にとっても馴染みあるものである。なお、清水卯三郎は、『ものわりのはしご』序文において、「うだがわ うし」(宇田川氏)の「せいみ かいそう」が日本における化学の学びの大本だと述べている(序 2 丁表)。『舎密開宗』を読んでいた清水は、この宇田川に端を発する漢字による訳語を「ことば の さだめ」(用語解説)に掲載しながら、その訳語とは別にひらがな書きの和語により化学用語を造語している。用語解説「ことば の さだめ」を中心とした松本(2014)の『ものわりのはしご』における語彙の研究は、化学用語をひらがなの和語で訳す際の造語力を指摘し、西洋の思想をひらがなのみによって翻訳するという「先駆的実践」だと評価する(松本, 2014)。

2.3 清水卯三郎

『ものわりのはしご』を翻訳した清水卯三郎は商人であり、自ら翻訳した本の出版業も営んでいた。1829(文政12)年、武蔵国埼玉郡に生まれ、十代の頃から三十代にかけて、漢学、蘭学、オランダ語、英語を学ぶ。1863(文久3)年、通訳者としてイギリスとの交渉に携わり、1867(慶応3)年にはパリ万国博覧会にて水茶屋を開くと盛況で、その後アメリカも訪れるなど様々な活動をしている。書籍、機械等の輸入・販売、本・雑誌の出版・販売の瑞穂屋を、明治元年に開業し(浅草)、1869(明治2)年に日本橋に移転した。本稿の取り上げる『ものわりのはしご』も自社から出版している。また、歯科器材の輸入、販売ならびに、歯科医学書、雑誌の発行をし、日本における歯科医学の発展に寄与した。清水は1910(明治43)年に亡くなり、東京都世田谷区の乗満寺にある墓(1998年に埼玉県羽生市の正光寺に移転)には、ひらがな論者であったことを象徴する「しみづ うさぶらう の はか」というひらがなによる墓碑銘が刻まれている(長井 1984, p. 198)。なお清水卯三郎の生涯については、今井(2014)および長井(1984)より情報を得た。

2.4 ひらがな派

1873(明治6)年、啓蒙思想団体「明六社」に会計担当として参加し、機関誌『明六雑誌』に、本稿に引用する「平仮名ノ説」(1874/明治7年)、さらに「化学改革の大略」(同年)を、『ものわりのはしご』出版と同じ年に発表している⁶。このうち「平仮名ノ説」において、ひらがなによる文章執筆の必要性を説いている。ただし、この記事は翻訳書のほうとは異なり、漢字を使用して書かれており、その理由として同論考は「偏ニ學者ニ謀ル者」であるから、学者らが親しみやすい文体をとったとしている(清水 1874/1969, p. 29)。清水は「不二山／富士山」など複数の表記法のある事物があったり、「清水(シミツ キヨミツ セイスイ)」等の複数の読み方が可能な語があるなど、漢字使用の難点を挙げ

(ibid., p. 28)、他国の文字である漢字に依るのではなく、我が国の文字を用いるべきとする。カタカナを理解する人の数も多くないことから、一般読者が理解しやすい文章法として、ひらがなを用いた文章を著すべきだと主張している。ひらがなの使用に起因する同音異義語の混乱(「皮、側、川」(ibid., p. 29))については、前後の文脈により判断がつくとし、さらに英語やフランス語にも同じ表記で複数の意味をもつ語があると指摘し、ひらがなの使用に問題はないとする(ibid., p. 267)。

清水が漢字を避けたのは表記の面においてだけでなく、漢語を避けようという意図もあった。漢字、つまり表意文字による言葉の理解をやめ、和語を用いて化学書を翻訳するということは、「元素、化合物、化学的な作用の現象のすべてを、化学を知らない初学者が聞いて理解しやすい語句で言い表さねばならない」という難しさがある(松本 2014, p. 281(6))。漢字の表異性という利便さを捨てた清水には、知識のない者でも理解できるよう、「既存の漢語を逐一、和語で再定義・再命名する必要があった」(ibid.)。そして、ひらがなには漢字と同等の実用性があると示す必要があった(ibid.)。松本(ibid., p. 279(8))は、清水の編み出した訳語を分析し、「和語であっても、整然と系統立った訳名の造語が可能なのことがわかる」と評価している。

清水卯三郎のほかの著訳作品には、商人のための英語学習書『ゑんざりしことば』(1860/万延元年)がある。同書は、英単語を記すカタカナと少量の漢字も使用されているが、大部分はひらがなによる。だが、花火についての翻訳書『西洋烟火之法』(1881/明治14年)においては漢字が使用されるなど、すべての著作・翻訳書をひらがなのみによって発行したわけではない。この差異について長井(1970, p. 140)は、「ものわりのはしご」刊行の翌1875(明治8)年に、清水が歯科機材をアメリカから日本で初めて輸入したことを挙げ、かな文字運動に見切りをつけたか、歯科医学のほうに興味に移った可能性を述べている。(ただし、次のセクションに説明するように、1875年以降も清水は、かな文字表記を推進する団体の成員になるなど、かな文字関連の活動を続けている。)

2.5 かな文字論争

清水卯三郎が『ものわりのはしご』を刊行する1874(明治7)年頃を中心に、当時盛んになってきていた日本の国字、つまり表記をどのように行うかという論争、国字問題を簡単にまとめておく。飯田(2002, pp. 11-12, 強調原文)の言葉を借りると、「漢字を廃止し少ないかなでやさしい日本文を書くこと、それも西洋にみられる言と文を一致させた文章で日本語を表現すること、そうしたことが国のいしずえである国民の教育を普及させることにもなり日本の近代化と富国強兵を実現していく道であるとかんがえられた」。簡単な文章を簡単な文字で書けるようにすることから、教育が普及するということである。教育については、後述するように『ものわりのはしご』の二つの序においても主張されている。

明治時代が始まる前の1866(慶應2)年、前島密が「漢字御廃止之議」を将軍徳川慶喜に建白し、表記のための文字、「国字」について議論が始まったとされる⁷。前島密のように漢字廃止を訴える論、あるいは漢字廃止に向けて用いる漢字を制限しようという福沢諭吉『文字之教』(『第一文字之教』)の端書(1873/明治6)の論がある。また、漢字を廃止し、代わりにローマ字を国字にし、ローマ字綴りで日本語を表記しようという西周の「洋字ヲ以テ國語ヲ書スルノ論」(1874/明治7)も出た。そして、同じ年に清水卯三郎は、漢字を廃して、代わりにひらがなを用いようと主張し、『ものわりのはしご』において実践した。(なお、国字にまつわる論には、漢字廃止に反対し、漢字を尊重する三宅雪嶺の「漢

字利導説」も 1895(明治 28)年に発表されている。)

1882(明治 15)年に歴史的かな遣いを主張する団体「かなのとも」が発足し、清水は、^{もずめたかみ}物集高見らとともに成員となる。その後、1883(明治 16)年 7 月、かな文字表記を推進し、漢字を国字から排斥しようとする「かなのくわい」の結成に参加している。同団体は、「かなのとも」「いろはくわい」「いろはぶんくわい」の三団体が合わさって結成された。なお、「かなのとも」の機関誌(後に「かなのくわい月の部」発行)『かなのみちびき』(1883/明治 16 年第一号発行)、また同誌改称後の『かなのしるべ』(1884/明治 17 年第一号発行)等の印刷、発行を行ったのは清水卯三郎の瑞穂屋である(今井 2014, pp. 198-199;長井 1984, p. 200)。清水は、ひらがなによる日本語表記を主張する論やひらがなによる翻訳書を発表することに加え、印刷会社としてもかな啓蒙活動に携わっていたことになる。こういったかな文字派の努力はあったわけだが、その後、現在も、日本語はかな文字専用の言語とはなっていない。文字の数や字形の簡単さにおいて表音文字であるひらがなは、表意文字である漢字に勝るものの、漢字の表異性(清水卯三郎も上述した「平仮名ノ説」において、文脈から判断がつくとはしながらも、ひらがな書きでの同音異義語がわかりづらい点に言及していた)、および漢字に付与された権威、日本語に漢字が与えた影響の深さによって、漢字使用が廃止となることはなかったとされる(亀井・大藤・山田 1976/2007, p. 218)。

2.6 二つの序文

本稿冒頭に引用している清水による『ものわりのはしご』自序に加え、横山由清が、ひらがな表記が必要である旨を、自らもひらがなのみを用いて書き記している。両者の序文において述べられている、翻訳方法や表記方法をここに示す。なお両序文中、句点は用いられず読点のみが使用され、読点は現在の読点としての役割に加え、句点の役割も担っている。

2.6.1 清水卯三郎による序文

本稿の初めに引用した清水卯三郎による自序は、2丁(4ページ分)にわたるものである。清水の翻訳態度が良く分かる箇所を再度引用する。一点目は、序の前半に記された、ひらがな(「いろは」)の使用に関する部分であり、なぜ今ひらがなを用いるのか説明している。

からふみをつづり、からうたをよむをまなひてして、ただそのひとたちのもてあそびものとなり、いつかよのひとををしへみちびくことをおこたりてある、およそこのひとに、このことばのあるはそのころをいひつたへ、そのさまをときうつすあひづである、このあひづをしるすはもじ、すなはちいろはである、さればひとのくちでかたらふことはいかなることもいろはでかきうつされぬといふことはなきはづなり(清水 1874, 序 1 丁表, 下線引用者)

引用中二つ目の下線箇所において清水は、「ころ」や「さま」を「いひつたへ」「ときうつす」のは、「もじ」の中でも「いろは」(本序文の別の箇所では「かなもじ」という言葉も使っている(序 2 丁裏))、つまりひらがなだとしており、本翻訳書において使用する文字はひらがなであることを宣言している。漢

字は必要ないことを、「いかなる ことも いろは で かき うつされぬ といふ ことは なき はづ」と表現し、引用冒頭の「からふみ」(漢書)や「からうた」(漢詩)を学んだ人が、社会の人々を教え導く(「をしへ みちびく」)ことを十分に考えていないと指摘する。これは、啓蒙には漢字ではなくひらがなが有用であるという清水の主張と繋がる。また、「ひと の くちで かたらふ こと」という表現を用い、話し言葉を、いろはで書き写せるとしている。言文一致の可能性を説き、また本翻訳書において試みたことから、このように断言できるのだろう。

漢字による表現(「からふみ」)は、次の引用箇所においては、まだ「ひらけぬ よ」、つまり明治以前の過去の日本においては当然であったと述べる。

なれども このこと は ようろば にも はやりて らてん の ふみで なければ わからぬ やう に いひとなへたこと も あり といふ、 かかる こと は みな ひらけぬ よ の さまにて おのれの くにことば を かきつづる こと を しらぬ さきに、 まつ ほかくに の ふみを よみ ならうた こと が くせ となりた わけで、 すこしも ふしぎな こと は ない(清水 1874, 序 1 丁表-裏, 下線引用者)

ヨーロッパ(「ようろば」)においてはラテン語が倣う対象であったように、日本においては漢字を学び、他国の文章(「ほかくに の ふみ」)に倣うのは過去においては当然のことだとしている。だが、近代化の道を歩み始めた明治の社会は、もう他国の真似をする段にはなく、自国の文字・言葉を使用すべきときがきているということである。この変化について清水は次のようにも述べている。「その つたない も、 いやしい も かへりみず、 ただ その わかる を むね と して、 みくに ことば に かきつづり、 おほく よ に いたさば、 いつと なく ならふ より なれて、 たれにも よみやすく かきやすくなる」(清水 1874, 序1丁裏)。この箇所においては、「みくに ことば」という表現を用い、ひらがなで書き綴るのだと宣言している。「つたない」「いやしい」というのは、権威づけられた漢語・漢文と比較して、修辭的に優れたものでなくてもよいということかと考えられる。清水にとって大切なのは、「わかる」ということ、また読者にわかってもらえる文章を届けることから、日本語文章が皆にとって「よみやすく かきやすくなる」ことなのである。

序の最後には、ひらがなによって読みやすい文章を綴ったとしても、化学書である本書はすぐに理解できるものではないと述べている。

この ものわり の まなび は たやすい もの に あらね ば いかに かなもじ で かく とも、 つね の はなし や、 ものがたり など とは ことかはりて、 よみやすくも、 わかりがたい の である このゆえ に くりかへしては かむがへ、 よみ かへして は おしはかり て、 よく そのわざ と、 すぢ とを まなび おぼえる こと が かなめ である、(清水 1874, 序 2 丁裏, 下線引用者)

この箇所において清水は「かなもじ」という語を使い、自身の選んだ文字の種類を表している。そして、「よみやすくも、 わかりがたい」と述べ、ひらがなによる読みやすさを保証しつつも、「ものわり」(化

学)の内容は簡単には理解できないこと、そうであるから幾度も読み学ぼう、読者に告げる。そのような難しい内容だからこそ、表記を平易にする意義を感じていたのではないだろうか。このように自序の中で清水は、漢字使用を過去の方法と位置づけ、本書におけるひらがなの使用を宣言し、啓蒙、教育のために、ひらがな書きが広まる必要を説いている。

2.6.2 横山由清による序文

清水の自序の前、表紙見返しの次の1丁(2ページ分)に、国学者の横山由清が寄せた序文が掲載されている。その中で横山は、清水が「みづほのくにことばくにもじ」、つまり瑞穂の国(日本の美称)の言葉と文字を使用して、女性と子ども(「をみなわらべ」)にもわかりやすい翻訳法をとっている旨を次のように述べている。「をみなわらべもよみとくべく、こころえやすきやうにと、わがみづほのくにことばくにもじして、かくうつしいでたるは、そのなにおくる、みづほやのうさぶらうなり」(横山 1874, 丁番号なし)。本解題の2.5に述べた教育の普及を横山も考慮しており、女性と子どもが読め、「こころえやす」(理解しやす)いように用意された本であることを強調している。さらに、読みやすさを可能にするのは、和語とひらがなを用いた訳出だと、清水のとった方法に言及している。

2.7 用語解説「ことばのさだめ」

『ものわりのはしご』序文の後には、「ふろく」として、清水卯三郎による化学用語の解説が7丁半にわたり掲載されている。この付録の冒頭に「そのこころのわかりがたいことばはときあかして、このすえにことばひきをそへる」(清水 1874, 序3丁表⁸)とある通り、いろは順に化学用語が並べられ、漢語による訳語とともに、ひらがなによる和語の語釈が記載される。この用語解説の初め、語釈の前に、先に引用した文言のほかにも約半丁の文章がある。そこからもう一節引用する。この箇所において清水は、自身が訳語を考えたことと訳出方針を述べている。

[前略]かのくにのことばをそのままもちいたところおほくあるなかに、ふらんすのことばにかへたものあり、そはききなれたと、いひやすいことよりとりたまでのことで、ほかのこころあるのではない、
ここにひそかになづけたなど、ことばとはききなれたところより、おぼえやすくわかりやすいといふおもひつきで、くみたてたものである、
(清水 1874, 序3丁表, 3行目から4行目の改行は引用元の通り)

音訳もしたことを「かのくにのことばをそのままもちいたところおほくある」と、明言している。「ききなれたところより、おぼえやすくわかりやすい」という文言からは、馴染みある言葉を使うことからわかりやすい訳語になると考えていたとわかる。

2.8 翻訳テキスト

序文で清水らが述べていたことが、翻訳の実践に反映されている様子の確認として、冒頭の章、すなわち起点テキストの“Chapter 1” (pp. 1-8)と目標テキストの「ひとつめのおほきり」(1-8丁)の中

から数点の化学用語の訳出事例を挙げる⁹。この箇所も序文と同じく、句点はなく、読点のみが用いられ、漢字を用いずにひらがなで綴られる。ここに例示する化学用語には、漢字だけでなく、漢語も避けて、和語を用いていた点が明確に表れている。次のリストのひらがな書きが、清水による訳語であり、対応する原語を括弧書きで示す。

- ひとへ の もの (simple substance)
- ひくちから (attraction)
- なかご (gravitation)
- ためしくだ (a test-tube)
- まじろひ (combination)
- とけしる (solutions)

「ことば の さだめ」中に、音訳したことを述べていた通り、次のような音訳実践も見つかる。

- えれきてるの (electrical)
- まぐねいと (magnetic)
- かびらりい (capillary)

2.9 多元システム理論と『ものわりのはしご』

最後に、清水卯三郎が当時の日本語の標準的な文章法とは異なる目標テキストを生み出したことを、多元システム理論 (Even-Zohar 1990a; 1990b) の観点から考察する。主に文学翻訳を対象とする本理論であるが、提唱者のイーヴン＝ゾウハーは、歴史やコンテキストなど文学以外のシステムも考察に含めることとしており、また文学以外の要素が不足していることは Gatzler (2001) の指摘するところであるため、『ものわりのはしご』の考察に使用する意義があると考えられる。

これまでの研究により (水野 2007; 齊藤 2012 など)、明治期の多元システムにおける、創作文学に対する翻訳文学の優位が考えられている。翻訳文学が優位にあったことと、既存の文学・日本語の文章法に依らない訳出が行われていたことの関係性も確認された (齊藤 2012)。たとえば、翻訳者森田思軒 (1861-1897) による翻訳実践では、英語の起点テキスト志向の訳出が行われて、目標テキストにおいて欧文脈が用いられるなど、新しい表現方法を日本語の文章に取り入れていた。このような文学的多元システムをもつ明治時代において、文学とは別のジャンルである化学書の翻訳においても、ひらがなのみの表記法という点において新奇性のある訳出が行われていた。このことは、文学以外のジャンルにおける翻訳作品の優位さを示すと考えられるのではないだろうか。清水卯三郎は明治期に、漢字を用いず、ひらがなのみによって化学書を訳出した。起点言語 (英語) の表現方法を日本語にもちこむ欧文脈のような方向性とは別に、ひらがなのみによる訳出という (起点テキスト志向とは異なる) 目標言語の既存の文章法を変革するような方向性 (これも一種の目標テキスト志向と言える) があったと捉えられるのである。転換期の日本という社会的コンテキストにおいて、起点テキスト志向の訳出ができたゆえの欧文脈であったと考えられ、また目標テキストの標準的な形と異なる訳し方ができたがゆえのひらがなのみによる訳出であったと考えられる。なお、どちらの方向性も当

時の日本の社会的コンテクストにおいて、新奇性を持ち、また当時変革のさなかにあった日本語文章の確立に関わるものであったと考えられるが、先にも述べた通り、ひらがなのみの文章法はその後広まることはなく、清水自身も行わなくなっている。

3. 参考文献

- Even-Zohar, I. (1990a). Polysystem theory. *Poetics Today*, 11 (1) (Spring), 9-26.
- Even-Zohar, I. (1990b). The “literary system”. *Poetics Today*, 11 (1) (Spring), 27-44.
- Gentzler, E. (2001). *Contemporary translation theories* (2nd ed.). Clevedon: Multilingual Matters.
- Tate, T. (1850). *Outlines of experimental chemistry: Being a familiar introduction to the science of agriculture*. London: Longman, Brown, Green, and Longmans. [Online] https://books.google.co.jp/books?id=mxUAAAAQAAJ&printsec=frontcover&dq=thomas+tate&hl=en&sa=X&redir_esc=y#v=onepage&q=thomas%20tate&f=false (2016年1月30日)
- 福澤諭吉(1873/1969)「文字之教」国語教育研究会(編)『国語国字教育史料総覧』(pp. 22-23)国語教育研究会
- 飯田晴己(2002)『明治を生きる群像:近代日本語の成立』おうふう
- 今井博昭(2014)『歴史に隠れた大商人清水卯三郎』幻冬舎
- 亀井孝・大藤時彦・山田俊雄(編集委員)(1976/2007)『平凡社ライブラリー623 日本語の歴史6:新しい国語への歩み』平凡社
- 今野真二(2015)『常用漢字の歴史』中央公論新社
- 松本隆(2014)『ものわりのはしご』付録「ことばのさだめ」語彙分析 - 1874年翻訳出版の化学書にみる平仮名和語の造語力』『清泉女子大学人文科学研究紀要』第35号: 286(1)-271(16). [Online]https://seisen.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=621&item_no=1&page_id=25&block_id=29 (2016年1月30日)
- 三宅雪嶺(1895/1969)「漢字利導説」国語教育研究会(編)『国語国字教育史料総覧』(pp. 79-82)国語教育研究会
- 水野的(2007)「近代日本の文学的多元システムと翻訳の位相:直訳の系譜」『翻訳研究への招待』第1号:3-43
- モンゴメリ, スコット・L. (2016)『翻訳のダイナミズム:時代と文化を貫く知の運動』(大久保友博・訳)白水社[原著:Montgomery, S.L. (2000). *Science in translation: Movements of knowledge through cultures and time*. The University of Chicago Press.]
- 長井五郎(1970)『しみづうさぶらう略伝』私家版
- 長井五郎(1984)『焰の人・しみづうさぶらうの生涯』さきたま出版会
- 長沼美香子(2017)『訳された近代:文部省『百科全書』の翻訳学』法政大学出版局
- 野口武彦(1994)『三人称の発見まで』筑摩書房
- 齊藤美野(2012)『近代日本の翻訳文化と日本語:翻訳王・森田思軒の功績』ミネルヴァ書房
- 清水卯三郎(1874)「序文」『ものわりのはしご またのなせいみのてびき』(テイト,トマス原著,清水卯三郎・訳)(序 1-2)瑞穂屋(川戸道昭・榊原貴教(編著)(2015)『資料集成近代日本語<形成と翻訳>第11巻(史料編)近代日本語形成資料(刊本の部)明治期②』(pp. 302-303)大空社 所

収)

清水卯三郎(1874/1969)「平假名ノ説」國語教育研究會(編)『國語國字教育史料總覽』(pp. 28-29)
國語教育研究會

清水卯三郎(1874/2008)「化学改革の大略」山室信一・中野目徹(校注)『明六雜誌(中)』(pp. 248-251)岩波書店

杉本つとむ(1983)『日本翻訳語史の研究』八坂書房

テイト,トマス(1874)『ものわりのはしごまたのなせいみのてびき』(清水卯三郎・訳)瑞穂屋
(川戸道昭・榊原貴教(編著)(2015)『資料集成近代日本語(形成と翻訳)第11巻(史料編)近代
日本語形成資料(刊本の部)明治期②』(pp. 299-412)大空社 所収)

山口瑤司(2016)『日本語を作った男:上田万年とその時代』集英社

山本正秀(1965)『近代文体発生の史的的研究』岩波書店

横山由清(1874)「序文」『ものわりのはしごまたのなせいみのてびき』(テイト,トマス原著,
清水卯三郎・訳)(頁番号なし)瑞穂屋(川戸道昭・榊原貴教(編著)(2015)『資料集成近代日本語
(形成と翻訳)第11巻(史料編)近代日本語形成資料(刊本の部)明治期②』(p. 301)大空社 所
収)

【著者紹介】

齊藤美野(SAITO Mino) 順天堂大学国際教養学部助教。立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科博士後期課程修了。博士(異文化コミュニケーション学)。明治期の翻訳作品や、文学作品を中心に、文化・社会・思想面から翻訳研究に取り組む。

【注】

1. 本稿は、2016年9月11日の日本通訳翻訳学会第17回年次大会(同志社大学)における口頭発表を元にする。コメントをくださった方々に感謝申し上げます。また、同発表および本稿は、日本の近世・近代翻訳論研究プロジェクト(2014~2016 学会年度)メンバー間の議論を参考している。
2. 漢書(中国の書物)のこと。
3. 皇紀。西暦の1874年。
4. 筆者が参照した起点テキストは92ページまでである。
5. 底本は、1808年刊、*Chemie voor beginnende liefhebbers* であり、ほかの化学書から翻訳された部分、自らの実験の著述(モンゴメリ 2016, p. 347)もあることから「一種の著書に近い」とされる(杉本 1983, p. 114)。
6. 「化学改革の大略」においては、各学問分野の欧米の学会に入り、新しい情報を随時得る重要性を例を挙げながら説く。本論の題名に「化学」とあるのも興味深い。同論は清水(1874/2008)にて読める。
7. 野口(1994, pp. 194-196)は、前島密が1866年に建白したかどうか疑義があるとしている。この点について詳しくは同書を確認されたい。
8. 「ことばのさだめ」掲載箇所には丁番号を示す漢数字が三から十まで用いられていて、漢数

字の前に「序」という文字はないが、その後に掲載の漢数字の一から始まる翻訳テキストの丁番号と区別するためこのように記載する。

9. ちなみに、両テキストを対照すると、訳出されていない箇所が 2 箇所ある。章冒頭に置かれた、章の中にある見出しとほぼ対応するキーワード 6 つと、本文中の 1 段落(p. 3, “8. Capillary attraction” “Exp. 3.”)である。挿絵も 3 つ中 2 つが再現されており、再現されていない 1 つは、本文中の訳出されていない箇所に付されたものである。

水野鍊太郎「伯林に於ける著作権保護萬國會議の状況」 近代日本における著作権思想と翻訳権

坪井睦子

(順天堂大学)

1. 原典

水野鍊太郎(1909)「伯林に於ける著作権保護萬國會議の状況」『太陽』第15巻第6号: 41-54. 博文館¹

(一)

著作権保護に関する萬國同盟條約は、千八百八十六年九月九日に成立したもので、普通に「ベルヌ」條約と稱するものである。其後十年を経て、即ち千八百九十六年四月に、巴里に於て第一回の修正會議を開き、千八百八十六年の條約に修正を行ふた、然るに此會議に於て修正議決したる事項は、同盟國の總てをして之に準據せしむる能はざる事情ありしに依り、之を巴里の追加規程と稱して、千八百八十六年九月九日の「ベルヌ」條約に附屬せしめたのである。又巴里會議に於ては、條約に関する解釋を一定して、解釋宣言書といふものを決議したのであるが、此宣言書にも總ての同盟國が加入するといふ譯に行かなかつた。而して同盟國の中には「ベルヌ」條約に加入して、巴里追加規程に加入しないものもあり、或は解釋宣言書に同意しない國もあり、或は三者共に之に加入した國もあると云ふ如く、各同盟國の状態が一定して居らない有様である。

斯の如く著作権保護に関する現行條約は、極めて錯綜せるものであるからして、之を一にして單一條約に爲たいと云ふことは、各國の政府並に著作出版者等の豫て希望する所で、著作権萬國協會(Association litteraire et artistique internationale)は、度々之に関する希望を發表し、加ふるに時勢の進歩に従つて、右の條約並に追加規程を改正する實必際の要も續々生じて來た、(中略)是に於て獨逸政府は巴里會議の決議に従ひ千八百八十六年の條約、並に千八百九十六年の追加規程、及び解釋宣言書を併せて單一なる條約と爲し、且つ時世の必要に應ずる新規程を加へて、完全なる條約と爲さんと云ふ希望を以て、瑞西に在る所の著作権保護中央事務局の協力を得て、原案を作り、以て著作権保護に関する列國會議を開かんことを提議したので、是れが即ち今回の伯林會議の目的であつた。

(二)

伯林會議の状況を述ぶるに當り、先づ著作権保護に関する各國の状勢如何といふに、近年歐羅巴各國に於ては、著作権保護に関する事が非常の進歩を爲し、各國争ふて新主義に基きたる立法を爲して、以て完全に著作者並に美術家を保護せんとする状態である、(中略)此趨勢から言へば、歐羅巴諸國に於ては、著作権に関する制度は稍々完全に近づいたのである、斯る際に今度の萬國會議は開かれることになつたので、各國が多くの委員を出して之に賛同したと云ふのは、固より然るべき事である。

(中略)我日本からは僅に二人で、其一人は自分、他の一人はストックホルム在勤の公使館書記官堀口九萬一君でありました。元來此會議は、普通の學術會議とは違ひ、所謂外交會議(Conference diplomatique)と稱するものであつて、條約を訂結して同盟國を拘束するものであるから、之に派遣せられたる委員は、條約を訂結して、調印する權限を有つて居る所謂全權委員である、従つて同盟國の委員は、外交官中有名なる人を以て之に充てたと云ふ有様である。元來著作権の事は、日本に於ては未だ學術の進歩せざる爲めであるか、世の中に於て未だ十分に重を措かれぬ有様であるが、歐羅巴諸國に於ては、著作権の事には、非常に重きを惜いて、著作権に關する萬國會議には政府は特に其委員を撰抜して派遣する、殊に佛蘭西の如きは、政府の官吏の外に著作権の事に最も關係の深い文學者、小説家、又は著作者、著作権協會の總裁とか會長とか云ふ人々をも、委員として出席せしめた、(後略)

(三)

(前略)

總會に於ては、大體議に止むることとし、原案(獨逸の提案)各條項に就て、大體の意見を各國から提出し、又之に對する各國の意見が出たが、是は極めて長く且つ繁雜になるゆゑ、日本に關することの外は略して申しませぬ。扱て其逐條討議に入るに當り、書記長が條文を讀んで、第五條即ち翻譯權の規定に至るに及び、日本の委員は、嚮に日本政府が同會議に提出し置きたる議案、即ち翻譯自由の件に關して、其趣旨を敷衍して左の説明に及んだのである。

著作権保護の萬國會議に於て、翻譯自由の提案を爲すと云ふことは、諸君の或は見て以て異とせらるゝ所ならんが、我政府をして此提案を爲すに至らしめた理由は、諸君の熟考を煩すに十分の價值あるものなることを信ず。諸君の知らるゝが如く、我帝國が始めて國際關係に入つて以來、今日に至るまで僅に五十年に過ぎないのである、五十年の時日は、歐米人と日本人とをして、互に其思想を了解融和せしむるに十分でないこと云ふことは、固より明かなる事であります、而して此思想の融和を缺いて居るが爲めに、兩國間の總ての關係に損害を及ぼすことの極めて大なるのみならず、智能上の關係に及ぼす損害は更に一層大なる所である、然らば此思想の融和を容易ならしむるには、如何したら宜いかと云ふのに、是は互に其國の風俗習慣傳説等を研究して、其國民の思想を了解することに努めなければならないのである、語を換へて言へば、即ち其國風カクテールナショナルを熟知することを要するのであります、此目的を達するが爲めに、最も有効、且つ最善なる方法は、日本と歐米諸國との間に於て、著書の閱讀に便利なる方法を考へると云ふ事である、著書の閱讀を便利にすると云ふ事は、各國の語を自國語に翻譯して、之を一般國民に紹介するの外は無い、即ち翻譯の完全なる自由と云ふ事は此目的を達するに最も必要なる事柄であります。(中略)固より歐羅巴諸國間に於ては、翻譯と云ふものは、原著作者及び出版者の利益を害することなるゆゑ、原著作者に翻譯に關する一切の權利を附與せんとすることは、事理當然の事である、けれども歐羅巴と日本との間に於ては、事全く是と異り、假令日本に於て西洋の書籍を翻譯して之を出版しても、原著者並に出版者に何等の損害を與ふることは無い、何となれば翻譯書の出版は、決して原書の發賣高に影響するものでないからである。否な啻に原書の發賣高を減じないのみならず、翻譯書は却て其原書を大いに日本の讀書社會に紹介して、益々原書の發賣高を増加せしむるに至ると云ふことは、實際に於ける所の状態であります。(中略)又翻譯自由の結果、獨り日本が利益を得るばかりではない、必ず歐羅巴諸國も其利益を受くことがあるであらうと云ふことは我々の信じて疑はない所であります、日本の學藝美術は必らずしも歐羅巴に劣るものではない、日本には日本特殊の文學の發達があり、特殊の美術的的作品があり、而して其の特殊のものに就ては、歐米諸國と肩を列べて、決して遜色な

いと云ふことを公言するを憚らぬのであります。(中略)一朝翻譯自由の結果に依て、諸君と我々とが互に其意思を了解する所の便を得るに至らば、東西兩洋の文化は茲に統一せられて、今まで得ることの出来なかつた良好の結果を見ることが出来るであらうと思ふのであります、加之意思の疏通を得るが爲めに東西兩洋間に跨つて居つた所の總ての誤解は一掃せられて、從來冷淡であつた感情は茲に温き交誼と變じ、諸種の障礙は雲散霧消するであらうと思ひます、斯の如く東西兩洋の文明を融和すると云ふことは、實に世界の平和を維持する所以である、此同盟會議の鼻祖とも稱すべき佛蘭西の文豪ビクトルユーゴー嘗て曰く「世界の平和は精神的共同に依て生ず」と、それでありますからして、我々は努めて此精神的共同に依て、東西兩洋の文明の普及を圖らねばならぬ、此目的を容易に達せしむる爲めには、諸君の代表して居る國々と日本との間に、翻譯の自由を認むるの必要があるのであります、而して翻譯の自由を認むるも、原著者並に出版者の利益を害することが無いと云ふことは、前に説明したる如くでありますからして、翻譯自由の承認は、決して著者並に出版者の國際的保護を目的とする、此同盟條約の趣旨に反するものでないと云ふことは言を俟たない所であります。云々。

以上の演説は、或は暗に之を賛成する者があつたか拍手を以て之を迎へられた、併ながら佛蘭西、獨逸、白耳義、伊太利等の趨勢は、日本の此の提案は、同盟條約を根本より破るものとし、此國々からは大に非難を受けた。(後略)

(四)

(第一) **保護すべき著作物**(中略)無許諾翻譯の問題に就きては、現行條約に依れば、適法の翻譯は、原著作物として保護せらる、云々といふ規定あるゆゑ、之を裏面から解するとき、不適法の翻譯、即ち著者の許諾なくして爲した翻譯は、保護せられないと云ふことになる、従つて斯る翻譯は、何人が之を剽竊して出版するも、何等の制裁が無かつたのである、併ながら元來翻譯は智能上の勞力を要すると云ふ點に就ては、新著作を爲すのと別に異なる所が無く、従つて之が剽竊出版に對して、何等の制裁の無いのは缺點である、此理由よりして、獨逸政府は現行條約第四條を改めて、「原著作者の權利留保の下に、翻譯は原著作物として保護せらるべし」と云ふ規定を入れたのである、其他翻譯案も同一の理由により總て原著作物として保護せらるべきことを提議したので、是は理論から言つても又實際から言つても、何等異議を挟む點なく、各國とも之を承認した。(中略)

(第二) **保護の性質及び範圍**(全文略)

(第三) **保護の期間**(全文略)

(第四) **翻譯權** 翻譯權に關する條約の修正は、今度の伯林會議の重要問題の一であつたのである、同盟條約創設の際に於て、既に翻譯を以て複製の一方法として、翻譯權の保護期間を、普通著作權の保護期間と同一にすべしと云ふ説は、當時既に佛蘭西白耳義等の委員から提出せられたが、併し其提案は成立するに至らずして、千八百八十六年の條約では、翻譯保護の期間は、原著書出版の日より十年として、十年以後は、何人も自由に翻譯することを得ることとしたのである。然るに千八百九十六年巴里の會議に於て、再び此問題が起つて、獨逸、佛蘭西、白耳義、瑞西の委員は、熱心に翻譯權を複製權と同一視するの説を主張したが、此際も反對の意見があつたが爲めに、遂に其主張は通過することを得なかつた。併し此原則だけは之を認めて、「著作權者は、原著作物に關する著作權の存續する期間、其著作物を翻譯するの特權を有す」と云ふ主義を採用して、而して之を折衷調和するが爲めに、「然れども著作者が、原著作物發行の日より十年内に、其保護を受けんとする國語の翻譯物を出版せざるときは、其翻譯權は消滅す」と云ふ規定を設けて、之に制限を

附したのであります、而して其當時の報告者は之に附加へて言ふに、「斯くして第一項に於て翻譯權を複製權と同視する原則は認められましたから之を制限する第二項を削除するの責任は、我々の後繼者にあり」と云ふことを述べて、暗に其後繼者は今回の伯林會議にあると云ふことを示したのである、(中略)

是に於て帝國委員は、前日總會に於て述べたる本邦提案の主義を一層明瞭ならしめんが爲めに、左の演説を爲した。

翻譯は複製の一の方法に外ならず、従つて翻譯權は著作權の中に包含せらるべきものであると云ふことは、理論上正當であるが如く見えるけれども、是は言語、文字の性質の同一なる國の間に於て言ふべき事であつて、言語、文字の性質の全く異なる國に於ては、此理論に依るを得ない、例へば英書を佛蘭西語に翻譯し、佛蘭西文を獨逸語に翻譯するが如きは、事極めて容易であつて、智能上の勞力を要することは甚だ少ないからして、斯の如き場合には、翻譯は複製の一方法であると云ふことは、或は至當であらうが、併ながら日本語と歐羅巴語とは、全く其性質を異にして、日本文を歐羅巴文に譯し、又歐羅巴の書物を日本文に譯すると云ふことは、決して容易の事ではないのである、智能上の勞力を要すると云ふ點に就ては新しい著作を爲すと敢て異なる所は無いのであります、故に實際に於ても歐米の書物を日本語に譯したものは、極めて少ないのでありまして、日本に於て最近十年間の統計に依れば、一年間平均五十一位に過ぎないのであります、是は歐米の書籍を翻譯することが極めて困難であつて、寧ろ新しく著作を爲すの容易であり、且つ利益なるに若かないからであります、故に歐米の書物を東洋の語に譯し、又東洋の書物を歐米語に譯すると云ふことは、決して複製の一方法なりと云ふ理論を適用することを得ないのであります云々。

斯の如く帝國委員は翻譯に關しては我提案を維持することに努めたけれども、殆ど總てが反對の意見のみであつて、四面皆な敵であると云ふ有様であつたので、従つて日本の提案の通過は、甚だ困難の情勢を呈し、會同委員の中には、或は本邦の提案の撤回を勧誘する者もあり、或は翻譯に關しては、特別條約を訂結するは兎に角、日本に對して除外例を設くるの非なることを説く者もあつたが、帝國委員は、我國の現状此提案を撤回すること能はざる旨を述べて極力之を維持することを努めたのである、是に於て委員會は之を採決に附するの止むなきに至り、議長は之が可否を問ふた所、其結果は日本を除くの外、總て獨逸の原案に賛成して、結局日本の提案は、否決せられた形になつた。

(第五)新聞の記事(全文略)

(第六)音樂著作物の演奏權(全文略)

(第七)器械的樂器(全文略)

(第八)活動寫眞(全文略)

(五)

(前略)

十一月十一日最後の委員會を開いて、改正條約に就て討議し、十一月十三日午前十一時より、最終本會議を開きたるが改定條約第八條翻譯に關する所に至りまして、帝國委員は左の宣言を述べて、翻譯に關する留保を明言したのである。

日本と歐米諸國間に於ける翻譯自由のことは、不幸にして委員會の同意を得ることが出來ませぬでしたが、日本委員は本會議に向つて、更に左の事を通告するのである、日本政府は、同盟諸國と成るべく其歩調を一にせ

んとする精神を有するものでありますが、如何せん日本の國状は歐羅巴諸國と異りたる特別の状態に在りますからして、翻譯權に關する現行條規の改正には、目下之に加盟することを得ざるは、帝國政府の大に遺憾とする所であり、故に日本の國状が、他日此伯林新條約の規程に加盟し得るに至るまでは、日本政府は伯林條約、並に巴里追加規程の第五條の現状を維持せんことを希望するものなることを、茲に宣言するものであります云々。

(中略)

以上述べたる如く新條約案は、大體に於て獨逸政府の原案を採用しましたが、日本其他の異議もあり、全然新條約を其儘採用することの不可能なるを認め、委員會の議長ルノー氏は、非常に苦心の結果、左の規程を第二十七條に設くるに至つた。

本條約は同盟國間の關係に於ては千八百八十六年九月九日の「ベルヌ」條約並に千八百九十六年五月四日の追加規程及び解釋宣言書に代るべきものとす。

本條約を批准せざる國の關係に於ては前掲の諸條約及び規程は有効なるものとす。

本條約調印諸國は批准交換の際に於て何々の點に關しては曩に諸國が締結したる條約の規程に準據するものなることを宣言することを得。[原典では傍点は中白点]

本條末項は委員會議長ルノー氏が特に案出したる條文である、(中略)是は實に特別の處理と云はなければならぬのである。何となれば各國が互に其自國の利害得失を標準として、主張を貫徹せんとしたならば、致底一致の協約を見ることは期すべからざるものである。殊に日本の如く其意見を固執するものがあつたときに於ては、本條約は其調印を見ること、殆ど出来ない有様であつたからである、斯の如き次第でありましたからして、最終の委員會に於ては、殆ど何等の異議を挾むものなくして、本條約案を通過したのであります。斯の如く帝國政府の提案は、表面上通過成立を見るに至らざりしが如くであつたけれど、翻譯權に關しては、第二十七條の規定に依て、全然現状を維持し得るに至りましたから、結局事實の上に於ては、現在よりより不利益なる地位には立たないで、少しも損する所なき結果を得たのである、是は余の不敏なる斯の如き重任を帯びて會議に列席したるに拘らず、斯る好結果を得たのは、竊に愉快とし且つ満足する所である、是れ實に我國の學術の爲めに慶ぶべきことであつて、獨り予の光榮のみではないと考へます。

2. 解題

2.1 論説概要

原典の論説は、日本の著作権法制度の立案者として知られる水野鍊太郎が、1908年(明治41年)7月に開催されたベルヌ条約ベルリン修正會議(著作権保護万国會議)に日本政府の代表として自ら出席したときの會議の報告として、翌年の1909年(明治42年)に総合雑誌『太陽』²に寄稿したものである。このとき、日本は翻譯權をめぐって「翻譯の完全自由」を主張、提案したが、各国代表と全面的に対立しその提案は否決されることになる。その結果、同會議において、日本は「翻譯權 10年留保」を宣言するに至つた。

1886年(明治19年)に制定されたベルヌ条約(文學的及び美術的著作物の保護に關するベルヌ條約)は、万国著作権條約(1952年(昭和27年)制定)とともに今日まで國際的著作権法制を支える2つの大きな柱のひとつとなつてきた。ベルヌ條約は、内國民待遇、無方式保護主義、遡及効³などの基本原則に基づいて、著作権を國際的に保護する目的で締結された條約として知られている。日本は1899年(明治32年)にベルヌ條約に加盟し今日に至っている。その間、著作権をめぐって日本

は、第2次世界大戦後の平和条約による戦時期間加算のペナルティ、日米暫定協定、万国著作権条約への加入(1956年(昭和31年))、著作権法の改正(1970年(昭和45年))など数々の課題に直面してきた。翻訳出版に40年以上携わってきた宮田(1999)は、自ら関わった問題としても、日本にとって「翻訳権十年留保」は、ベルヌ条約に加入してまもないベルリン改正会議の時点から現在にいたるまで、その功罪は別として、たえず海外との著作権摩擦の火種の一つであった」(p. 1)と述べている。水野錬太郎による本論説には、ベルヌ条約ベルリン修正会議において、各国との意見対立で孤立しながらも、日本が翻訳の自由を主張し続け、最終的には「翻訳権10年留保」の宣言を行うことになった経緯と、その結果について日本政府代表としての水野の考えが示されている。近代国家樹立間もない当時の日本における著作権および翻訳権に関する認識を窺い知る上で興味深い文献である。

前述の通り、世界で初めてとなる著作権の国際的保護を定めるベルヌ条約は、1886年(明治19年)に調印された。当時のヨーロッパ諸国における海外著作物の保護状況については、二国間条約が結ばれることはあっても、それぞれの国の事情や、国内法の未整備などの問題を抱え、実効性の伴わないものであった(宮田, 1999, p. 2)。そのような中で、フランスのユーゴー(Victor Hugo)やバルザック(Honoré de Balzac)などの著名な文学者が国内外の著作物を同一の形で保護しようという運動を展開し、それがベルヌ条約として結実したのである⁴。運動の経緯を見れば明らかのように、著作権の問題は当初より何よりも翻訳権の問題と密接に関連するものであった。しかし、調印の会議にスウェーデン、ノルウェーは欠席、アメリカは出席したにもかかわらず調印しなかった。各国の事情で、海外の著作物の保護は難しい環境にあり、調印した国々の間でも意見はなかなかまとまらなかった。その妥協の産物が、翻訳権の原著発行後10年消滅(保護期間10年消滅)であった。

最初の条約締結から10年後の1896年(明治29年)に開かれたベルヌ条約パリ修正会議においてパリ追加規定が付加されるとともに、解釈宣言が行われた。この追加規定というのは、原著の発行から10年以内にその翻訳が出されないときは、その国語の翻訳権は消滅するという規定であり、「保護期間10年消滅」よりさらに翻訳権の保護の規定が厳しくなったことになる。そしてさらにその約10年後の1908年(明治41年)開催されたのがこのベルリン会議である。ベルヌ条約及び追加規定に対する各国の対応がまちまちなのを統一し、新たに必要な修正を施すことを目的としていた。その中の重要な議題には、当然のことながら翻訳権が含まれていた。具体的には翻訳権の保護期間をなくして、翻訳権も著作権と同じように扱うとする改正案であった。外国、とりわけ西欧の文献の翻訳が近代化に必須であった日本にとっては大きな課題を突き付けられての会議参加となったことは言うまでもない。

翻訳権の強化を各国が口をそろえて支持する中、水野は日本の状況を説明し、「翻訳の自由」をあくまで主張した。しかしながら、本会議においては、日本の主張を支持する国はなく、1896年(明治29年)のベルヌ条約パリ修正会議での追加規定が改められ、翻訳権も著作権と同じ期間保護されることに決定した。これに対し、水野は翻訳権10年留保を宣言し、本条約を締結するも第27条(本条約を批准しない国の関係においては、ベルヌ条約、パリ追加規定及び解釈宣言を有効とする)により事実上翻訳権10年留保制度を存続させることとなった。水野が報告の最後に述べたように、この結果は当時の日本にとっては好ましいという以上に、大成功と言っても過言ではなかった。

以下では、まずベルリン会議の背景について、国際社会における著作権保護の機運の高まりと、

日本における著作権の法整備の経緯、続いて水野錬太郎の経歴について述べる。その上で、ベルリン修正会議において日本政府の代表として水野が翻訳権に関し行った主張から、当時の日本政府の翻訳権に関する考え、姿勢を探ることとしたい。特に日本の主張としての「翻訳の完全自由」に焦点を当て、その主張の根拠として、翻訳の自由が西洋と東洋の思想の融和につながり、ひいては世界平和の維持に貢献するとしている点、日本で翻訳書が出ても原著作物の発売高が減ることはなくむしろ増えるとしている点、また学芸美術の発展という視点から見ると日本だけでなく条約相手国にとっても利益となる相互利益を強調している点、さらに西洋諸語と日本語の間では言語と文字の体系が大いに異なるため翻訳は非常に困難であり、むしろ創作をするほうが簡単であり、翻訳権を複製権と同一視できないと述べている点などから解題を試みたい。同時に、政府官僚でありつつ法学者であった水野が、著作権、翻訳権をめぐって抱えていた葛藤を水野の他の著作も参考にしながら、当時の日本の政治状況と絡めて考えたい。

2.2 著作権保護のための国際条約を求める機運

著作権という考えが生まれる背景として、15世紀半ばにおけるグーテンベルグの印刷術の発明をまず考慮しなければならないだろう。印刷術の発明によって、印刷会社や出版者、さらに著作者という存在が出現し、文字が急速に普及するとともに著作物が広い範囲に流通することになった。「著作者の出現が著作権という考え方を生み出す」契機となったのである(堀之内, 2015, p. 4)。直接的なきっかけは偽物(海賊版)出版物の横行であり、それが印刷会社や出版者の権利の主張、さらには著作者の権利の主張につながり、著作権の法制化という形となって表れることになる。イギリスでは1709年にアン法、フランスでは1793年にフランス著作権法が制定されている。一方で、各国の間では著作権についての理解の浸透度や捉え方に差異があり、その差異を埋めるべく各国は当初二国間条約で対処を試みていた。しかし、それが煩雑化、複雑化する中で、こうした状況を打破するために国際条約の締結が求められるようになり、その機運の中で著作権の国際的保護を目的として1886年(明治19年)ベルヌ条約が制定されることになるのである。

2.3 日本における著作権制度

2.3.1 不平等条約改正の条件とベルヌ条約加盟

既に述べた通り、日本は1899年(明治32年)にベルヌ条約に加盟している。同じ年に、旧著作権法が制定されている。当時の明治政府は近代化に邁進していたが、その政府にとっての大きな懸案事項のひとつが不平等条約の改正にあったことはよく知られている。江戸幕府が幕末の1858年(安政5年)にアメリカ、オランダ、ロシア、イギリス、フランスの五カ国と締結した通商条約では、日本は相手国に治外法権を認めながらも、関税自主権を持たなかった。この不平等条約の改正条件として、これら欧米諸国から求められたのが近代国家に相応しい法制度の整備であった。政府はその要求に対して、著作権保護に関するベルヌ条約への加盟を約束した。しかし、当時日本に既に存在していた版権法ではその条件を満たすことができなかった。1899年(明治32年)7月には、治外法権が撤廃され改正通商条約が発効することになっていたため、その前にベルヌ条約に加盟しなければならない状況であった。そのため、政府は1898年(明治31年)末の帝国議会への提出を目指して、国際的基準を考慮に入れた著作権法の整備に乗り出したのである(大家, 2003, p. 105)。その法整備

に任じられたのが内務官僚の水野錬太郎であり、1899年(明治32年)3月4日に水野起草による旧「著作権法」が制定されることになる。水野については、2.3.3 であらためて述べる。

2.3.2 福澤諭吉と著作権

日本の著作権制度は、1869年(明治2年)の出版条例に始まると言われている。この出版条例の制定を考える上で欠かせないのが、明治の啓蒙思想家福澤諭吉(1834-1901)である。福澤が1860年(万延元年)咸臨丸で渡米し、1862年(文久2年)には江戸幕府遣欧使節としてヨーロッパに赴き、1866年(慶應2年)『西洋事情初編』3冊を発行し当時のベストセラーとなったことはよく知られている。一説によれば、偽版(海賊版)も含め25万部売れたという。1868年(慶應4年)8月ごろ(同じ年の9月8日に元号は明治となる)に、福澤はcopyrightの解説書を翻訳したものを含む『西洋事情外編之三』を発行している。この中で、福澤はcopyrightを「蔵板の免許」⁵と訳した(福澤, 1897/1958, p. 473)。この時期、福澤は既に出版されている著書の高版の対応に追われて、『西洋事情外編之三』の発行に遅れが生じたという(大家, 2003, p. 2)。福澤は、海賊版への対応として、同年『中外新聞』に広告を出し、読者に偽版者の住所・氏名・通報を求めるとのことまで行った。こうした中で、1869年(明治2年)に出版条例が制定され、組織的な出版統制行政が始まることになったのである。1870年(明治3年)、福澤は『西洋事情』の高版に関し大阪府知事へ取り締まり要望書を送り、1873年(明治6年)には、偽版取り締まりを文部省に要求するとともに、『版権論』を訳して京都府に提出し、その際、copyrightの訳に「版権」⁶が使用されたと言われている(堀之内, 2015, p. 30)。その2年後の1875年(明治8年)には出版条例の改正が行われている。

2.3.3 版権法から著作権法へ

著作権の保護というべき規定が日本で最初に設けられたのは、1869年(明治2年)の出版条例であり、その後上記の出版条例改正時に「版権」という語が法文に初めて使用された。ここでいう版権とは、「図書専売の権利であり、現在における排他・独占的出版権」(堀之内, 2015, p. 31)を指すものと考えられる。その後さらに、1887年(明治20年)に出版条例から「版権の保護に関する規定」が離され「版権条例」となり、その版権条例が改正され1893年(明治26年)に「著作権法」が制定されている。

このようにして福澤によって広められた版権の思想は、「著述に費やした時間と知的労力を以て、出版されたテキストを専売する権利を作者に独占させるもの」であると同時に、「外国のテキストの翻訳に費やした時間と知的労力を以て、翻訳者にも作者と同様の権利があると主張」するものであった(甘露, 2011, p. 342)。翻訳書を出版する際は、原作者に許可を求める必要はないだけでなく、翻訳書にも版権が認められていた。つまり、明治初期の版権思想と出版制度は、原作者に無断で行った翻訳者にも版権を認め保護するものであり、「欧米からの知識の導入を積極的に促すものであり続けた」(ibid.)という。

ベルヌ条約加盟のためには、上記のように日本人しか保護の対象としていない版権法に代わるべく法制度が必要であり、その要請を受け1899年(明治32年)水野錬太郎を起草者とする旧著作権法が制定されたのである。この旧著作権法の第7条には、翻訳権の保護規定について以下のように定めている。

第七条(保護期間—翻訳権) 著作権者原著作物発行ノキヨリ十年内ニ其ノ翻訳物ヲ発行セサル
トキニハ其ノ翻訳権ハ消滅ス

②前項ノ期間内ニ著作権者其ノ保護ヲ受ケンとスル国語ノ翻訳物ヲ発行シタルトキハ其ノ翻訳
権ハ消滅セス(宮田, 1999, p. 411)

パリ追加規定として、10 年以内に翻訳出版されなければ権利消滅が明記されているベルヌ条約への加盟と、その前提としての上記著作権法第 7 条をめぐることは、国内で猛反対があった。そのころの状況について、後に水野は自らその著書『他山之石』(1909)にも描いている。宮田(1999, p. 3)は、日本の人々の猛反対の背景として、翻訳は本来自由であるべきだという考えと、ベルヌ条約加盟が日本の不平等条約改正の見返りであったことに対する反発を挙げている。

いずれにしても、水野による旧著作権法は、日本のベルヌ条約加盟の土台を築いただけでなく、幾度かの改正を経ながらも、1970 年(昭和 45 年)に新著作権法が制定され、翌年施行されるまでおよそ 70 年近く継続して使用されることになるのである。

2.3.4 水野錬太郎の経歴

水野錬太郎(1868-1949)の生い立ちについては、大家(2005)に詳しい。水野は 1868 年(慶応 4 年)に、江戸勤務の任にあった秋田佐竹藩水野立三郎の長男として生まれた。幼少の頃、家族とともに秋田に戻るが、再び東京に出て神田の共立学校で学んだ。そこで、高橋是清から英語を習う。1889 年(明治 22 年)、帝国大学法科大学(現在東京大学法学部)に入学し、1892 年(明治 25 年)卒業、第一銀行に就職した。その翌年 1893 年(明治 26 年)には農商務省に入り、さらに 1894 年(明治 27 年)内務省に入る。その後、内務大臣、朝鮮総督府政務総監、文部大臣、貴族院議員を歴任した。上述したように、1897 年(明治 30 年)に著作権法制整備を任されることになり、調査のためにイギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア各国を回っている。

1899 年(明治 32 年)3 月 4 日水野起草による「著作権法」が制定され、同年水野がベルリン会議に出席し、日本はベルヌ条約に加盟することになる。さらに 1908 年(明治 41 年)10 月 10 日ベルリンにおける著作権万国会議に出席することになるのだが、その会議では翻訳の自由という日本政府の主張を掲げて孤軍奮闘することになる。

尚、著作権は英語では、**copyright** でまさに複製(複写)の権利を意味する。フランス語では、**propriete litteraire et artistique** で文学的、および美術的所有権、あるいは **droit d'auteur** で著作者の権利を意味している。ドイツ語では、**Urheberrecht** で創作者の権利を指す。日本語の「著作権」という用語については、これまで水野錬太郎が案出したというのが通説となってきた。水野自身、『著作権法要義』(1899, p. 1)の緒言冒頭において以下のように述べている。

著作権トハ著作者カ其ノ上ニ有スル権利ニシテ従来我國ニ於イテ版權ト稱シ來リシモノナリ、
版權ト云ヘハ單ニ出版スル権利ナルカ如キ解釈セラレ、彫刻、模型、寫眞等ノ著作物ヲ包含
シ及脚本、樂譜ノ與行權ヲ保護スル新法ニ於テ之ヲ版權ト稱スルハ其意義狹隘ニ失スルノ感
ナキ能ハサルヲ以テ新法ニ於テ之ハ著作権ナル名称ニ改メタリ、

しかし、倉田(1983, p. 128)によると、1886年(明治19年)のベルヌでのベルヌ条約創設会議に外務書記官の黒川誠一郎が出張を命じられた際の辞令に「著作権」の用語が使用されている。これについて吉村(1993, pp. 4-15)は、黒川誠一郎自身がこの著作権という訳語を作ったのではないかとしている。

いずれにしても、前述の通り、水野立案の旧著作権法、なかでも翻訳に関わる著作権法第7条をめぐっては、国内で激しい反対にあったのである。こうした国内での状況と不平等条約の解消を果し、近代国家として国際社会での地歩を固める必要性の板挟みの中で、水野はベルリンに出かけていくのである。

2.4 ベルリン会議における日本の主張

原典の「伯林に於ける著作権保護萬國會議の状況」は、5つの項目からなる。原典には特に見出しは設けられていないが、その内容については、順に以下のように示せるだろう。即ち、(一)会議の目的、(二)著作権保護に関する各国の状況、(三)ベルリン会議総会の状況：日本の主張と各国の反応、(四)委員会での逐条審議、(五)最終本会議と新条約の締結、という内容である。以下この順に従って、内容を確認する。

2.4.1 会議の目的

まず(一)において、1886年(明治19年)のベルヌ条約の成立から、その後約20年間の修正の内容と経緯について簡潔に記された上で、本ベルリン会議の目的が述べられている。即ち、ドイツ政府の主導により「巴里會議の決議に従ひ千八百八十六年の條約、並に千八百九十六年の追加規程、及び解釋宣言書を併せて單一なる條約と爲し、且つ時世の必要に應ずる新規程を加へて、完全なる條約と爲さん」(p. 42)ことを目指すものであった。

2.4.2 著作権保護に関する各国の状況

次の(二)においては、今回の会議の背景として、先のベルヌ条約の締結を受け、各国、特に西洋諸国で著作権保護の制度が急速に進んでいる状況が報告されている。著作権の法整備が既に進んでいるフランスやイギリスに加えて、ドイツでは1901年(明治34年)に新著作権法が發布され、オーストリア、イタリア、ロシアでも著作権に関する法律の改正や制定が進み、ヨーロッパ諸国では「著作権に関する制度は少々完全に近づいた」(p. 42)状況にあり、今回のベルリン会議へ各国が多く委員を送り込んだ様子が記されている。特に同盟国は各々、7、8名あるいは3、4名、委員を派遣したのに対し、日本からは「僅に二人」(ibid.)であったと述べている。この会議は、通常の学術会議ではなく、所謂外交会議であり、「條約を訂結して同盟國を拘束するものであるから、之に派遣せられたる委員は、條約を訂結して、調印する權限を有つて居る所謂全權委員」(ibid.)となる。そのため、同盟国の委員については、各国外交官の中でも有名な人物を派遣する。特に、著作権については、ヨーロッパ諸国は「非常に重きを置いて、著作権に関する萬國會議には政府は特に其委員を撰抜して派遣する」(p. 43)という状況だったのに対し、「元來著作権の事は、日本に於ては未だ學術の進歩せざる爲めであるか、世の中に於て未だ十分に重を措かれぬ有様で」(ibid.)あり、それが自ずと会議への日本政府の対応ともなって表れていることが示されている。一方で、「極めて學識に富み、

経験のある世界に知名なる人々の會合であつたからして、其議事の重要にして且つ興味のあつた」(ibid.)と水野は述べ、学術的にも外交的にも大いに刺激を受けた様子が窺える。

ベルリン會議には、同盟国はもちろんのこと、同盟国以外の国でも、著作権保護に利害関係のある国々は委員を派遣し、35カ国から委員が参加した。會議は總會と委員会から成り、さらに委員の中から特別委員、あるいは編纂委員を設けて議事が進められ、ドイツ帝國議事堂において1908年(明治41年)10月14日から約一箇月続いた。

2.4.3 ベルリン會議總會の状況：日本の主張と各国の反応

続く(三)において、いよいよ總會での討議内容に移るわけであるが、原則としてドイツ政府の原案の各条項について、各国が意見を述べ、それに対し参加国が意見を出すという形で進められた。本論説では、「極めて長く且つ繁雑になる」(p. 43)として日本に関するのみ述べるとした上で、議事において原案の第5条、即ち翻訳権の規定についての討議に至った際の日本、即ち水野の発言について集中的にかつ詳しく述べられている。即ち、既に日本政府として提出されていた議案、即ち「翻譯自由」の件に関する水野による趣旨説明である。水野は、「翻譯自由」の提案が會議参加諸国の意見と異なるであろうことを十分認め承知した上で、日本政府が「翻譯自由」の提案を行う根拠を以下のように示している。

まず、「我帝國が始めて國際關係に入つて以來、今日に至るまで僅に五十年に過ぎないのである、五十年の時日は、歐米人と日本人とをして、互に其思想を了解融和せしむるに十分でない」(p. 43)と述べ、そのために思想融和を欠き、国家間關係に大なる損害を及ぼすだけでなく、互いの「智能上の關係」(ibid.)の關係にも害を及ぼしていると述べる。思想の融和には、各国の「キャラクター・ナショナル國風を熟知すること」(ibid.)が必要であり、そのための「最も有効、且つ最善なる方法は、日本と歐米諸國との間に於て、著書の閱讀に便利なる方法を考へる」(ibid.)ことであり、それは即ち「各國の語を自國語に翻譯して、之を一般國民に紹介する」(pp. 43-44)以外の方法はなく、それには「翻譯の完全なる自由」(p. 44)が必要だということである。東洋の思想と西洋の思想が大いに異なるのは、地理的な距離の大きさではなく、思想・國風の違いによるものである。近年互いの行き来が頻繁になってきたが、日本が國際關係に入つて日が浅いため、思想融和にまでなかなか至らずそのため誤解や意思疎通を欠く危険性もある。従つて、「歐米諸國と日本との間に、相互に翻譯の自由を認めて、其習慣制度文物を熟知する」(ibid.)ことが必須であると水野は述べている。

加えて、ヨーロッパ諸國間では、「翻譯と云ふものは、原著作者及び出版者の利益を害する」(ibid.)こととなる故に、「原著作者に翻譯に關する一切の權利を附與」(ibid.)するという主張についてはもつともだが、ヨーロッパと日本の間での翻譯は全く事情が異なると水野は述べる。もし日本で西洋の書籍を翻譯しても、原著者にも出版社にもいかなる損害も及ばない。なぜなら日本での翻譯書の出版は、原書の発売高を減ずることではなく、かえつて発売高を増加させるものであると述べる。というのも、「日本の讀書社會は、少くも一外國語は之を解するものであるから、其原書の存在を知るや、直ちに原書を購入して之を讀むを常とし、又不完全に外國語を了解するものは、原書と翻譯書とを對照して、之を研究するといふ状態である」(ibid.)から、翻譯書の出版によって原著が広く知られ、原著を買い求める人が増えるという理屈である。従つて、「原書を日本語に翻譯して之を出版するのは、恰も原書の爲めに、之を世人に紹介廣告するが如きもの」(ibid.)で、ヨーロッパ諸國と日本

の間で「翻譯の自由」を承認することは、利益は大きく、損害など伴わないと主張する。

さらに「又翻譯自由の結果、獨り日本が利益を得るばかりではない、必ず歐羅巴諸國も其利益を受くる」(ibid.)のである。なぜなら、「日本の學藝美術は必らずしも歐羅巴に劣るものではない、日本には日本特殊の文學の發達があり、特殊の美術的作品があり、而して其の特殊のものに就ては、歐米諸國と肩を列べて、決して遜色ない」(ibid.)のだが、残念なことにこれまで西洋諸国の人々はそれを享受する機会がなかった。それは、日本の言語を十分理解できないためである。これでは、日本の文學を十分味わい、ヨーロッパの文學と対照することもできない。従って、両者を対照、比較するには、翻譯の自由に依るしかない。ヨーロッパで日本の名著を翻譯するものがあれば、日本人にとってもそれはそれは喜ぶべきことであり、日本はそのためにいくらでもその材料を提供するつもりである。

このように水野は述べ、「翻譯の自由」を認めることは世界に新しい道をひらくのであり、「翻譯の自由」により「加之意思の疏通を得るが爲めに東西兩洋間に跨つて居つた所の總ての誤解は一掃せられて、從來冷淡であつた感情は茲に温き交誼と變じ、諸種の障礙は雲散霧消」(p. 45)し、「實に世界の平和を維持する」(ibid.)につながると主張したのである。

しかしながら、日本政府を代表する水野の演説については、「佛蘭西、獨逸、白耳義、伊太利等の趨勢は、日本の此の提案は、同盟條約を根本より破るものとし、此國々からは大に非難を受け」(ibid.)る結果となった。

2.4.4 委員会での逐条審議

總會を終え、議案は委員会での逐条審議に入った。原典(四)ではそれぞれ詳しく述べられているが、ここではそのうちの(第一)保護すべき著作物、及び(第四)翻譯權、についてのみ取り上げる。

まず、保護すべき著作物として、無許諾翻譯の問題が審議された。現行の條約によるなら、適法の翻譯は原著作物として保護されるということになっているが、裏を返せば、著者の許諾の無い不適法の翻譯は、保護されないということになり、このような翻譯をいくら出版してもこれまでは何等の制裁がなかった。「併ながら元來翻譯は智能上の勞力を要すると云ふ點に就ては、新著作を爲すのと別に異なる所が無く、従つて之が剽竊出版に對して、何等の制裁の無いのは缺點である、此理由よりして、獨逸政府は現行條約第四條を改めて、「原著作者の權利留保の下に、翻譯は原著作物として保護せらるべし」と云ふ規定を入れたのである」(p. 46)。これについては、日本も含むどの国からも異議はなく承認された。

次に、翻譯權についてだが、これが今回のベルリン會議の重要な議題のひとつであったことは既に述べた通りである。ベルヌ條約創設の際から、既に「翻譯を以て複製の一方法」(p. 48)として、翻譯權の保護期間を普通の著作權の保護期間と同一にするべきだという主張がフランスやベルギーの委員から提出されていた。この提案は1896年の條約でも問題となるも、反対意見も多く、なかなか通過を見なかった。但し、その原則だけは認め、「著作權者は、原著作物に關する著作權の存續する期間、其著作物を翻譯するの特權を有す」(ibid.)という主義に基づき、「然れども著作者が、原著作物發行の日より十年内に、其保護を受けんとする國語の翻譯物を出版せざるときは、其翻譯權は消滅す」(ibid.)という規定を設け、制限を付けたのである。今回のベルリン會議では、再度この問題

が取り上げられ、翻訳権を複製権と同一視するのが原則であれば、その原則に従って第二項は削除すべきであるという提案がなされた。

そこで、水野は再び、前日の総会で述べた日本政府の提案について演説を行うことになったのである。「翻譯は複製の一の方法に外ならず、従つて翻譯權は著作權の中に包含せらるべき」(p. 49)という点は、理論的には正当であるように見えると水野は言う。しかし、それは、「言語、文字の性質の同一なる國の間に於て言ふべき事であつて、言語、文字の性質の全く異なる國に於ては、此理論に依るを得ない」(ibid.)と述べる。例えば英語からフランス語へ、あるいはフランス語からドイツ語へ翻訳する場合は、極めて容易であり、「智能上の勞力を要する」(ibid.)ことがない。このような場合は、翻訳が複製であるというのは当然である。しかし、日本語と西洋諸語との間の関係は全く異なる。日本語を西洋語へ、西洋語を日本語へ翻訳するのは、決して容易ではなく、「智能上の勞力を要する」(ibid.)のであり、この点から「新しい著作を爲すと敢て異なる所は無い」(ibid.)と述べる。実際、そのために欧米の書物で日本語に訳したものは非常に少なく、一年間に 51 に過ぎない。これは欧米の書物を日本語に訳すのがいかに困難を示すものであり、翻訳するよりむしろ「新しく著作を爲すの容易」(ibid.)であるとまで述べている。従つて、欧米の書物を東洋の言語に、また反対に東洋の書物を歐米語に翻訳する場合は、決して複製の一方法だという理論を適用できないと主張したのである。

しかしながら、今回も日本の提案に賛同する者はほとんどなく、「四面皆な敵であると云ふ有様」(ibid.)であった。日本に本提案を撤回することを勧める国もあったが、その中で、水野らは日本の提案を維持することに努めたのである。

2.4.5 最終本会議と新条約の締結

原典(五)では、最後の委員会での討議後、11月13日に最終本会議が開催されたこと、そこで提出された改訂条約案と採決結果が示されている。日本は、「翻譯の自由」を提案したが同意が得られなかったこと、同盟国として各国と歩調を合わせていく意思は十分あるが、残念ながら翻訳に関しては、「日本の國狀は歐羅巴諸國と異りたる特別の狀態に在り」(p. 52)、翻訳権に関する現行の条規改正には、目下加盟することができず大変遺憾であること、従つて「日本の國狀が、他日此伯林新條約の規程に加盟し得るに至るまでは、日本政府は伯林條約、並に巴里追加規程の第五條の現狀を維持」(ibid.)することを希望し、「翻譯に關する留保」を宣言するに至った。

新条約案策定にあたっては、大筋、ドイツ政府の原案が採用されたが、上記の通り、とりわけ翻訳権をめぐる日本からの異議があり、新条約をそのまま採用することは能わなかった。一国でも反対すれば条約締結はできなくなる。そのため、委員会議長ルノー氏が、非常に苦心し、以下の規程、即ち第 27 条を設けることになったのである。

本條約は同盟國間の關係に於ては千八百八十六年九月九日の「ベルヌ」條約並に千八百九十六年五月四日の追加規程及び解釋宣言書に代るべきものとす。

本條約を批准せざる國の關係に於ては前掲の諸條約及び規程は有効なるものとす。(p. 53)

こうして、日本は第 27 条の規定によって、翻訳権留保を宣言し「全然現狀を維持し得るに至り」、「事實の上に於ては、現在より不利益なる地位には立たないで、少しも損する所なき結果を得た」(pp.

53-54)ことになるのである。

2.5 翻訳の自由と明治期における翻訳観

こうして日本はベルヌ条約に加盟しながらも、「翻訳権 10 年留保」によって長くその恩恵を受けることになったのである。一方で、各国としばしば摩擦を引き起こすことにもなったことは先に述べた通りである。考えてみれば、水野の演説にあるように日本が未だ開国して間もない状況で、西洋文明の知識や技術を渴望していた明治時代にあつて、自由に翻訳が行えることは、日本に大いに利するものとなる。それだけにどれだけ反対されようと水野がその提案を取り下げなかったこともうなずけよう。また国内での反対を押し切つてのベルヌ条約加盟である故、国内での反論を和らげるためにも主張し通すという姿勢は崩せなかったともいえよう。

しかしながら一方で、日本は西洋を範とする近代国家建設を目指しており、そのためには近代国家としての法整備を整え、不平等条約を解消することが急務であつた。法制度の確立のために、当時の政府要人や学者が西洋の法、特にフランスとドイツの法を熱心に学んだこともよく知られている。こうした西洋の知の吸収のためにも翻訳は欠かせないものであつたわけであるが、一方で西洋の法に通ずる中で法律そのものの在り方も議論され、深く理解を得るようになるのである。

実際、後に水野が著した『他山之石』(1909)の中には、このベルリン会議の前の 1908 年(明治 41 年)5 月に法理研究会において行われた水野自身の講演「著作権保護萬國同盟條約に關する伯林會議」の記録及び、ベルリン会議直後の 1909 年(明治 42 年)2 月に同じく法理研究会において行われた講演「伯林に於ける著作権保護同盟萬國會議の成果」の記録もおさめられており、その中で水野は日本政府を代表しいかなる主張をいかなる根拠で行う予定であるか、また行ったのかを詳細に述べている。会議概要については『太陽』掲載の内容とほぼ同じであるが、上記講演の中で水野は繰り返し、世界、とりわけ西洋諸国における趨勢を見ても日本の提案が受け入れられることがいかに困難であるか述べている。それは何よりも水野自身、著作権及び著作権法、著作権制度についてよく理解していたからであろう。このことは、日本の主張、例えば西洋諸国間での翻訳は容易であるが、日本語と西洋諸語の間での翻訳は、創作以上の難しさがあるという主張に対して、ドイツの委員が反論し西洋諸国間での翻訳も決して容易ではないと述べていることに大いに共感と理解を示していることから窺える。また、翻訳による原著者の金銭上の不利益という点について、翻訳が必ずしも原著者の金銭上の利益を害するものではないが、著作者の無形の権利を害するものであり、この点からも著作者を保護する必要があるというフランスの意見についても理解を示している。この点に関し、水野は以下のような例を挙げている。

是は如何にも尤もなことと思ふ。地位を換えて吾々の書物を支那人が翻譯したと仮定します。場合によっては作物の意を害するごとき翻譯をすることもありましやう。そうすると非常に不愉快を感じる、従つて権利を害されたと云ふ考が起る。それ故に著作権の中には翻譯權を包含すると云ふことは著作者を保護する上から言ふも至當なことと思ふ。水野, 1908, pp. 179-180) [傍点原著]

こう述べて、水野は「故にこの條約第五條の翻譯權の期間を著作権の期間と同一にすると云ふこ

とは必ず通過するだらう」(ibid.)と予想している。上記の水野の言葉には当時の日本の西洋崇拜、東洋蔑視の姿勢も見え隠れする。同時に、「理論は其通りでありますけれども日本の今日の文化程度から言ふと實は外国の書物をどしく⁷ 翻譯したい」(ibid.)という水野自身の本音があり、理論と現実の乖離の中でいかに日本の主張を維持するか模索する様子が窺える。そして実際、水野はベルリン会議の前に各国の学者を訪ねて、日本の状況を訴え理解を求めて根回しをするのである。個人的には日本の状況に理解を示してくれた人々もいたが、実際の会議では残念ながら日本を擁護する国はほとんどなかったことについては既に述べた通りである。

日本国内では著作権法制定についても、またベルヌ条約加盟にも反対の意見が根強かった。しかしながら、原典の中で水野も指摘しているように、そもそも著作権、翻訳権に関する議論は日本では未だ成熟していなかった。既に著作、翻訳をめぐる長い議論の歴史のあった西洋諸国との考え方の上での距離もいたしかたなかったとも言えるかもしれない。日本においては著作の独自性、創造性は誰に、どこに帰すのか、そのことと翻訳はどう関わるのか、そもそも翻訳とは何かという議論が未だ十分に展開する環境にはなかったとも言えよう。

先に述べたように、西洋諸国では、著作権の概念は、まさに翻訳との関わりから展開してきた。それは、作者による表現と思想の独自性・創造性は誰に、どこに属するのかという問いと深く関わる。作者なのか。原著書なのか。翻訳は原著作の複製物に過ぎないのか。そうであれば翻訳物は、やはり作者に属するものであり、複製権として著作権に含められるべきものなのか。翻訳物には翻訳者による表現の独創性は認められないのか。翻訳という言語実践に創造性はないのか。後に、Venuti(1998)が投げかけた問いもまさに原著の独自性と翻訳との関係性の問題であったと言えよう。さらには、そもそも、テキストや作者の絶対性などあるのかというバルト(1979)やフーコー(1990)による問題提起にも根本的に関わってくるものである。この点については、今後綿密な考察が必要となろう。

ここで取り上げたベルヌ条約修正をめぐるベルリン会議での日本政府の対応は当時の日本の政府及び法学専門領域における著作物・著作権・翻訳権に関わる考えの一端が見てとれ、現在にまで影響を残したものとして興味深いものである。しかし、外交上の制約や現実的な利害によって本質的な議論がどれほど深まっていたのかはここからだけではもちろん読み取れない。他のジャンルや様々な文献から丁寧に議論を掬い取っていく作業が必須であり、今後の研究の展開が期待される。

3. 参考文献

- バルト, R. (1979) 「作者の死」『物語の構造分析』(花輪光・訳) (pp. 79-89) みずぐさ書房[原著: Barthes, R. (1968) *La mort de l'auteur. Manteia, V*].
- フーコー, M. (1990) 「作者とは何か」『作者とは何か?』(清水徹・豊崎光一・訳) (pp. 11-72) 哲学書房[原著: Foucault, M. (1969) *Qu'est-ce qu'un auteur? Société française de philosophie, 22* (février)].
- 福澤諭吉(1897/1958)「福澤諭吉全集緒言」慶応義塾(編)『福澤諭吉全集第1巻』(pp. 1-65) 岩波書店
- 堀之内清彦(2015)『メディアと著作権』論創社

- 国立国語研究所(編)(2005)『国立国語研究所報告 122 雑誌『太陽』による確立期現代後の研究: 『太陽コーパス』研究論文集』博文館新社
- 甘露純規(2011)『剽窃の文学史: オリジナリティの近代』森話社
- 倉田喜弘(1983)『著作権史話』先人社
- 宮田昇(1999)『翻訳権の戦後史』みすず書房
- 宮田昇(2003)「『版權』の歴史」小森陽一・富山太佳夫・沼野充義・兵藤裕己・松浦寿輝(編)『岩波講座 文学 1』(pp. 265-284)岩波書店
- 宮澤溥明(2017)『著作権の誕生: フランス著作権史』太田出版
- 水野鍊太郎(1899)『著作権法要義』有斐閣書房・明法堂[Online]『国立国会図書館デジタルコレクション』<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/796622> (2017年5月18日)
- 水野鍊太郎(講述)(1903)『著作権法』法政大学[Online]『国立国会図書館デジタルコレクション』<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/796621> (2017年5月18日)
- 水野鍊太郎(1907)「伯林に於ける著作権保護萬國會議の状況」『太陽』第15巻第6号: 41-54. 博文館
- 水野鍊太郎(1908)「附録講演 著作権保護萬國同盟條約に關する伯林會議」水野鍊太郎(1909)『他山之石』(pp. 151-194)清水書店[Online]『国立国会図書館デジタルコレクション』<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/898311> (2017年5月18日)
- 水野鍊太郎(1909)「附録講演 伯林に於ける著作権保護同盟萬國會議の成果」『他山之石』(pp. 195-260)清水書店[Online]『国立国会図書館デジタルコレクション』<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/898311> (2017年5月18日)
- 水野鍊太郎(1909)『他山之石』清水書店[Online]『国立国会図書館デジタルコレクション』<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/898311> (2017年5月18日)
- 大家重夫(2005)『著作権を確立した人々—福澤諭吉先生、水野鍊太郎博士、プラーゲ博士...—』(第2版)成文堂
- 鈴木貞美(編)(2001)『雑誌『太陽』と国民文化の形成』思文閣出版
- 田中牧郎(2013)『そうだったんだ! 日本語—近代書き言葉はこうしてできた』岩波書店
- 吉村保(1993)『発掘日本著作権史』第一書房
- Venuti, L. (1998) *The scandals of translation: Towards an ethics of difference*. New York: Routledge.

【著者紹介】

坪井睦子(TSUBOI Mutsuko) 順天堂大学准教授。立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科博士後期課程修了。博士(異文化コミュニケーション学)。「メタ・コミュニケーションとしてのメディア翻訳: 国際ニュースにおける引用と翻訳行為の不可視性」(『社会言語科学』第19巻第1号: 118-134. 2016年)など。連絡先: m-tsuboi@juntendo.ac.jp

【注】

- 1) 原典は縦書き、二段組となっている。旧漢字、旧仮名遣い等を含む表記については、能うる限り原典に従うように努めたが、合字や踊字など、作業環境上再現の難しい特殊な表記については、

国立国語研究所(2005)の表記を参考に随時書き改めた。読点、句点、さらに太字及び傍点についても、特別の場合(中白傍点)を除き、原典の形式に従った。原典の中で、会議における日本政府の発言内容を水野自身がまとめた箇所や採決結果を要約した箇所は、一文字下げでフォントが小さくなっているため、本稿では一文字下げ9ポイントとして対処した。

- 2) 1895年(明治25年)、博文館から創刊された『太陽』は多様なジャンルと幅広い執筆陣、読者層に加え、その分量の多さを誇り、当時人気の総合雑誌『国民之友』や『日本人』をも圧倒する勢いだった(田中, 2013, pp. 21-22)。『太陽』の編集には「いわば当節の日本人が一国民として身につけるべき平均的な教養や常識、知っておくべき知識を網羅して提供するという姿勢がみてとれ」(鈴木, 2001, p. 16)、「国民のための公器」的性格を持つがゆえに、その影響力は無視できないものがあったという(ibid., p. 19)。水野錬太郎による論説が掲載された1909年(明治42年)の2月、『太陽』ではこの時期の言論界をリードするべく浮田和民を主幹に迎えている。浮田は立憲主義的立場の言論活動を展開し、大正デモクラシー運動の理論的指導者として知られる。20世紀初頭の国内外の複雑な世情の中で、浮田はリベラルな立場から様々な言論をよく捌きこの期の『太陽』の人気を支えたという(ibid, pp. 28-29)。
- 3) 内国民待遇とは、外国人の著作物にも内国民と同じ待遇を与えること、無方式保護主義とは、著作権の保護に登録等を必要としないことであり、遡及効とは、条約発効以前に遡って適用されることである。
- 4) 個々の二国間条約から国際的なベルヌ条約への道のりは、当時の西洋諸国のそれぞれの出版状況や国内法の問題と絡み合っただけで平坦ではなかった。特に著作権の国際的保護の主張の中心となったのはフランスであった。19世紀のフランスは政治や経済だけでなく、文化においても西洋の中心であり、フランス語はラテン語に代わる国際語の役を担い、フランス語の著作物はヨーロッパ中にいきわたっていた。そのため、フランス語で書かれた著作物は、そのままでも他の西洋諸国で読まれていたが、「フランスで新しい著作物が出版されると、ただちにヨーロッパ諸国で無断で翻訳され出版」されるという状況であった(宮澤, 2017, p. 198)。ベルヌ条約に至るフランスを中心とした著作権思想とその制度の誕生、及びその背景については、宮澤(2017)の第9章「ベルヌ条約」に詳しいので参照されたい。
- 5) 福澤が「蔵版の免許」と訳した背景については、大家(2003, pp. 37-41)参照。
- 6) 1897年(明治30年)出版の『福澤全集緒言』で福澤は以下のように述べている。「又当時コピライトの意義を含みたる文字もなし。(中略)依て余は其コピライトの横文字を直譯して版權の新文字を製造したり」(福澤, 1897/1958, p. 10)。
- 7) ここの「く」は繰り返し記号。

